

平成30年度
スクールカウンセラー等活用事業
実践活動事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

各都道府県・指定都市の取組

《注》

「【3】スクールカウンセラー等の活用事例」に係る問題等の種別については、各都道府県・指定都市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ①不登校 ②いじめ問題 ③暴力行為 ④友人関係 ⑤非行・不良行為
- ⑥家庭環境（児童虐待、貧困の問題を除く） ⑦教職員との関係
- ⑧心身の健康・保健 ⑨学業・進路 ⑩発達障害等 ⑪小中連携
- ⑫その他の内容 ⑬児童虐待 ⑭貧困の問題 ⑮性的な被害
- ⑯ヤングケアラー ⑰校内研修 ⑱教育プログラム

北海道教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校等に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教員・保護者への助言等を行い、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ・不登校等の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

可能な限り希望する学校に通年配置するため、学校規模や各学校の状況を踏まえて、配置時間数等を決定している。また、通年配置校以外の学校に対しては、生徒指導などに係る緊急事態が発生した場合など、必要に応じて、カウンセラーを派遣している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

【配置人数】

小学校	: 24人
中学校	: 117人
義務教育学校	: 3人
高等学校	: 54人
中等教育学校	: 1人
特別支援学校	: 6人
教育委員会等	: 2人

【配置校数】

小学校	: 201校
中学校	: 313校
義務教育学校	: 3校
高等学校	: 130校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 9校
教育委員会等	: 2箇所

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	0人
②臨床心理士	132人
③精神科医	0人
④大学教授等	12名

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 14人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 43人

【主な配置形態】

単独校	10小学校	(週1日・1回4時間)
	174中学校	(週1日・1回4時間)
	1義務教育学校	(週1日・1回4時間)
	130高等学校	(月1日・1回4時間)
	1中等教育学校	(月1日・1回4時間)
	9特別支援学校	(月1日・1回4時間)
拠点校	128中学校	(週1日・1回4時間)
対象校	146小学校	(年1日・1回4時間)
巡回校	45小学校	(月1日・1日4時間)
	33中学校	(月1日・1日4時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

① 全道規模の研修会

- 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員
- 北海道公立学校スクールカウンセラー（道教委任用のスクールカウンセラー）
- 市町村教育委員会任用のスクールカウンセラー
- 市町村教育委員会生徒指導・教育相談担当職員
- 北海道教育庁各教育局教育支援課生徒指導担当指導主事
- 北海道立教育研究所教育相談担当研究研修主事
- 北海道教育庁いじめ問題対策チーム員

② 道内各ブロック規模の研修会

- 地区内の市町村教育委員会の教育相談担当者（教育委員会の担当職員、教育委員会が任用する教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）
- 地区内でいじめや不登校等の児童生徒の心の問題に関する悩みや相談を担当している者（地域の中で児童や家庭支援に当たっている担当職員、児童の相談所活動等に当たっている担当職員、教育相談担当教員、保健師・社会福祉士など）
- 地区内の北海道公立学校スクールカウンセラー
- 地区内の北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員

(2) 研修回数（頻度）

年2回（全道での研修会への参加1回、道内各ブロックでの研修会への参加1回）

(3) 研修内容

① 全道規模の研修会

- 講演
 - ・いじめや不登校の対応に向けた児童生徒への対応について
- 協議
 - ・外部専門家の効果的な活用
 - ・チーム学校の構築と教育相談

② 道内各ブロック規模の研修会

- 講話
 - ・効果的な教育相談・カウンセリングの進め方
- 情報交換・協議
 - ・教育相談上の課題解決に向けた取組

(4) 特に効果のあった研修内容

講話や情報交換・協議において、様々な事例について検討することにより、教育相談に関する技術等の向上を図るとともに、担当者間の連携を強化し、諸問題の解決に向けた質の向上を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 なし
- 活用方法 なし

(6) 課題

参加者のカウンセリングの経験による相談技能の差を解消するために、参加対象者の増加を図りつつ人材育成の観点から、研修内容の設定や講師の選定について、検討を重ねる必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】自死の願望のある生徒のための活用事例（⑧）

＜高等学校1年生男子生徒の事例＞

- ・当該生徒は、1月の昼休みに、3階の教室の窓から飛び降りようとした。
- ・担任が当該生徒から話を聞いたところ、集団での生活が苦手で友だちがいないこと、両親が不仲であることなど小さなことが積み重なって飛び降りようとしたことが分かった。
- ・担任が話を聞いている中で、当該生徒は、今回の他にも、自殺を何度か考え準備したことがあったことも分かった。
- ・学校は、当該生徒が精神的に不安定で、今後も自死の行為に及ぶ可能性があると考え、当該生徒への対応に苦慮していた。
- ・SCは、当該生徒との数回の面談から、当該生徒の性格や考え方を分析し、当該生徒に、自分の中に欠如しているものやその理由などを本人自身に考えさせるなどの接し方について、担任や養護教諭に助言した。
- ・また、SCは、保護者へのカウンセリングにおいて保護者の悩みを明確化し、専門的な見地から、家庭における当該生徒への接し方などについて助言するとともに、学校における当該生徒への対応状況などについても情報提供するなどして、学校と家庭の連携を深める支援を行った。

【事例2】様々な困難を抱える生徒の多い高等学校の活用事例（⑬）

＜高等学校の事例＞

- ・当該高校の生徒の現状として、父子・母子家庭、保護者の大半が不安定な職種に就いている保護者が多い。
- ・当該高校の生徒は、小中学校時代に、不登校、いじめ、ゲームの依存など様々な困難を経験するとともに、発達上の課題を抱えている生徒が多い。
- ・当該高校では、相談の機会は設けていたが、生徒は、問題を抱えていても自発的に相談を希望することが少ない状況であった。
- ・SCは、相談室ではなく教室に出向き、何気ない会話から生徒の内面にあるものを引き出して言語化し、生徒の感情を整理するなど、生徒に歩み寄る形でのカウンセリングを行った。
- ・SCは、精神疾患の特徴と疾患をもつ生徒への対応について、教職員に助言を行った。
- ・SCは、必要に応じて医療機関や発達支援の専門機関との連携の構築のために中心的な役割を担い、チーム学校として対応できるようネットワークを形成した。

【事例3】性的被害を受けた生徒のための活用事例（⑮）

＜中学校3年生女子生徒の事例＞

- ・当該生徒は、SNSで知り合った男性に好意をよせ、性的な関係を数回もったことが露呈し、相手の男性は解雇されることとなった。
- ・当該生徒は、相手の男性が解雇となったことに責任を感じ、精神的に不安定な状況となった。
- ・SCは、当該生徒と面談し、当該生徒の心理的な状況の把握及び心のケアを行うとともに、当該生徒との面談を踏まえ、教職員及び保護者に対して、当該生徒への対応の方策について助言した。

【事例4】自殺予防教育の取組における活用事例（⑱）

（1）自殺予防教育の概要

- ① 自殺予防教育における講話のねらい
心の危機サインの出し方や受け取り方を学び、心身が不調の時の周りの人との関わり方を考える。
- ② 対象
全学年
- ③ 内容
 - ・1、2学年のテーマは「困っている人の相談に乗る」、3学年のテーマは「ゲートキーパーになろう」
 - ・「依存症」（アルコール・スマホ・ゲーム・薬物・ギャンブル）について解説するとともに、身近な人や自分に起こった状況を想像させて、問題の深刻さを捉えさせる。
 - ・DVDの視聴やワークシートでの学習を通して、相談の仕方や受け方について学ばせる。

（2）自殺予防教育の成果等（生徒の感想など）

- ・依存症になった人が抱えている悩みを自分のことに置き換えて考えさせることにより、他人事と捉えていた「依存症」の深刻さを実感することができた。
- ・「自分の役割を果たしたい」「誰かに必要とされたい」という人間の持っている欲求と向き合うきっかけになり、その後のアンケートによる相談やカウンセリングにも結び付いた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 平成 30 年度スクールカウンセラー相談人数

相談内容	① 不登校	② 心身の健康	③ 友人関係	④ 家庭環境	⑤ その他	合計
相談人数(延べ)	8,440	3,905	3,533	2,106	8,394	26,378
構成比	32.0%	14.8%	13.4%	8.0%	31.8%	100.0%
中学校が占める割合	89.9%	61.8%	65.2%	61.7%	62.7%	100.0%

スクールカウンセラーへの相談のうち、最も多い相談内容は、「不登校」に係るものとなっており、そのほとんどを中学校が占めている。

○ 不登校児童生徒に係る指導結果（【中学校】SCへの相談有無別）

学校種	不登校生徒数	SCへの相談状況	指導の結果		SCへの 相談有り・無しの比較
			好転した生徒数(好ましい変化を含む)	好ましい変化を含む(好転率)	
中学校	4,370	相談有り	1,571(35.9%)	1,068	好転率 +56.7%
		相談無し	2,799(64.1%)	316	

(2) 今後の課題

- 国において、平成 31 年度までに、全ての公立小・中学校に SC を配置するという目標を掲げているが、平成 30 年度の本道における SC の配置は、小学校においては 26.2% (中学校は 69.2%) と進んでいない状況にある。また、平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、小学校におけるいじめ発見のきっかけとして、「SC 等の相談員が発見した」の割合が 0.02% であることから、小学校への SC の配置を進め、相談体制の充実を図る必要がある。
- 平成 30 年度に任用した SC (172 名) のうち、臨床心理士の資格を有する者は 99 名いるが、その多くは都市部に集中しており、有資格者の確保が困難な地域がある。加えて、退職教員など、有資格者に準ずる者の確保も難しい地域もあり、人材の確保及び育成について検討を進める必要がある。

青森県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

市町村立小・中学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置・派遣し、児童生徒の問題行動や不登校などの諸課題を未然に防止又は解決するための支援並びに教育相談について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行うものである。

（2）配置・採用計画上の工夫

■配置について

A派遣…1回3時間×35日（計105時間）

B派遣…1回3時間×20日（計60時間）

C派遣…1回3時間×12日（計36時間）

大規模校や不登校及び問題行動等の課題の多い学校への派遣を増やすとともに、これまで要請の少なかった学校にも配置して、児童生徒とのカウンセリングのほかにも校内研修の講師として活用してもらうなど、教員の資質向上の一助となるよう配置の拡充を図っている。また、小学校と中学校が円滑に接続できるよう、中学校区の小・中学校には、同一スクールカウンセラーを配置するようにしている。

■採用計画

平成31年度までの目標としている全公立小・中学校への配置に向けて、本県では人材の確保が大きな課題の一つとなっている。募集については、教育委員会ホームページでの公募や県臨床心理士会との連携等に対応している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

■配置人数

配置校種	配置人数
小・中学校	63人
高等学校・特別支援学校	7人

■配置校数

配置校種	配置校数
小学校	205校
中学校	154校
高等学校	7校

■スクールカウンセラーの資格

②臨床心理士	18人
③精神科医	0人
④大学教授等	7人
⑤上記①～③以外の者で自治体等が認めた者	0人

■スクールカウンセラーに準ずる者の資格

①大学院修了	3人
②大学・短大卒	42人
③医師	0人
④上記①～③以外の者で地方公共団体が認めた者	0人

■主な配置形態について

巡回方式	年間35日・1日3時間	58中学校	県内6教育事務所配置
	年間20日・1日3時間	58小学校	
	年間20日・1日3時間	60中学校	
	年間12日・1日3時間	147小学校	
	年間12日・1日3時間	36中学校	
	年間25日・1日3時間	7高等学校	県教育庁学校教育課配置

要請派遣	1回2時間	60高等学校	県教育庁学校教育課配置
		20特別支援学校	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー及び準ずる者

(2) 研修回数(頻度)

年2回

(3) 研修内容

- ・情報提供「今、求められる教育法規の理解～いじめ対応と不登校対応～」
情報提供者 県総合学校教育センター教育相談課 指導主事
- ・実践発表「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携と協働について～共に支え、共に学び合うこと～」
発表者 臨床心理士・スクールカウンセラー

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・SCとSSWの連携と協働体制についての実践発表を通して、連携の仕方や協働体制について必要な資料等について確認するとともに、見識を深めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置(有・~~無~~)

○活用方法

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーの配置拡充を進めているが、人材の確保が難しく、相談時間の確保を優先しているため、研修の時間確保に苦慮している。また、問題行動や不登校、いじめの問題等児童生徒を取り巻く課題は多岐にわたっており、背景も複雑化しているため、スクールソーシャルワーカーとの連携など、スクールカウンセラーが資質を高めるための環境づくりが課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】性的虐待により転校した生徒への対応活用事例（④、⑦、⑨、⑩、⑬）

1 事例の概要

・同居中の実父より性的虐待、身体的虐待があり、児童相談所が介入。幼少時に離別し、別居していた実母のもとへの転居に伴い転校。また、発達障害のため、病院受診、服薬をしており、知的能力は高いものの、気分の波やイライラ、特定のことに對してこだわるといふ面も見られ、対人関係において適切な支援が必要と思われた。一方で、転校を機に学校生活を充実させたいといふ意欲もあったため、定期的なスクールカウンセラーとの面接を通し、本人の心の安定と友人関係に必要なコミュニケーションスキルを身につけることを目指した。

2 対応の概要

・転校後まもなく、本生徒に對して適切な対応ができるよう、関係職員間で情報交換がなされており、その情報をスクールカウンセラーも共有した。

・スクールカウンセラーは、月一回のペースでの勤務であったため、本生徒に對するカウンセリングと、カウンセリング後の関係教職員との情報交換が行われた。

・別居していた実母と同居を開始したことで、双方において戸惑いや不満があり、いざこざが起こったため、その都度、学校が仲介役となり適応した生活が送れるよう助言した。

・外部施設や病院とのより適切な連携が図れるよう、情報共有についてコンサルテーションを行った。

3 成果

・カウンセリング直後、ある程度安定した生活が続いた。試験等によるストレスがかかった時などに精神的不安定さが大きくみられ、対人関係のトラブルとなることがあったが、事前に特徴を踏まえ、情報共有していたため、生活面と学習面、精神面の支援にチームで対応し、生徒の安定を維持できるよう支援できたと思われる。

【事例2】心身の健康に大きく不調が見られた生徒への対応活用事例（①、⑧、⑩）

1 事例の概要

・小学校時から食に對するこだわりがあり、給食時間前に保健室に来室していた本生徒へ、養護教諭が対応していた。たまたま、別件で来室したスクールカウンセラーと談話する中で、食のこだわりといふ訴え以外にも、独特のこだわりが聞かれ、学校生活に對しての適応のしづらさが窺えた。その後、教室へ入室できない、保護者の送迎で登校しても車から降りられないといふ不登校傾向が見られたが、学習意欲は非常に高く、教師に對しての緊張や拒否感は見られず、別室登校となり、一時安定している様子も見られた。しかし、連休後に心身ともに不調が大きくなり、以前から通院していた主治医の指示を仰ぎつつ、登校の調整、適応指導教室への通所となった。

2 対応の概要

・本人への定期的な声かけ等の観察をし、学校では物静かに自習に取り組み、控えめながらも教師とコミュニケーションをとる様子も見られたものの、活動記録等には独特な表現の記述が見られたため、学校側へ情報提供した。

・家庭では気分の変動が著しく、精神的に不安定な行動があるといふことが母との面談を通じてわかったため、学校と家庭での対応について話し合い、助言した。

・元々、食に對するこだわりが出現したころから受診していた心療内科との連携をより適切に保つため、教師とのコンサルテーション、保護者への助言を行った。

3 成果

・本生徒は、元々の特性から心療内科へ通院を継続しており、それぞれの生活場面において不適應感が

あるものの、本生徒自身の頑張りや、教師や保護者も柔軟に対応することで、登校出来ていたが、進級と思春期に伴う心身の変化等から、対応しきれないストレスを抱えていったと思われる。本生徒の内面的な変化に、教職員、保護者、スクールカウンセラーが迅速に、それぞれの情報を持ち合わせたこと、本生徒の自尊心や、保護者の心情に寄り添いつつも、共通の認識をもって対応したことで、医療機関と連携しながら、安定的な環境調整が行われたと考えられる。

【事例3】教員へのコンサルテーションを中心とした活用事例（④、⑦、⑧）

1 事例の概要

生徒は、気温や天候・音などの環境的な刺激や疲労等へのストレス耐性が弱く、ストレスに晒されると自己の感情や行動のコントロールが難しくなる。医療機関にて、発達障害との診断を受けている。調子が悪い時には、特定の場所に籠って出てこない、動けなくなる、思いや考えを心の中に留めておけずに場にそぐわない言動を表す、といった状態が頻発した。その結果、本人のみならず、周囲の生徒の学習や諸活動に支障をきたすことがあり、困惑する雰囲気や学級内に広がる状況を改善したいと教師は考えていた。

2 対応の概要

- ・定期派遣スクールカウンセラーと教員複数名で構成されるケース検討のためのカンファレンスを数回実施した。多面的にケースを捉え、教員とスクールカウンセラーとが共に見立てを構築し、対応策を考えた。
- ・学級全体に向けた対応のためのアンケートや資料の作成を一緒に行った。

3 成果

- ・発達障害や当該生徒の特性については、スクールカウンセラーの助言のもと、理解を深めることができた。
- ・定期的にケース検討のためのカンファレンスが実施され、支援チームとして機能することができた。
- ・個への対応と集団への対応を、役割分担して無理なく進めることができた。

【事例4】家庭不和に悩む生徒への対応のための活用事例（④、⑥、⑧）

1 事例の概要

生徒は、不定愁訴や精神的に不安定な様子をみせることが度々あった。生徒は当初、友人関係に関する悩みを担任に話しており、相談時には細やかに対応していたが、次から次へと悩みが尽きない状態であった。当該生徒に対する家庭のサポートが得られにくい状況であることが徐々に明らかになり、サポート体制を強化するため、定期派遣スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施することとした。

2 対応の概要

- ・定期派遣スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングを実施した。両親の不仲や親の病気に対する複雑な思いが吐き出された。
- ・スクールカウンセラーによる教員へのコンサルテーションを実施した。

3 成果

- ・スクールカウンセラーとの定期的な継続カウンセリングを実施したことが、話せる場が確保されるという安心感につながり、当該生徒が日常的に抱えている不安を軽減する効果があった。
- ・不定愁訴をどのように捉えて対応するべきか判断が難しかったが、教員とSCとで協議しながら対応を選択することができた。訴えが多い生徒に対しては対応がパターン化しがちであるが、協議することが生徒が置かれている状況を丁寧に捉える機会となり、その時々で柔軟に対応することができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

①相談者数

小学校		実相談者数			H 2 9		延べ相談者数			H 2 9		
		自校	他校	小計			自校	他校	小計			
児童・生徒	1 学年	195	(0)	1651	(0)	81	1250	245	(0)	2957	(0)	
	2 学年	172	(0)					143	294			(0)
	3 学年	246	(0)					230	457			(0)
	4 学年	388	(0)					227	727			(0)
	5 学年	277	(0)					300	543			(0)
	6 学年	373	(0)					269	691			(0)
保護者		684	(3)	684	(3)	484		1332	(4)	1332	(4)	
教職員	生徒指導主事(主任)	43		1018	796	238		3894	3189			
	養護教諭	125				843						
	学級担任等	850				2813						
校長・教頭		237			202	1515			1027			
その他		89			73	257			137			
合計		3679	(3)			2805		9955	(4)	7941		
		3682					9959					

・小学校は、配置校を拡充したことにより大幅に相談者数が増えた。

中学校		実相談者数			H 2 9		延べ相談者数			H 2 9		
		自校	他校	小計			自校	他校	小計			
児童・生徒	1 学年	1082	(5)	2181	(20)	1030	2269	1821	(8)	4413	(33)	
	2 学年	562	(3)					593	1295			(5)
	3 学年	537	(5)					551	1297			(5)
	4 学年	/	(1)					23	/			(5)
	5 学年	/	(1)					14	/			(1)
	6 学年	/	(5)					58	/			(9)
保護者		458	(24)	458	(24)	527		1147	(70)	1147	(70)	
教職員	生徒指導主事(主任)	104		1079	1261	1035		6979	7978			
	養護教諭	138				1834						
	学級担任等	837				4110						
校長・教頭		164			268	1196			1374			
その他		74			62	307			324			
合計		3956	(44)			4387		14042	(103)	16360		
		4000					14145					

②相談事項別相談者数

【小学校】

相談者区分 相談内容	児童・生徒						保護者	教職員			校長・教頭	その他	合計		H29	
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年		生徒指導主事(主任)	養護教諭	学級担任等			自校	自校以外		合計
①不登校	12(0)	15(0)	9(0)	53(0)	49(0)	99(0)	343(0)	38	124	323	347	42	1454	(0)	1454	1187
②いじめ問題	2(0)	4(0)	10(0)	16(0)	10(0)	7(0)	8(0)	3	2	14	27	1	104	(0)	104	88
③暴力行為	2(0)	3(0)	2(0)	0(0)	2(0)	2(0)	5(0)	0	1	10	10	0	37	(0)	37	152
④児童虐待	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)	0	5	8	16	1	34	(0)	34	24
⑤友人関係	27(0)	57(0)	125(0)	204(0)	95(0)	152(0)	64(0)	21	62	272	55	2	1136	(0)	1136	1121
⑥貧困の問題	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0	0	0	6	0	7	(0)	7	2
⑦非行・不良行為	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	4(0)	1(0)	7(0)	0	1	11	14	0	41	(0)	41	94
⑧家庭環境 (④、⑥を除く)	30(0)	33(0)	84(0)	107(0)	78(0)	66(0)	175(1)	29	89	414	170	2	1277	(1)	1278	763
⑨教職員との関係	6(0)	0(0)	5(0)	7(0)	19(0)	6(0)	36(0)	5	8	53	24	0	169	(0)	169	196
⑩心身の健康・保健	25(0)	21(0)	57(0)	97(0)	74(0)	82(0)	209(0)	8	157	301	107	3	1141	(0)	1141	714
⑪学業・進路	22(0)	18(0)	19(0)	35(0)	38(0)	119(0)	53(2)	4	6	191	63	24	592	(2)	594	311
⑫発達障害等	38(0)	52(0)	33(0)	20(0)	69(0)	40(0)	238(1)	44	101	588	255	105	1583	(1)	1584	1497
⑬その他の内容	81(0)	91(0)	113(0)	185(0)	104(0)	117(0)	190(0)	86	287	628	421	77	2380	(0)	2380	1618
合計	245(0)	294(0)	457(0)	727(0)	543(0)	691(0)	1332(4)	238	843	2813	1515	257	9955	(4)	9959	7767
うち、性的被害※1	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	0	0	1	0	0	(0)	0	

【中学校】

相談者区分 相談内容	児童・生徒						保護者	教職員			校長・教頭	その他	合計		H29	
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年		生徒指導主事(主任)	養護教諭	学級担任等			自校	自校以外		合計
①不登校	276(3)	209(1)	240(0)	0(0)	0(1)	0(3)	573(15)	399	469	1334	368	101	3969	(23)	3992	5151
②いじめ問題	14(0)	12(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	14	10	15	9	3	81	(0)	81	227
③暴力行為	2(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	2	6	12	3	0	27	(2)	29	14
④児童虐待	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	4	5	4	5	0	21	(0)	21	42
⑤友人関係	226(2)	249(0)	180(0)	0(0)	0(0)	0(1)	33(0)	131	226	409	92	11	1557	(3)	1560	1764
⑥貧困の問題	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0	1	14	5	0	20	(0)	20	25
⑦非行・不良行為	0(0)	16(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(0)	3	2	9	2	0	39	(0)	39	116
⑧家庭環境 (④、⑥を除く)	149(1)	137(1)	95(0)	0(0)	0(0)	0(0)	89(39)	124	205	551	204	5	1559	(41)	1600	1192
⑨教職員との関係	16(0)	14(0)	14(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)	3	14	15	7	5	92	(0)	92	209
⑩心身の健康・保健	239(2)	275(0)	256(0)	0(0)	0(0)	0(2)	127(3)	129	460	580	186	20	2272	(7)	2279	1977
⑪学業・進路	168(0)	103(1)	251(5)	0(5)	0(0)	0(0)	98(5)	48	36	285	56	11	1056	(16)	1072	1230
⑫発達障害等	35(0)	54(1)	8(0)	0(0)	0(0)	0(0)	87(5)	35	84	297	57	62	719	(6)	725	1075
⑬その他の内容	695(0)	225(0)	250(0)	0(0)	0(0)	0(3)	125(2)	143	316	585	202	89	2630	(5)	2635	2512
合計	1821(8)	1295(5)	1297(5)	0(5)	0(1)	0(9)	1147(70)	1035	1834	4110	1196	307	14042	(103)	14145	15534
うち、性的被害※1	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3	6	6	1	0	18	(0)	18	15

・「その他の内容」を除くと、小学校では、「発達障害等」、「不登校」、「心身の健康・保健」、「友人関係」の順で、中学校では、「不登校」、「心身の健康・保健」、「家庭環境」、「友人関係」の順で相談件数が多い。

・平成29年度と比較し、「不登校」においては、中学校では大幅に減少しているものの、小学校では増加している。また、小学校と中学校で「心身の健康・保健」による相談件数が増加している。

③スクールカウンセラーを講師とした校内研修会（事例検討会、協議会、講演等）等の実施回数

	小学校			中学校			総数		
	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
教職員	55	23	68	36	65	57	91	88	125
児童生徒	12	2	19	15	16	21	27	18	40
保護者	8	6	2	6	2	16	14	8	18
合計	75	31	89	57	83	94	132	114	183

・校内研修等の実施は、小学校が205校中75校（36.6%）、中学校は154校中57校（37.0%）である。

④スクールカウンセラーによる教育プログラムの実施回数

	小学校			中学校			総数		
	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
教職員	30	8	17	15	11	11	45	19	28
児童生徒	63	52	56	49	74	68	112	126	124
保護者	1	1	6	5	3	7	6	4	13
合計	94	61	79	69	88	86	163	149	165

・教育プログラム実施回数は、小学校が205校中94校（45.9%）、中学校は154校中69校（44.8%）である。

（2）今後の課題

- ・スクールカウンセラーの有効性が認知され、相談者数も年々増加してきている。現在の派遣時間数では、カウンセリングのみで派遣時間を超過してしまい、より良い教育相談体制構築のため、教職員へのコンサルテーション等の時間確保が困難な状況にあり、年間派遣時間数増加が喫緊の課題である。
- ・児童・生徒のために、より良い教育相談を行うためには、派遣時間数の増加が必須であるが、時間数が限られており、限られた時間数の中で、時間の有効的で効果的な活用方法を確立しなければいけないことが課題である。

岩手県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

東日本大震災により、心にダメージを受けた幼児児童生徒のこころのサポートのために、スクールカウンセラーを配置するとともに、臨床心理士等で構成する「こころのサポートチーム」を活用しながら、組織的・継続的にこころのケアに取り組む。

（2）配置・採用計画上の工夫

公立中学校において、被災状況、学校規模、支援ニーズ等に応じて配置した。公立小学校については、ニーズの高い学校に配置した。また、沿岸部の被災児童生徒が在籍する学校を巡回して支援にあたるための巡回型カウンセラー(13人)を配置した。

県立高校は主に拠点校配置（エリア担当制）とし、10エリアに10人の臨床心理士を配置した。これとは別に、沿岸部の被災の大きい地域の高校（7校）については、大学チーム（岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学）を配置した。

採用については、特に配置が難しい地域への勤務が可能かどうか等も把握しながら、ニーズが高い地域への配置を考慮し、採用を行っている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は①→②→③の順に整理）

【配置人数】

小学校 39人
中学校 58人
高等学校 12人
特別支援学校 9人
教育委員会等 7人

【配置校数】

小学校 77校
中学校 166校
高等学校 60校
特別支援学校 13校
教育委員会等 7箇所

【資格】

○スクールカウンセラーについて

②臨床心理士 52人 ③精神科医 0人 ④ 大学教授 0人

○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 23人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

【主な配置形態】

○単独校 小学校 77校（週1日・1回4時間または6時間）

※年35回：48校 年17回：29校

中学校 22校（隔週1日・1回4時間または6時間）（年間6日・1回6時間）
※年17回：19校 年6回：3校
高等学校 8校（週2日または1日・1回4時間または6時間）
※年70回：1校（週2日）
※被災の大きい学校7校（週1日・4時間）
特別支援学校 13校（月1回・1回4時間）

○拠点校 高等学校 52校（月1～2回・1回3時間）

○対象校 中学校 114校（週1日・年35回・1回4時間または6時間）
※中学校114区内の小学校も対象

○巡回型 小学校 65校（週1日・1回6時間）
中学校 20校（週1日・1回6時間） } 沿岸部3教育事務所に配置
※名称：巡回型カウンセラー

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

（2）研修回数（頻度）

年3回（うち1回は、県臨床心理士会が主催するもの）

（3）研修内容

- ・ 今後のこころのサポートで大切にしたいこと
- ・ スクールカウンセラーが担う役割
- ・ 援助要請行動について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ スクールカウンセラー連絡協議会において、児童生徒の援助要請行動について研修を行った。講師を招聘し、児童生徒の援助要請行動についての基本的な考え方や、スクールカウンセラーとして児童生徒を援助要請行動につなげさせていくために注意すること等について学んだ。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

・ SVの設置

沿岸部の3教育事務所に3人のSVを県外から派遣している。また、本庁勤務のカウンセラー1名をSVとし、希望のあるスクールカウンセラー（主に準ずる者）に対してSVを行う体制を整えている。

・ 活用方法

スクールカウンセラーへのSVに加えて、スクールカウンセラー及び教職員の研修会等の講師を務めるなど、心理教育やこころのケアに関する専門性が求められる場において積極的に活用している。

（6）課題

- ・ 県内において有資格者は増えてきているものの、準ずる者も多く、スクールカウンセラー全体の資質向上が求められる。
- ・ 県内のSVを担える有資格者の数が限られているため、他県から招聘しなければ、被災地等の学校のニーズに十分応えられない。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめ問題のための活用事例（②）

小学校6年生の学級で言葉によるいじめがあり、そのために登校を渋る女子児童がいた。問題について担任を中心に学級での話し合いを重ねたことで、いじめたことを認めた児童たちは行動を改めつつあったが、中には言葉のいじめを認めない児童もいた。話し合いを経て明確な言葉によるいじめは以前に比べて少なくなったものの、依然として特定の児童をからかってふざけたりする様子が見られた。また、授業は成立しているものの、児童たちの集中力は乏しく落ち着きがなくなっていた。

二学期の後半になって、この学級へSCと連携した支援を開始した。初めに情報共有として、学級担任からSCへ、これまでのいじめや学級の状況、児童個々の様子等の情報を伝えた。SCはその情報を基に児童全員に短時間の面接を行った。情報共有及びSCによる全員面接から捉えた児童の実態としては、前担任のときに学級崩壊を経験したことが尾を引いており、自己肯定感が乏しく、規範意識が低下している状況であった。そのような中で、授業や教育活動で課題を達成するよりも、ふざけることで集団に影響力をもったり、真面目に取り組もうとする児童をからかうことに関心が向いたりしている児童が学級の中心となってしまっていた。そこで、SCは、児童を加害者群、被害者群、加害・被害者群、傍観者群に分類し、加害・被害者群と傍観者群を活性化することがいじめ防止につながると考えた。このような見立てをコンサルテーションで担任等に伝えることで、学級経営に役立ててもらおうようにした。

SCは個人面接を継続して、「好きなこと、得意なこと」や「あなたがクラスにできること」を話すように促した。三学期には児童たちとSCとの関係性もできてきたので、アンケート調査で「学校が楽しくない」と答えた児童たちを対象に、自己表現をしつつ、他者の自己表現も受け入れるサイコドラマ（即興劇）を行った。登校渋りの傾向だった女子児童も学級に姿を見せるようになり、クラスの雰囲気も良くなってきたとの報告があった。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

小学校3年の女子児童は、学校で時折表情が悪かったり、保健室を利用したりするため、担任や養護教諭が日常の様子を詳細に観察し、定期的にSCとの面接を行い、情報を共有してきた。

ある日、女子児童とのSCの面接の際、「家に帰りたくない」と泣きながら話した。これまで何度か父から暴力を振るわれたことがあり、母もかばってくれず、もうそんな家にはいたくないとのことであった。

SCはすぐに校長に報告した。校長は児童相談所に虐待通告を行い、緊急一時保護となった。両親は、児童相談所との面談で虐待を認め、どうやってしつければよいか分からないとの胸の内を話した。

1ヵ月の一時保護を経て、当該児童は家庭復帰し、同時に登校を再開した。学校は児童相談所と連携しながら、当該児童の観察及びSCの面接を継続した。また、両親の子育て不安を少しでも軽減させるため、養護教諭やSCが両親と話す機会を設定し、いつでも気軽に相談できる関係性を構築した。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮）

中学3年生の女子生徒Aは、半年前から、友達的女子生徒Bの彼氏（10代の社会人）に、SNSや電話を通して性的関係をもつことを強く迫られ、相談のために来室した。

AとBは、幼馴染で仲が良く、Aは、Bの彼氏とも知り合いになり、SNSや電話で連絡をとっていた。初めは、3人で共通の話題でやり取りをしていたが、徐々にBの彼氏から個人的に連絡が入るようになり、次第に裸の写真を要求されたり、性的関係を求められたりした。また、相手の性器の写真が送られてくることもあった。

Aは強いストレスを感じ、誘いには強く抵抗したものの、相手から「このことを誰かにバラせば付きま

とう」などと脅されたため、誰にも相談できないでいた。また、Bがこのことを知ることで友達関係も悪くなるのではないかと不安を抱え、我慢してきた。しかし、何度も続く誘いと脅しに精神的ストレスが強まり、限界を感じて来室した。

SCは、Aの耐えねばならなかった気持ちに寄り添い、本人なりの頑張りを労い、まずは気持ちの落ち着きを取り戻せるよう心のケアに努めた。一方、直ちに具体的な対応をとり、生徒の安全を確保することを進めるために、Aにもその必要性を説明した。Aは、信頼する先生を中心に学校で対応することを了解した。

SCは、すぐに先生方と情報共有し、保護者への連絡や警察への通報、友達Bの安全の確認、今後のAとBのフォローについて対応を協議した。Aに対しては、これらの対応の進め方を信頼する先生を通して一つ一つ伝えながら内容を理解してもらい、保護者とともに了承してもらった。管理職は警察との連携の窓口、及び保護者への連絡の窓口となった。保護者へは経緯と対応について説明を行い、家庭内での見守りを依頼した。

Aの希望により、Bに対してAのこれまでの悩みを話す場を設けた。事実を知ったBはパニックになったものの、実は、B自身も彼氏から脅されるなどの被害を受けていたことが分かった。Bも、Aと同様に相談できない状況に追い込まれ、困っていた事実が明らかとなった。学校は、Aだけではなく、Bも被害者という立場で対応を行った。

その後、Bは彼氏と別れ、二人ともSNSなどの連絡手段を絶ち、付きまといや脅しなどの被害がないことが確認されている。また、二人には、SCや先生が継続して個別支援を行い、精神的ストレスの軽減に努めた。Aは、SNSを利用した人間関係のあり方を振り返り、自分自身にもスキがあり、そこに付けこまれる形でトラブルになったということを実感し反省した。スマホの使い方だけでなく、生活そのものを改める機会となり、中学校の残りの生活を落ち着いて生活ができるようになっていった。

【事例4】校内研修のための活用事例（17）

本事例は、学校の特別支援教育推進の立案段階からSCと協働し、継続的な校内研修会の実施に至った事例である。

当該校は児童数60名程度の小学校である。児童数は少ないものの、個別の配慮が必要な児童は多いという共通認識を教職員は持っていた。SC担当でもあった特別支援コーディネーターは、SCとの情報共有の中で、校内での特別支援教育の推進が課題であることを共有した。そこで、まずは実態把握のためのアンケートを配ることとした。その結果、学級担任が「クラスの気になる子の支援ニーズを把握できていること」「気になる子へ複数のアプローチで対処ができていること」ができている点として挙げてきた。一方課題として見えてきたことは、「教職員個人が把握している情報を学校として集約しきれていないこと」「現在行っているアプローチ以外の方法を多角的視点で検討する必要があること」「通常学級の中での特別支援教育の工夫が必要なこと」であった。

これらの課題の整理と課題への対応を目的として、第一回の研修会が実施された。講師であるSCは、課題への対応の具体案として、ミニ研修会の実施を提案した。ミニ研修会実施にあたって、SCは、従来型の特別支援教育の研修会の課題について「研修会はできても年一回」「日々変化する子供へ対応するには、年一回は少ない」「積み重ねが容易でない」「全員が参加できる日程調整は難しい」という四つの点を説明した。その代案として提案されたミニ研修会の内容は、「45分の研修会を年に数回」「参加は自由」「担任が気になる子を共有できる場所に」「準備は不要、即戦力になる研修に」というものであった。

この研修会を経て月一程度のミニ研修会が継続して行われるようになった。内容は気になる子どもへの理解を促す「体験型の研修会」であり、教職員の参加率も高かった。加えて研修会を受けてクラス内での個別の配慮が随所に見られるようになったり、朝のサーキットトレーニングを導入したりするなど、教職

員が主体的に特別支援教育を推進する動きも見られた。

本事例は、学校の実態把握や課題の共有の段階からＳＣとの協働が見られた。こうした協働の中で、学校の課題が明確化されたり、教職員自身が自分の課題に気付いたりするケースも少なくない。校内にＳＣが配置されることは、子どもや保護者の援助にだけとどまらず、教職員の主体性を向上させ、課題解決に向けての新たな視点をもつことへ寄与するものと考えられる。

【４】成果と今後の課題

(１) スクールカウンセラー等活用事業の成果

＜「心とからだの健康観察」集計結果から＞

- 本県の「要サポート」（過覚醒、再体験、回避・まひ、マイナス思考の項目において、サポートラインに達している）の児童生徒の割合は年々減少している。
- 小学校低学年の「要サポート」の割合は高いが、学年進行とともに減少に転じている。
これらのことから、スクールカウンセラー等の活用により、学校生活の中で適切なこころのケアが行われていると捉えることができる。

「要サポート」の児童生徒の割合の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
県全体 (%)	14.6	12.6	12.0	11.9	11.5	11.5	11.2	11.1
沿岸部 (%)	15.8	13.6	13.6	14.0	13.7	13.3	13.2	12.3
内陸部 (%)	14.3	12.3	11.5	11.3	11.0	11.1	10.7	10.8

(「心とからだの健康観察」より)

(２) 今後の課題

- ・ 被災を経験した児童生徒における「要サポート」の割合は依然として高いことから、一層丁寧な支援の継続が必要であること。
- ・ 今後更に効果的にＳＣを活用するにあたり、各学校が「心とからだの健康観察」の結果に基づく教育相談やこころのケアをＳＣと協力して実施することができるようにすること。
- ・ 学校の中でＳＣがいじめや不登校等の問題に対応していくために、一層の資質の向上を図っていくこと。
- ・ 各学校における効果的なＳＣの活用の在り方について周知していく必要があること。

宮城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- 本県における児童生徒を取り巻く生徒指導上の諸課題における、不登校や高等学校の中途退学については、震災前から全国値と比較して高い水準にあり、震災から8年を経た後もその傾向は継続している。地域的には、津波による直接的な被害を受けた沿岸部だけでなく、沿岸部や他県からの避難・移転が多くあった内陸部や県南部地域でも同様の傾向にある。
- インターネットの普及等を背景とする問題行動の広域化・複雑化や震災による家庭環境の変化、保護者の監護能力の低下等により、対応や指導に苦慮するケースが増加している。
- 児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整え、不登校等の問題行動や震災の影響等を踏まえた心のケアへの対応を充実させるため、スクールカウンセラーの効果的な活用が必要である。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての公立学校に配置できるようにしている。また、いずれの校種においても、学校からの要請に応じてスクールカウンセラーの緊急派遣をできるようにしている。

小学校 : 全ての市町村教育委員会に広域カウンセラーを配置し、全小学校に対応。

中学校 : 全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置。

高等学校 : 全ての県立高校にスクールカウンセラーを配置。

特別支援学校 : 要請のあった県立特別支援学校全てにスクールカウンセラーを派遣。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○ 配置人数

小学校 : 93人

中学校 : 88人

義務教育学校 : 2人

高等学校 : 86人

特別支援学校 : 25人

教育委員会等 : 17人

○ 配置校数

小学校 : 250校

中学校 : 136校

義務教育学校 : 1校

高等学校 : 72校

特別支援学校 : 24校

教育委員会等 : 6箇所

○ 資格

（1）スクールカウンセラーについて

① 公認心理士 : 該当なし

② 臨床心理士 : 130人

③ 精神科医 : 該当なし

④ 大学教授等 : 該当なし

⑤ ①から④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 : 該当なし

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 19人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 33人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 該当者なし
- ④ 上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 66人

○ 主な勤務形態

単独校	中学校	34校	(年41回・1回6時間)
	高等学校	72校	(年36回・1回7時間)
	支援学校	24校	(月1回・1回6時間)
拠点校	小学校	8校	(年26回・1回6時間)
	対象校	中学校	102校 (年41回・1回6時間)
	義務教育学校	1校	(年41回・1回6時間)
巡回校	小学校	242校	(年26回・1回6時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- 小・中学校 スクールカウンセラー
- 高等学校 スクールカウンセラー及び学校担当者
- 特別支援学校 スクールカウンセラー及び作業療法士等の専門家並びに学校担当者

(2) 研修回数(頻度)

- 小・中学校 連絡会議(年2回)、各教育事務所単位のスクールカウンセラー研修会(年1～2回)
- 高等学校 連絡会議(年2回)、地区別連絡会議(県内3地区)
- 特別支援学校 連絡会議(年1回)

(3) 研修内容

- 小・中学校
 - ・ 県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明
 - ・ 事例検討会等の研究協議等
- 高等学校
 - ・ 県の施策やスクールカウンセラーの配置・活用等に係る説明
 - ・ 本県の教育相談の状況についての説明
 - ・ 児童生徒を取り巻く諸問題に係る講演会
 - ・ 事例検討会等の研究協議等
- 特別支援学校
 - ・ 県の施策やスクールカウンセラーを含む外部専門家の配置・活用等に係る説明

(4) 特に効果のあった研修内容

- 小・中学校
 - ・ 事例検討会を通して、事例の見立ての方法等の見直しを図ることができた。また、講師からの指導

助言を受け、スクールカウンセラーの力量を高めることができた。

- 高等学校
 - ・ S S Wとの連携について講演を行った。困っている生徒をどうサポートするのか、役割分担が大切であり、S S Wの役割について学校担当者の理解が深まった。
 - ・ 各校における「S Cと教職員の連携」について情報交換を行った。
- 特別支援学校
 - ・ 多くの学校に共通する課題を主題とした情報交換と協議を通じて、より効果的な支援の在り方を探ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置 (有) 無)
 - ・ 小中学校：
5教育事務所に「専門カウンセラー」の名称で13人配置（年間70回配置：のべ回数）
 - ・ 高等学校
県教育委員会高校教育課に4人配置（年間56回配置：のべ回数）
- 活用方法
 - ・ スクールカウンセラー及び教職員への助言及び援助
 - ・ 児童生徒、その保護者及び教職員へのカウンセリング
 - ・ 各学校及び生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供
 - ・ スクールカウンセラー及び教職員の研修における指導及び助言
 - ・ その他、教育委員会が必要があると認める業務（緊急時の派遣対応）等

(6) 課題

- ・ スクールカウンセラーが相談を受けた生徒の問題で、一人で抱え込まないようにスクールカウンセラーの横のつながりをつくることや、スーパーバイザーに相談しやすい環境をつくること。
- ・ スクールカウンセラーが「チーム学校」の一員として、積極的に各学校の教育相談体制づくりに係る具体的方法を理解すること及びその意識を高めること。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】いじめの加害生徒を支援した事例（②、⑥）

「生徒Bが生徒Aからいじめられている」という相談が他の生徒から部活動顧問にあり、事情聴取の結果、AのBに対するいじめが確認された。いじめは表面に出ている部分だけでなく、生育歴や学校での人間関係、学習面の不安等の心の問題も関係していると考え、被害生徒だけでなく、加害生徒へのカウンセリングも必要であると判断した。そのことにより、精神面での安定を図り、いじめの根本的原因の解決につなげようと考え、担任、学年主任、養護教諭と連携しカウンセリングの機会を伺った。

しかし、Aに対して、いじめの案件でカウンセリングを勧めることにより、反対に心を閉ざしてしまうのではないかと懸念があったが、たまたまAが体調不良を訴え保健室を利用したときに、カウンセリングについて勧めたところ、本人も希望し、S Cと面談を行った。

カウンセリングではAから、家庭での母親との確執や、祖父母との関係など、これまで知ることができなかった情報も得ることができた。家庭では気持ちを出不さないように我慢しているが、学校では友人にきつめのことも言うてしまうことがあるという話も聞くことができた。Aも胸の内に秘めていることを相談することができて、表情も明るくなり、学校生活も前向きに送ることができている。しかし、被害生徒Bに対してカウンセリングを利用させたいと考えているが、うまく機会が作れず苦慮している。今後も継続して担任、学年主任と連携し、S Cにつなげるように体制と整えている。

【事例2】母親からの虐待に悩んでいた生徒を支援した事例（⑬）

母親の暴力行為、暴言、精神的に不安定な状態など、家庭環境に関する相談があった。管理職が生徒Cの居住する市町村へ出向き、家庭の状態について情報を収集し、継続して虐待があったこともわかった。カウンセリングにおいてCから相談があったことで、警察、児童相談所、市役所の関係機関と連携するきっかけとなった。SCと担任、部活動顧問と情報共有することができたことによりCがカウンセリング以外でも、辛い気持ちを吐露する場ができた。SSWに相談し、市町のケース会議にも参加、警察、児童相談所とも連携を図り、本人の希望に沿った支援をすることができた。自宅だと母親に話を聞かれることを心配し、面談を拒否する傾向にあったため、面談の場として学校を提供した。家庭状況に変化はないが、学校生活の充実を図りながら、本人が希望する母親から離れて生活するという目標に向けて、Cは前向きに取り組んでいる。

【事例3】貧困家庭による進路問題を他機関と協力し解決した例（⑭、⑯）

生徒Dは、母親、姉、本人と3人の世帯である。母親と姉は精神的疾患を抱え通院しており、「家族の中で唯一健康な存在」として、母と姉から評価されており、家庭で弱音を吐くことができない環境にある。Dの「明るい弟」として振る舞うことに対しての疲れに対し、養護教諭の声掛けや、SCによるカウンセリングで生徒に寄り添った支援を続けてきた。

Dは東京の専門学校への進学を希望しており、学費や、一人暮らしのための費用を稼ぐためにアルバイトをしていた。母と姉もアルバイトをしているため、生活保護を受給できる金額を超えてしまい、生活保護が打ち切られてしまった。Dは奨学金を利用しようと考えていたが、返済の見通しや保証人の問題に直面し、問題が解決されなければ進学を諦めざるを得ないという状況になり、精神的に不安定になった。このような状況を踏まえ、SCがDとSSWをつなぎ、SSWがDと面談することとなった。

SSWはDに対して、生活保護受給家庭への給付型奨学金の受給や、寡婦福祉基金の就学支度資金の活用を提案した。その結果、Dは進学費用にも目途が立ち、専門学校に併設の寮への入寮も決定し、休みがちであった高校にも登校できるようになった。

【事例4】校内研修の講師としてスクールカウンセラーを活用した事例（⑰）

カウンセリングマインドを身に付け、生徒対応に資するため教職員対象の研修会の講師としてスクールカウンセラーを活用した。研修実施校においては、生徒の中には愛着形成が上手になされていない生徒も多いことから、「愛着とその周辺」というテーマで講義を行った。愛着について、また愛着が不安定な生徒へ対応するための手掛かりとなるような内容で、参加した教員が実践的な知識を習得することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 友人関係や不登校、学業・進路、家族関係等の相談に応じ、児童生徒への適切な助言とともに、定期的なケース会議の開催等の実施により、教職員との情報共有が円滑に行われ、組織的な支援体制をつくることができた。
- 児童生徒等にエンカウンター等の手法を用いた活動やソーシャルスキルトレーニングを行い、対人関係スキルの向上を図ることができた。
- 特別支援教育コーディネーター等と連携し、発達障害の疑いがある児童生徒への適切な支援等を検討することができた。
- ストレスチェックアンケート等の結果を踏まえて、当該児童生徒が抱える心の問題を早期に捉え、適切な支援の在り方を考えることができた。
- 保護者向けにカウンセリング通信を配布する等、カウンセリングについての周知を図ったことで、児童生徒が自ら予約して面談する機会が増加した。

○ 相談対応実績

H30年度	相談人数					合計
	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	
	26,843	24,156	191	9,797	894	61,881

(2) 今後の課題

○ 各学校における課題

- ・ 相談件数の増加に伴って、スクールカウンセラーと教職員の情報交換の時間が十分に確保できない状況にある。また、SNSを起因とする問題を抱えている児童生徒や、家庭環境に問題があったり、発達障害が疑われたりする児童生徒に対して、スクールカウンセラーと教職員の他に、外部機関との連携が必要なケースが増加している。

○ 県教育委員会における課題

- ・ スクールカウンセラーの配置について、各学校からの要望に応じた対応には、臨床心理士等の有資格者の人材確保が難しい状況にある。
- ・ 本県の不登校児童生徒数は高止まりの状況にあり、そのような状況を改善するためにも、相談体制の充実が求められる。また、東日本大震災から8年が経過したが、震災による直接的・間接的な影響により、当分の間、同規模程度のスクールカウンセラー等による教育相談体制をとる必要があり、併せて、その財源確保が課題である。

秋田県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・ いじめ等の児童生徒の問題行動や不登校の対応に当たって、学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 各市町村教育委員会に対して配置希望調査を実施し、生徒の状況、学校規模等を基に県教育委員会が決定している。スクールカウンセラー等は中学校に配置され、その中学校を担当するほかに、必要がある場合は配置された中学校区内の小学校を併せて担当することができる。
- ・ 未配置校については3教育事務所に所属する広域カウンセラーがカウンセリング等を担当する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	:	0人
中学校	:	33人
高等学校	:	25人
特別支援学校	:	0人
教育委員会等	:	24人

【配置校数】

小学校	:	0校
中学校	:	80校
高等学校	:	55校
特別支援学校	:	0校
教育委員会等	:	4箇所

【資格】

①スクールカウンセラーについて

臨床心理士 32人

②スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人

【勤務形態】

①スクールカウンセラー

- ・ 35中学校（年間140時間 週1日4時間×35週）
 - ・ 45中学校（年間70時間 週1日2時間×35週）
- ※年間の時数を超えないよう、各校において柔軟に運用可

②広域カウンセラー

- ・ 義務教育課（年間210時間）、3教育事務所に配置（年間450時間×3か所）
- ※未配置校のカウンセリングや突発的な事故発生時の緊急支援に対応

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・平成30年度不登校・いじめ等問題対策連絡協議会
年間時数140時間の中学校のスクールカウンセラー及び教育相談担当職員（生徒指導主事）等

(2) 研修回数（頻度）

- ・年1回

(3) 研修内容

- ・スクールカウンセラーの学校における効果的な活用等について情報交換及び協議を行う。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるグループ別協議を行い、問題行動や不登校等生徒指導上の諸課題の未然防止・初期対応のための効果的な連携・協働について、共通理解を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置

- ・設置なし

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーは、他の業務と兼任している方が多く、研修に参加する機会が少ない。
- ・経験の浅いスクールカウンセラーを育てるような人材の育成と組織づくりが必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】暴力行為のための活用事例（③）

5年生の男子児童は、自分の思い通りにいかないとすぐキレたり、暴れたりし、学級担任にも暴力を振ることがあった。学級担任が、当該児童にスクールカウンセラーとのカウンセリングを勧めたところ、カウンセリングを受け入れた。カウンセリング後、当該児童は、自分の話を聞いてくれる大人がいることに安心した様子であった。本人は怒りが抑えられなくなりそうになった時や友達とトラブルになりそうになった時の対処法を身に付けていくことを望んでいた。学校側も当該児童と接する際に配慮すべきことをカウンセラーから助言してもらった。カウンセリングを繰り返すうち、カウンセラーとの信頼関係ができ、「最近、トラブルなく過ごすことができたか」という問いかけに対して、「穏やかというわけではないが、無事過ごすことができた」という言葉が当該児童から聞かれた。スクールカウンセラーからは、当該児童を評価する際は、「～しなくてよかったね」ではなく、「よく～できたね」「よく30分我慢したね」と努力を評価することを大事にするよう助言し、全教職員で共有するとともに、カウンセラーからのコンサルテーションを実行したことにより、当該児童がキレたり暴れたりすることが少なくなった。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

6年生の男子児童が、母親からのきついしつけや罵倒の言葉が辛いことを学級担任との面談で話した。当該児童は学校で居眠りを繰り返し、他児童とほとんどかわからず、提出物も滞るなど、精神的に引きこもった生活を送っており、卒業文集の作文には母親への激しい敵対心がみられた。そこで、当該児童とスクールカウンセラーとのカウンセリングを行い、学級担任が家庭内の事情や本人のストレスや不満を理解したその後、学級担任が母親との面談を行い、本人の学校での孤立状況を説明し、なるべく子育てに関わり、受容してくれるよう依頼した。また、学級担任は、本人の学校でのがんばりを紹介し、母親から本人への関わりが軟化するよう関係調整に努めた。当該児童の学校生活は著しい改善が見られたものの、今後の安定を図るために、その後も当該児童との面談を継続し、校長・教頭・担任との事例検討・コンサルテーションも継続した。また、中学校進学後もスクールカウンセラーの活用を継続することを、中学校と年度前に相互確認した。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）

中学校2年生の女子生徒本人から、祖父が認知症、父親が精神疾患を患っているため、二人の面倒を見なければならぬことや、家の家事をやらなければならないことについての訴えがあり、学級担任がその思いを聞くことでストレスを発散させていたが、心の状態がだんだん不安定になってくる様子が見られたため、スクールカウンセラーとの面談を行った。カウンセリング後、当該生徒に落ち着いた状況が見られたことから、定期的にカウンセリングを実施することを本人と約束し継続している。学校ではスクールカウンセラーからの情報提供を基に、市の福祉課に情報提供し、家庭全体を見守ってもらえるように依頼したほか、校内においても情報を共有し、当該生徒の様子を全職員で観察し、衣食住に関わることで困っていないか声を掛けている。

【事例4】「効果的な教育相談のあり方についての研修」のための活用事例（⑰）

生徒指導に関する校内研修において、スクールカウンセラーを活用した。「効果的な教育相談のあり方」というテーマの下、前半は4～5人でグループを構成し、教育相談の行い方について生徒役（相談者）、教師役等に別れてロールプレイをしながら、効果的な相談活動の進め方について研修を行った。後半はスクールカウンセラーが講師となり、相談時の机の配置やカウンセリングマインド、カウンセリングの技法などについて講義と演習を行ってもらった。昨今教員の大量退職に伴い、若年教員が増え学級担任を受け持つことが増えてきていることから、特に若年層の教員にとって効果が大きかった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

〈新規不登校生徒数の比較〉

- ・平成29、30年度において、スクールカウンセラー配置校80校中24校（30.0%）の新規不登校生徒数が減少した。スクールカウンセラーの配置が新規不登校を出さないことに効果があると考えられる。
- ・配置時数ごとに比較すると、年間140時間の配置校35校中13校（37.1%）、年間70時間の配置校45校中11校（24.4%）の新規不登校数が減少している。これにより、スクールカウンセラーの配置時数が多い方が、新規不登校の減少に効果があると考えられる。

(2) 今後の課題

- ・大規模校においては相談希望が多く、時数不足となる学校も見られる。相談活動だけで予定の勤務時間を終えてしまうことが多く、多様な取組に至っていないのが現状である。
- ・広域カウンセラーと併用する場合、当該校のスクールカウンセラーが必ずしも広域カウンセラーで配置されるとは限らないため、広く活用されているとは言えない。

山形県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の諸課題への対応のため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下スクールカウンセラー等という。）として、小学校・中学校・高等学校に派遣し、学校におけるカウンセリング機能を高めるとともに、スクールカウンセラー等の活用により諸課題の解決を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市町村立中学校への配置は、拠点校方式（中学校を拠点校として、近隣地域の中学校及び小学校を対象とする方式）とし、スクールカウンセラー等未配置校にも対応できるようにした。また、小学校での活用を推進することで、小中連携の強化、諸課題の改善を図れるようにした。
- ・学区が県内全域である県立中学校への配置は、単独校配置とし、自校の対応に専念できるようにした。
- ・市町村立中学校、県立中学校ともに、2～3名のスクールカウンセラー等を配置し、そのうち少なくとも1名はスクールカウンセラーを配置することで、スクールカウンセラー同士の情報交換等を可能にした。
- ・高等学校には、県教育委員会で特に必要があると認める6校に配置することで、配置校の課題解決にあたった。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小学校	:	中学校に拠点校配置したスクールカウンセラー等が対応
中学校	:	65人
高等学校	:	11人
教育委員会等	:	8人（うち、7人は中学校配置を兼ねる）

○配置校数

小学校	:	78校
中学校	:	56校
高等学校	:	6校
教育委員会等	:	1箇所

○資格

（1）スクールカウンセラー

- ①公認心理師 0人（事業開始時）
- ②臨床心理士 56人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 3人
- ⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 8人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 10人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者

0人

○主な配置形態

単独校 1 中学校 (週1日・1回4時間)

6 高等学校 (週1日・1回4時間)

拠点校 5 5 中学校 (週1日・1回4時間) (週1日・1回6時間)

無配置校、緊急対応 (状況に応じて派遣)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカーや県独自事業の教育相談員等を対象とした全県研修会、教育事務所毎の研修会を開催し、希望制でスクールカウンセラーの参加を募っている。

(2) 研修回数(頻度)

全県研修会：年2回 教育事務所研修会：年2回

その他、山形県スクールカウンセリング研究会で相談活動に係る資質・能力の向上を図っている。

(3) 研修内容

- ・第1回全県研修会 講話・演習「いじめの早期発見と早期対応」「保護者との連携」、分科会
- ・第2回全県研修会 講話・演習「発達障がいにかかわる理解と支援」、分科会
- ・教育事務所研修会 関係機関との連携等に関する研修、いじめ・不登校対応に関する研修、事例検討

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・具体的な事例に即した研修

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り

○活用方法

スクールカウンセラーとして任命した者のうちから、特に経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして県教育委員会に置く。エリアカウンセラーは、スクールカウンセラー全体の資質向上を図るため、必要に応じて、スクールカウンセラー等に対する指導・助言(スーパーヴィジョン)を行う。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた専門性の高い研修機会の設定

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害・非行行為のための活用事例（⑤⑩）

生徒Aは自閉症スペクトラムの診断があり、医療機関を継続的に受診し服薬していた。小学生の頃からインターネットを利用してアダルトサイト（動画）の視聴が続いており、校内で卑猥な発言をすることが幾度かあった。保護者に対してインターネット利用の制限等の協力を依頼したが、保護者は仕事で家を留守にすることが多く、Aのインターネット利用は続いていた。インターネット利用が原因か、服薬の影響かはっきりしないが、日中に強い眠気に襲われ学習が手につかなくなるなど学校生活に影響が出てきたことから、スクールカウンセラーに相談が持ち込まれた。

スクールカウンセラーはAとの面談を重ねながら、担任と共に保護者面談を実施し、保護者と連携して家庭生活の改善を図った。また、校内ケース会議を開き、スクールカウンセラーとの面談を継続すること、学年団によりSSTを日常的に積み重ねていくこと、眠気については改めて医療機関の受診を勧めることを確認した。

後日、スクールカウンセラーが窓口になり、保護者から主治医に相談する際は学校関係者が同席することの承諾を得て、学校・家庭・医療機関が連携した支援につなげた。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

生徒Bは入学時から学習に集中することができず、何らかのストレスを感じている様子であった。次第に精神状況が不安定になることが増え、校内でいきなり激高し暴力的になることもあった。スクールカウンセラーが面談を実施したところ、Bの不安定な状況の背景に、ネグレクトが疑われた。

報告を受けた校長は児童相談所に通告した。一時保護にはならなかったが、後日、学校、福祉部局、児童相談所によるケース会議が開かれた。ケース会議にはスクールカウンセラーも出席し、Bへの支援として医療機関との連携等が話し合われた。

ケース会議後、スクールカウンセラーはBを医療機関につなぎ、Bには入院の措置が取られた。Bの入院中、スクールカウンセラーは教職員に対してBへの支援の在り方について助言し、退院後に安定した学校生活を送れるように支援体制の構築にあたった。

退院後、教職員による支援に加え、スクールカウンセラーによる継続した面談により、Bは以前よりも落ち着いた生活を送っている。家庭への支援等については、現在も福祉部局が中心になって対応している。

【事例3】性的な被害・ヤングケアラーのための活用事例 記載できる事例はない。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰）

C中学校では、長期休業明けに登校を渋る生徒が多いことが課題であったため、これまで実施してきた8月と2月の生徒指導に関する校内研修をスクールカウンセラーによる研修とした。8月を「Q-Uの分析と教育相談の充実（カウンセリングマインド等）に関する研修」、2月を「事例対応研修」として実施し、教育相談体制の強化とPDCAサイクルの機能向上に努めた。

8月の研修では、Q-U（1回目）の結果を分析し、学級生活に不安や不満を持つ生徒について細かに確認した。要支援生徒の対応についてスクールカウンセラーから助言を受けるとともに、教育相談体制の強化のためにロールプレイやワークショップを実施し、対応の留意点等について学んだ。

2月の研修では、Q-U（2回目）の結果を基に、8月の研修で確認した要支援生徒への対応で好転した事例、継続支援している事例を検討した。スクールカウンセラーからは、関係機関との連携について助言を受け、学校・家庭・関係機関が一体となった支援について理解を深めた。

これらの研修を通して共有されたことは、引継ぎ事項として校内で整理し、次年度開始時からの適切な支援に生かされている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成27年度と比較して、平成28～30年度いずれも相談件数が大きく増加している。平成28年度以降、全県SC連絡協議会において行っている「保護者や域内小学校へのSCの周知徹底」「全校面談の推奨」等により、各校で教育相談体制の整備や相談しやすい環境づくりに取り組んだ成果と考えられる。

SCの配置状況	配置中学校数	相談件数			
		H27	H28	H29	H30
週1日、原則1日6時間	56	5,572件 (99.5)	9,103件 (162.6)	8,778件 (156.8)	10,051件 (179.5)

※相談件数は延べ数で、()は一校当たりの平均相談件数

※本県では、一校に2～3名のスクールカウンセラー等を配置し、そのうち少なくとも1名は臨床心理士の有資格者を当てているため、資格等の影響については検証することができない。

(2) 今後の課題

- ・限られた時間のなかで相談件数が増加しているため、スクールカウンセラー等と教職員の情報交換等の時間確保が難しい。
- ・全校配置に拡充するための財源確保と人材の確保が必要である。
- ・拠点校である中学校と域内の小学校との情報交換・共通理解の場の設定等、小中連携を一層充実させる必要がある。

福島県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校、いじめ、暴力、高校の中途退学など、児童生徒の問題行動が多様化・深刻化する状況を踏まえ、スクールカウンセラー等の配置により、教育相談体制の充実を図り、問題行動の未然防止と早期解決を図る。

また、東日本大震災による被災地域の学校及び避難している児童・生徒を受け入れている学校等の児童・生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、医療機関等関係機関との連絡調整等を行い、児童生徒がPTSD（心的外傷後ストレス障害）等にならないように心の回復を支援することを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

県教育委員会は、学校の実態及び被災地域の学校や避難している児童・生徒の受入状況、公立学校からの派遣要請等を踏まえて派遣計画を立案し、小・中学校・高等学校及び特別支援学校に対して、スクールカウンセラーを配置している。

また、中学校に派遣されたスクールカウンセラーは、派遣中学校区内で、スクールカウンセラーが未配置の小学校についても同様の職務を行い、義務教育の児童生徒全体をカバーするよう配慮している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 137人
中学校（義務教育学校含む）	: 243人
高等学校	: 90人
特別支援学校	: 2人

【配置校数】

小学校	: 137校
中学校（義務教育学校含む）	: 216校
高等学校	: 88校
特別支援学校	: 2校

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

① 公認心理師	: 0人
② 臨床心理士	: 118人
③ 精神科医	: 0人
④ 大学教授等	: 6人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者	: 24人
② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者	: 44人
③ 医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者	: 0人

【主な勤務形態】

単独校配置	小学校	136校	(週1日・1回6時間)
	中学校	79校	(週1～2日・1回6～12時間)
	高等学校	88校	(週1日・1回4～6時間)
	特別支援学校	2校	(週1日・1回6時間)
拠点校配置	中学校	137校	(週1日・1回6時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ①スクールカウンセラー新任者研修会：今年度新たにS Cになった者
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）：県内小中高、特別支援学校に配置されたS C
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催）：県内配置S Cの希望者
- ④各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内：県内配置S Cの希望者

(2) 研修回数（頻度）

- ①スクールカウンセラー新任者対応研修会 年3回
- ②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区） 年1回
- ③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催） 年1回
- ④各種生徒指導関係の講演会のスクールカウンセラーへの案内 その都度

(3) 研修内容

①スクールカウンセラー新任者研修会

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、県内の公立小・中・高等学校に配置された大学院等新卒、または今年度から新たにスクールカウンセラーとして勤務している者等を対象に、講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラーとしての資質向上を図る。

- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ 情報モラル教育（SNS等の実態）について

②域別スクールカウンセラー等研修会（6地区）

緊急スクールカウンセラー等活用事業において、県内の公立小・中・高等学校及び特別支援学校に配置されたスクールカウンセラー等を対象にして、教育事務所ごとに講義、講話、研究協議、事例研究、情報交換等の専門的な研修会を開催することで、スクールカウンセラー等の資質向上を図る。

- ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる講義・講話
- ・ 教育事務所の担当指導主事等による講義・講話
- ・ テーマを設定しての研究協議及び情報交換、事例研究
- ・ スクールカウンセラー等との個別懇談 など

③福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士会 主催）

震災・原発事故を契機に児童生徒の心のケアを図ることが急務となり、準スクールカウンセラーの比率が増加した。以前は臨床心理士を対象とした県臨床心理士会スクールカウンセリング委員会が主催する研修会に、会員以外の準スクールカウンセラーも参加可能とし、より専門性を高めることができる機会を設定した。

- ・ 県の指導主事から生徒指導、心のケア等の取組状況の講演
- ・ 事例研究
- ・ 域別の情報交換

④各種生徒指導関係研修会等のスクールカウンセラーへの案内

県教育委員会が主催、講演する生徒指導や心のケア関連の講演会等の案内をスクールカウンセラーにも周知し、課題となっている教育問題や学校の取組について理解を深めることができるよう配慮している。

(4) 特に効果のあった研修内容

②域別スクールカウンセラー研修会（6地区）

スクールカウンセラースーパーバイザーが事例に基づき、不登校や不適応への対応を中心として、具体的な指導・助言を行った。また、様々な困難を抱えたケースに対してチームとして支援することの重要性について共有することができた。

④福島県スクールカウンセラー合同研修会（県臨床心理士SC委員会主催）

準カウンセラーは行政で実施する研修会以外で、地域のスクールカウンセラーと情報交換する機会が持てない状況にある。特に専門性の高い臨床心理士と一緒に研修を行える機会は有意義で、横の連携の強化につながっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置 11名

○活用方法

- ・対応が困難なケース等についての助言及び支援
- ・スクールカウンセラーの研修会等における助言
- ・各学校におけるカウンセリング研修会等の教職員に対する助言
- ・その他、教育事務所長の必要と認めるもの

(6) 課題

児童生徒を取り巻く環境は日々変化し、新たな問題も生まれている。特に、小・中学生においてもスマートフォンの所持率が上がり、長時間使用による生活の乱れや睡眠不足、依存により、学校生活にも大きな影響を与えている。また、SNSにおけるいじめやトラブルも深刻な問題となっている。このような状況を踏まえ、スクールカウンセラーにおいても、それらの問題に対する知識及び適切に対応できるスキルが必要となっている。今後、研修内容の精選と機会の確保が一層重要となる。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例 (①)

○対象生徒 中学1年男子

1年男子Aは、1学期、頭髪のことで同級生にからかわれたこと、部活動を休んだことによる同部内での対人関係を理由に、数日登校しづりがあった。担任、学年教師、部活動顧問等が関わり、その問題は解決したが、夏季休業明けから不登校傾向を示すようになる。

周りの目や評価に過敏で完璧主義的な本人の性格、保護者が仕事で昼間不在のため昼夜逆転の生活になったことなどにより、完全な不登校になる。初期は担任等が家庭訪問して面会することができていたが、次第に引きこもり状態になった。本人に対する保護者の過度な期待やプレッシャーも背景にあったと推測される。

初期段階から、保護者と相談の上SCによるカウンセリングを計画したが、本人が来校できない状況が複数回続いた。そのため、保護者の希望もあり、SCの家庭訪問によるカウンセリングを試みた。はじめは腹痛等を訴えトイレや自分の部屋から出られないこともあったが、回数を重ねるごとに心を開くようになり、保護者同席のカウンセリングからSCと1対1によるカウンセリングも可能となった。

SCのカウンセリングにより、Aは少しずつ前向きな気持ちをもてるようになり、現在のところ新年度からの学校復帰にむけて家庭で自主学習を行っている。ただし、登校への意欲はあるものの、家庭における生活習慣等の改善は図られていない。Aの登校への意欲を大切にしながら、SCと学校(担任・学年)が情報を共有して引き続き対応している。

【事例2】児童虐待のための活用事例 (⑬)

○被害児童 小学1年女子

幼稚園からの申し送りから、虐待の可能性のある児童について、春休みに急激な体重の減少があり、カウンセリングの実施(児童・両親)をした。母親が育った背景も分かった。また、父親も幼い妹を連れてカウンセリングに参加したことで、家族全体の雰囲気や価値観を知ることができた。

そのことから、母親の養育に対する不安な気持ちを支えることが改善の鍵ととらえることができ、安心できるように支援を継続することになった。また一方で、児童のカウンセリングも継続し、心身の変化を見ることにした。これらの情報と対応をSCと担任で共通理解し、協同でこの児童及び家族についてのサポートを継続することができた。

【事例3】性的な被害のための活用事例 (⑮)

○被害児童 小学6年女子

父親好みの服を脱ぎ着させられたり、写真を撮られたりしており、性的虐待の被害が懸念される女兒である。一昨年度、母親が市内の相談機関で話したことをきっかけに事態が発覚し、児童相談所が主導で対応に当たっている。今年度に入り、本人が父親に対して嫌悪感を抱き始めているとの情報があった。

SCは、一昨年度は母親からの希望で保護者面接を行ったが、父親との面会が始まったため中断した。本児とは、面接や立ち話でやり取りを継続している。本児と話す中で、父親と児童相談所に隠れて会ったこと、他の児童の写真も撮ったことなど、新たな情報が出た場合には管理職を通して児童相談所との情報共有に努めた。現在、本児は遅刻が増えているが、その理由に関して明確に語っていない。言葉かけをしながら本児を取り巻く家庭環境等の情報を把握し、中学校へ引き継いだ。

【事例4】校内研修のための活用事例 (17)

- 対象【 教員 】
- 講師【 スクールカウンセラー 】
- テーマ【 教育現場でのアセスメントと見立て 】
- 研修内容

1. アセスメントとは

- (1) 教育アセスメント：学習実態を把握し、学習目標の達成に生徒を導くこと。
- (2) 心理アセスメント：カウンセリングや心理療法、治療を行うにあたって、事前にクライアントの情報を収集すること、症状、生き立ちなど家族関係、生活環境、仕事、場合によっては心理検査などを行う。
- (3) 心理学的な見立て：治療過程全体の見通しを持つこと。新しい情報や治療過程の展開のたびに、クライアントの感情の流れを捉えつつ見立ても変化させていく必要がある。レッテル貼りや偏見、決めつけにならないようにする。

2. 教育現場でのアセスメントと見立て

生徒が学校生活を送るにあたって必要な情報収集を個別にし、個別に学校全体の見通しを持つこと。長所、短所、性格、家族関係、友人関係、生活環境、学習状況、何に困っているのか（今後陥る可能性があるのか）、周囲は何が問題と感じているのか（感じる可能性があるのか）、どんな場面で活躍しそうか、卒業後の展望など。生徒や環境の変化、新しい情報によってその都度変化させていく必要がある。レッテル貼りや偏見、決めつけにならないようにする。

○ 成果

この研修を通して、生徒の実態把握がいかに大切かを再認識することができた。はじめに得た情報や見た目だけで先入観を持ったり、一度把握した実態を変えようとしなかったりすることがある。生徒が日々成長していくことによって実態も変化していく。それに合わせていかなければならない。生徒の実態を十分に把握し、しっかりとしたアセスメントと見立てをしていくことを確認できた研修だった。

【4】成果と今後の課題

(1) 緊急スクールカウンセラー等活用事業の成果

① 活用に関するアンケートより

スクールカウンセラーの配置校全てにおいて、活用状況とその効果についてアンケート調査を実施している。学校とスクールカウンセラーの共通理解、情報共有、信頼関係等の設問項目に対しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は98%以上となっている。

震災により配置校数が急激に拡大したことに対応するため、スクールカウンセラー活用についてまとめたリーフを配付し、効果的な活用を図るための啓発活動を行い、学校内でのスクールカウンセラーの位置付けや活用について理解が図られてきたと思われる。

また、スクールカウンセラーの活用が図られ、効果を上げているとの設問には「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合は97%であり、具体的な成果として、不登校の減少50%、震災、原発事故関係の心のケア25%、いじめの減少20%等が挙げられている。一方、震災・原発事故以降のデータをみると不登校の増加傾向は改善されていない。未だ収束を見せない原発事故により、地域が分断され、ふるさとに戻れない児童生徒、及び震災と原発事故の影響を残す県内全域の児童生徒にとって、スクールカウンセラーは必要不可欠の存在となっている。

② スクールカウンセラーの配置効果について

【効果指標】 不登校生徒のうち、新たに不登校になった生徒の割合 (%)

S C の配置状況	効果検証 対象学校数	効果指標推移					分析
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	差(30-27)	
週2日(12h) 配置の中学校	24	50.12	41.23	46.08	49.66	-0.46	週2日配置、週1日配置ともに、4年前と比較すると、新たな不登校生徒数の割合の減少に効果が上がっている。週2日配置することにより、タイムリーなカウンセリングが可能となり、SSW等との連携も効果を上げている。
週1日(6h) 配置の中学校	195	47.99	42.95	44.78	42.21	-5.78	

【効果指標】 不登校生徒のうち引きこもりの生徒の割合 (%)

S C の配置状況	効果検証 対象学校数	効果指標推移					分析
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	差(30-27)	
週2日(12h) 配置の中学校	24	24.59	17.06	18.99	24.21	-0.38	週2日配置の中学校は不登校生徒の引きこもりを減少させており、週1日配置と比較し、効果が高くなっている。週2日配置することにより、家庭訪問が可能になり、SSWとの効果的な連携が可能になったためと考えられる。
週1日(6h) 配置の中学校	195	27.04	30.48	28.24	30.77	3.73	

(2) 今後の課題

震災後8年が経過し、平成30年度には、新たに5町村の小中学校が地元で学校再開を果たしたものの、県内では約10,000人の児童生徒が避難している状況である。このような状況の中で、チーム学校として児童生徒の支援にあたる必要がある。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上に併せて、チーム学校を推進するにあたり、各学校において教育相談コーディネーターの養成が急務である。また、本県は県外カウンセラーの割合が大きいことから、相談者のニーズにあった地域医療との連携等にも課題がある。今後、情報提供や県内カウンセラーとの横の連携充実ができるような研修や連絡体制を整えることも必要と考える。

茨城県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒における問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、公立小・中学校等にカウンセリングに関し高度で専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させる。

スクールカウンセラー配置校においては、学校の特色、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。

（2）配置・採用計画上の工夫

より有効なスクールカウンセラーの活用を図るため、各学校の実態等を踏まえ、「単独校、拠点校、対象校、派遣型校」の4つの型に分類して、配置・派遣した。

不登校傾向等、課題のある生徒の出現率が高い中学校等を単独校として選定し、義務教育学校については、小中連携を重視するために、9校すべてを単独校とした。

また、中学校を拠点校として、その近隣地域の他の学校1校または2校を対象校とし、どの中学校にも、月に2回以上配置できるようにした。

対象校に選定しなかった小学校を派遣型校とした。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置校数について

小学校	:	250校
中学校	:	210校
義務教育学校	:	9校
中等教育学校	:	2校
高等学校	:	28校

② 資格について

（ア）スクールカウンセラーについて

・臨床心理士	:	82人
・大学教授等	:	6人

（イ）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 : 14人
- ・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 : 21人

③ 勤務形態について

・単独校	中学校	:	35校（週1回36週・1回7時間）
	義務教育校	:	9校（週1回36週・1回7時間）
	高等学校	:	18校（年32回・1回4時間）
	中等教育学校	:	1校（年32回・1回4時間）
・拠点校	中学校	:	120校（月2～3回・1回7時間）
	高等学校	:	5校（年32回・1回4時間）
・対象校	小学校	:	137校（月1～2回・1回7時間）
	中学校	:	55校（月2日・1回7時間）

高等学校	:	5校 (年 32 回・1 回 4 時間)
中等教育学校	:	1 校 (年 32 回・1 回 4 時間)
・派遣型校 小学校	:	1 1 3 校 (年 5 回・1 回 4 時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数 (頻度)

年 1 回

(3) 研修内容

「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」において、「前年度の成果と課題」についての協議

(4) 特に効果のあった研修内容

授業プログラムについての具体的な取組に関する情報交換・改善に向けた協議

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置 : 無

(6) 課題

年度初めの「スクールカウンセラー配置事業に係る連絡協議会」で研修を実施しているところだが、年度途中において、それぞれの取組の改善を図ることができる体制づくりが必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例 1】発達障害のための活用事例 (⑩⑨)

[概要]

A男は中学校入学当初から授業への参加にむらがあり、授業中でも好きな絵をかいたり、折り紙を折ったりという行動が見られた。小学校でも同様の傾向は見られたようだが、中学に入ってさらに強くなってきていた。2年生の5月、しばしば学校を休むようになり、家庭での対応について、母親自身も対応に苦慮するようになってきたので、スクールカウンセラー (以下、SC) との面接を開始した。

[経過・対応等]

SCとの保護者面接の中では、「ちょっと変わっているだけ」という母親の見方をくみつつ、実際に起こっている問題について具体的に考えていくという姿勢を取った。その中で、その行動にどのような背景があるか、考えられる本人の気持ちや反応、その特徴などを話していった。

母親とSCは月に1度のペースで面接していくことになった。また、本人とも6月に面接を行った。本人は継続面接を希望しなかったが、その後約2年間で2度、面接を行った。学年主任、担任、部活の顧問、特別支援教育コーディネーター、SCで支援会議を開き、対応の指針を検討し、以下のことが確認された。

- ・保護者と状況を細かくすり合わせ、医療機関へつながるよう支援すること。
- ・本人ができること、できていることを拾い上げ、承認していくこと。
- ・本人が関心を持っていること、やってもよいと思えることを活用していくこと。
- ・言いたいことがうまく伝わらなかったときはどうするか、本人と考えていくこと。

SCは保護者との3回目の面接で、総合的に対応を考えるために、医療機関受診を勧めたところ、クリニックに通うようになった。「自閉スペクトラム症」の診断を受け、服薬もするようになった。

担任も面接に加わって話をするようにした。その際、担任とSCの間でA男の行動に対する解釈や対処法について意見を述べ合い、担任の本人への接し方と対応の意図が母親に伝わった。

[結果]

家庭では、ゲームに対する時間制限や、学習への取組も課題であったが、やり方を工夫しつつも、「本人の

できる範囲で」ということを基本に据えるようになっていった。

3年生の後半になると、大きなトラブルはほとんど無く、学校を休むことも少なくなってきた。休むことはあっても、本人の努力を認め、「本人にとって必要な休養である」と周囲が認識できるようになり、続けて休むことはなくなっていた。保護者面接も、卒業とともに終結している。

【事例2】児童虐待のための活用事例（13）

【概要】

生徒から担任に対し、「家に帰りたくない」との訴えがあったケース。その場では詳しい事情や気持ちは語られなかったが、担任はこの生徒に対するケアが必要であると考え、スクールカウンセラー（以下、SC）への相談を勧めた。SCとの面接の前には、担任とSC担当から、帰宅を渋った様子や保護者から暴力を振るわれている可能性があることなど、学校として懸念している事柄をSCに伝えた。

【経過・対応等】

SCとの面接において、B子から、家庭内で保護者から暴力を振るわれており、数年前から続いていることが打ち明けられた。SCは話してくれたことに感謝を伝え、生徒の安全を守るために児童相談所に支援を要請することを提案。家庭内で保護者から暴力を受けていることと児童相談所への通告について考えていることについて、学校に伝えることのできることを得た。

面接終了後、SCは担任とSC担当との情報共有・コンサルテーションの時間を持ち、担任とSC担当から管理職に連絡し、担任からB子に再度話を聞いた上で児童相談所に通告することとした。またSCは、面接の様子からうかがえる生徒の長所や援助資源についての見立てを行い、学校生活における支援の方向性について打ち合わせた。

その後担任がB子の話を聴き、状況と、児童相談所の介入について本人の意思を確認。教頭が窓口となり、児童相談所に通告をし、児童相談所の担当者と生徒との面接が実施された。その後保護者からの暴力行為が発覚したため、生徒は保護された。

後日生徒からの希望があり、再度SCとの面接を実施した。面接の中で生徒本人から、一時保護を経て現在は自宅に戻っていること、児童相談所の介入後は保護者の暴力が収まっていることが報告された。SCは、今回の件で生徒が相談してくれたことや児童相談所に支援を求める決断をしたことを支持し、今後も不安なことがあるときには、必ず学校や児童相談所に相談してほしいことを伝えた。また、もし身の危険を感じるものがあつたら、身を守るためにどのようなことができるかを話し合った。

【結果】

面接終了後には担任・SC担当とSCとで情報交換・コンサルテーションの時間を取り、懸念されることその他、本人の持つ援助資源についても確認し、今後の支援に向けての打ち合わせを行った。必要な時にB子が学校に相談しやすいように、生徒との信頼関係を築くことなどを打ち合わせた。また児童相談所とは引き続き、教頭を窓口として適宜連絡を取り合うことも確認した。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（16）

【概要】

高校2年生のC子。10月になって遅刻が増え、授業中もぼんやりしていたり居眠りをしたりしていた。面談で祖母が介助の必要な状態であることを打ち明けた。祖父は祖母を見守ることはできるが、足が悪く家事は全くできない。学校とアルバイトを終えてから食材などの買い物をし、帰宅して食事の支度、祖母の排泄・入浴の介助、洗濯、片付けなどをこなし、深夜遅くになってからようやく就寝しているという。疲れがとれないまま朝を迎え、眠くて授業に集中できず場合によっては居眠りをしてしまうとのことであった。

[経過・対応等]

スクールカウンセラー（以下、SC）は、C子の頑張りを労うと共に、祖父母の介護はC子一人が担うことではなく本来であればC子の両親が責任を持つべき問題だと思われること、C子の現在の状況を担任や学年の先生方にも話して欲しいことを伝える。また、今後の生活のあり方について一緒に考えるためにカウンセリングを継続していくことを提案し、了承を得る。

その後担任と学年主任、養護教諭、SCで情報を共有し、C子を丁寧に見守っていくこととした。また、C子が保健室を利用する際には、本人の心身の健康状態を養護教諭がチェックし、1時間を限度として休養させることを確認した。カウンセリングは継続して実施し、SCはC子の心理的な状況を把握し励ます一方、本人の生活の大変さ、特に授業など学校生活に支障が出てきていることを両親に伝え続けることを助言した。

[結果]

両親が福祉課に相談に行き、祖母は老人ホームの入所手続きを進めることになり、入所までは当面ヘルパーを派遣してもらえることになった。母親も週に3回はC子たちの暮らすアパートに泊まり、介護や家事に携わるようになったため、C子は以前のペースを取り戻し、遅刻や保健室利用もなくなり、授業にも集中できるようになったので、カウンセリングを終結した。

[事例4] 教育プログラム（「ストレスマネジメント教育」）のための活用事例（18）

[実施の目的及び対象学年]

- ・高等学校への進学を控えた受験期の生徒は、友人関係や親子関係など思春期の悩みに加え、受験への不安に起因するストレスを抱えやすい。そこで、中学3年生を対象に「ストレスへの向き合い方」をテーマに心理教育授業（ストレスマネジメント教育）を実施した。

[授業実施までの流れ]

- (1) スクールカウンセラー（以下、SC）が教職員と協働で実施する心理教育プログラムであることを周知し、目的や内容の説明、予想される生徒の反応、TTを組む教員としての注意点について共通理解した。ストレスマネジメント教育を単にSCによる1回の授業ではなく、キャリア教育や高等学校で学ぶ保健体育の単元とも関連づけ説明した。
- (2) 実施の1ヶ月ほど前に、事前学習としてSCが準備したワークシート「今、自分が抱えているストレスとその対処法」「授業で知りたいこと」について対象生徒全員に自由記述方式で回答してもらった。
- (3) 授業は各クラスに担任とSCがTTを組んで実施。授業では①ストレスを抱えると人はどうなるのか？②ストレスへの向き合い方について、自分の特徴を知る③呼吸法や筋弛緩法などの体験、を学ぶ時間とした。
- (4) 授業終了時に回収したワークシートはすべてSCが目を通し、生徒全員へ一言ずつコメントを書いた上で、後日担任を通して返却した。この活動を事後学習と位置づけた。

[授業後の感想]

- ・「自分ではストレス発散のつもりでも、周囲にストレスを与えてしまっていたことに気づいた」
- ・「みんなも自分と同じように悩みや不安があることが分かってほっとした」
- ・「これまでストレスは悪いものでなくした方がいいと思っていたが、ストレスは良い出来事でも悪い出来事でも感じると知り、ストレスをなくすことより、上手に向き合うことが大事だと感じた」

[実施の効果]

- ・事前学習のワークシートの記述から、普段の学校生活場面では気づけない高いストレスを抱えている生徒の存在が把握でき、授業後に、これまで相談室利用のなかった生徒からの相談申し込みがある。
- ・生徒は授業後も呼吸法などを実践し、大人になるうえで身に付けるべきスキルとして認識したようである。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

○ 平成30年度スクールカウンセラー関係事業に係る調査（学校対象）結果 [抜粋]

No.	設 問	調査結果
1	SCを活用した校内研修の実施率	80.8%
2	SCを活用した授業プログラムの実施率	69.3%
3	SCの生徒指導部会、教育相談部会への参加率	52.7%
4	SCへの不登校に関する相談のうち状況が好転した割合	58.3%
5	SCをチーム学校の一員として認識していた教職員の割合	94.1%

○ 平成30年度スクールカウンセラー関係事業に係る調査（SC対象）結果 [抜粋]

No.	設 問	十分できている	部分的にはできているが、要検討である	できていない 早急な検討が必要である	できていない 実施が難しい
1	児童生徒・保護者の客観的な情報について、学校から伝達を受けた	75.3%	21.3%	2.2%	1.1%
2	管理職や教職員に対して、積極的な連携を図るために、具体的に働きかけた	61.8%	36.0%	2.2%	0.0%
3	授業参観や校内巡回を行い、児童生徒理解に努めた	42.7%	44.9%	7.9%	4.5%
4	家庭訪問に同行するなどして、不登校児童生徒や保護者に働きかけた	5.6%	34.8%	20.2%	39.3%
5	校内研修等において、研修資料を提供し、教育相談の在り方等に関する教職員の資質向上に尽力した	41.6%	44.9%	9.0%	4.5%

- ・学校とSCとの連携や生徒指導部会等への参加については、配置時間の関係で面談を優先する学校が多く、連携が十分でない学校もある。コーディネーターの意図的・計画的なSC活用が重要である。
- ・校内研修については、SCの専門性が十分に発揮され、教職員の学びが大きい。課題のある児童生徒への対応や不登校児童生徒への関わり方など、教職員の資質向上に効果が高い。
- ・授業プログラムについては、SCが多くの児童生徒と接することで、面談につながるきっかけとなっている。児童生徒自身も心理の専門家から直接授業を受けることで、ストレスマネジメントや対人スキルの向上が図れた。

(2) 今後の課題

- ・不登校への対応に関して、新規の抑制と継続の減少に向けた効果的な活用について
- ・教育相談コーディネーター役となる教員の位置付けと役割の明確化について
- ・「SOSの出し方に関する教育」を推進するための効果的な活用について

栃木県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として公立の小学校、中学校、高等学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の活用、その効果等に関する実践的な調査研究を行い、児童生徒の問題行動等の解決に資する。また、本事業をより円滑に実施するため、スーパーバイザー制度を取り入れ、学校及びスクールカウンセラー等への支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校における相談要望の増加やスクールカウンセラーを幅広く活用する観点から、拠点校方式（中一中配置及び中一小配置）による配置を基本としている。問題行動等の発生率の高い8学級以上の中学校への配置を平成25年度までに完了した。平成26年度から、スクールカウンセラーの配置率が低い地区に優先的に配置するなど、計画的な配置拡充を進め、今年度県内全ての公立中学校に配置が完了した。

また、スクールカウンセラーの配置されていない小学校や高等学校への緊急時の対応や相談体制の支援等を行うために、各教育事務所管内にスーパーバイザーを1名ずつ配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置人数

中学校 137名
高等学校 6名

② 配置校数

小学校 300校（全て対象校）
中学校 149校（拠点校137校、対象校12校）
高等学校 15校（拠点校6校、対象校9校）

③ 資格

○スクールカウンセラーについて

- ・ 臨床心理士 71名
- ・ 精神科医 0名
- ・ 大学教授等 5名

○スクールカウンセラーに準ずる者について

- ・ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4名
- ・ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 32名
- ・ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0名

④ 勤務形態について

拠点校 137 中学校	:	「週1回7時間45分」または「週2回各4時間」	
対象校 300 小学校、12 中学校	:	「月1回7時間45分」または「月2回各4時間」	
拠点校 5 高等学校	}	:	「2週に1回7時間45分」または「週1回4時間」
対象校 9 高等学校			
拠点校 1 高等学校	:	週1回7時間45分を年間40週（3部制の高等学校のため）	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年1回

- ・ 小中学校…教育事務所ごと（7か所）
- ・ 高等学校…県教育委員会学校教育課主催

※ この他に県臨床心理士会（現栃木県公認心理師協会）が実施する「学校臨床心理士合同研修会」への参加を周知している。（第1回の研修会では、県のスクールカウンセラー担当者が講話）

また、年に2回、県臨床心理士会と県教育委員会で共通理解を図るための打ち合わせを設けている。

(3) 研修内容

- ・ 本事業の内容説明
- ・ 本県における現状と課題について
- ・ 市町教育委員会、学校担当者との打ち合わせ

(4) 特に効果のあった研修内容

教育事務所ごとの研修会で、スーパーバイザーとスクールカウンセラーが顔合わせを行うことにより、地区としての横のつながりが持てるようになった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

有り

○活用方法

- ・ 重大な学校事故等への対応
- ・ 臨床心理的訓練を必要とする者への援助
- ・ 学校の教育相談体制への助言及び支援
- ・ 学校への総合的援助（いじめ防止対策推進法における教育相談体制整備等を含む）
- ・ スクールカウンセラー等への適切な指導・援助
- ・ 担当地区の教育相談の向上に資する活動

(6) 課題

- ・ 今後の配置拡充を踏まえ、スクールカウンセラーの資質向上に向けての取組（講話・研修等）をしていく必要がある。
- ・ 児童生徒への相談に関する要請に留まらず、その他の活用方法について一層周知していく。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】不登校生徒のための活用事例（①⑦⑧）

中学校2年生女子生徒Aは、学級担任からの暴言が原因で、不登校の状態に陥ってしまった。Aは、体調不良を訴え欠席を続けている。保護者は、受験や進路等について不安を感じ、直接学校に相談をしたが解決に至らず、スクールカウンセラーが関わることになった。保護者とのカウンセリングを行い、Aや保護者の気持ちを学校に伝えるとともに、適切な対応を続けることで学校との関係回復を図った。また、学校に配置されている心の相談員と連携を図り、生徒のケアを行った。スクールカウンセラーが、専門的な見地から助言を行ったことで、学校との信頼関係の改善が進んだ。

【事例1-2】進路・家庭環境の悩みのための活用事例（⑥⑨）

中学3年生女子生徒Bは、受験の悩みからくるストレスに加え、家庭内での両親の不仲が原因となり不登校となった。Bは精神的にも悩み、追い詰められたことにより自傷行為に至った。スクールカウンセラーが学校と専門的な見地からの確かなアドバイスをしたり、外部機関も関わったりしたことで、家庭環境が改善し、Bの状態も安定した。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

中学校2年生女子生徒Cに父から虐待の疑いがあることが判明した。幼小期から継続的に暴力行為が行われてきた。Cに発達障害があることが虐待につながる一因でもあったため、スクールカウンセラーが関わりながら慎重な対応を行った。母にも、幼小期に虐待の経験があることから、Cを取り巻く環境や、母としての困り感についてカウンセリングを通して保護者の悩みを明確にした。また、学校とスクールカウンセラーがチームとなり、支援として考えられる、学校、学年、担任、スクールカウンセラー、外部機関で役割分担を行った。スクールカウンセラーからアドバイスを受けながら、研修等を通じて、家庭的に複雑な生徒への対応について理解を深めることで、スクールカウンセラーを活用しながら丁寧に対応を行うことができた。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮）

高校生女子生徒Dが性的な暴力を受け、精神的にも不安定となった。Dを取り巻く友人についても、同様に精神的に不安定な状況になったために、複数の生徒のケアが必要となり、スクールカウンセラーが対応することになった。教員には、経緯の確認や今後の生徒への対応について連携を図り、生徒には、今後の生き方や考え方について話をすることで状態の安定へとつながった。

【事例4】中1ギャップの防止に向けた校内研修の活用事例（⑰）

テーマ：「中学校生活をスムーズにはじめるために」

内容：中1ギャップ防止プログラムとして校内研修を実施した。スクールカウンセラーが講師となり、教員同士が不安や期待を共有し合うことで、心配なことが起きた際の対処法や相談方法について確認を行った。スクールカウンセラーの講話から、児童の心の不安定の原因について学び、研修を通してスクールカウンセラーとの連携した校内体制づくりや、問題を抱えている児童の早期発見や支援について確認し合うことができた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 公立中学校全校配置に向け、計画的に配置を行い、令和元年に公立中学校 156 校に配置が完了した。
- スクールカウンセラーの配置拡充を行い、教育相談体制の充実を図ってきたことで、児童生徒対象の相談件数、保護者対象の相談件数、教職員対象の相談件数が年々増加している。これらの相談に対して、スクールカウンセラーが関わることで、課題を解決するなどの成果を上げている。
(平成 30 年度相談件数： 生徒対象 12,369 件、 保護者対象 7,191 件、 教職員対象 21,469 件)
- スクールカウンセラーを講師とした研修会が数多く実施され、専門的な立場からの助言を行う機会を設けることができた。(平成 30 年度 1,974 件)

(2) 今後の課題

- スクールカウンセラーが相談を多く抱えてしまい、教職員との情報共有や未然防止の取組、研修等の時間が確保できていない状況にある。学校の実態に応じた、スクールカウンセラーの配置に取り組んでいく必要がある。
- スクールカウンセラーの増員に向け、人材の確保を進めていく必要がある。また、スクールカウンセラーの質を保つためにも、研修会等を通して資質の向上を図っていくことが課題である。

群馬県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

学校の教育相談体制の充実やいじめ・不登校等に関する相談対応の充実、さらに家庭環境等の問題を抱える児童生徒への支援の充実のために、公立小・中学校・中等教育学校、県立高等学校に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

公立小・中学校・中等教育学校、県立高等学校に全校配置しているため、学校の規模や不登校の人数等によりスクールカウンセラー等の勤務形態を変えて配置している。できる限り同一中学校区の小・中学校に同じスクールカウンセラー等を配置し、小・中学校の連携を取りやすくしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

<配置人数>

小学校	: 120人
中学校	: 110人
高等学校	: 41人
中等教育学校	: 2人

<配置校数>

小学校	: 306校
中学校	: 160校
高等学校	: 61校
中等教育学校	: 2校

<資格について>

（1）スクールカウンセラー

- ①公認心理師 0人
- ②臨床心理士 84人
- ③大学教授等 1人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 21人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 58人

<主な配置形態>

単独校配置	306小学校	(週1日・1回6時間、年12回、年15回、年30回)
	160中学校	(週1日・1回6時間、年12回、年15回、年30回)
	2中等教育学校	(週1日・1回6時間、年30回)
	61高等学校	(〈全日制〉週1日・1回6時間、年間15回～35回)
		(〈定時制〉週1日・1回2時間、年間10回、18回、35回)
		(〈通信制〉週1日・1回4時間、年間10回)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- スクールカウンセラー等（スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者）
※本県では、名称を「スクールカウンセラー」で統一している。

(2) 研修回数（頻度）

- 年1回（公立小中学校勤務者と県立高等学校勤務者を別日程で実施）
※別途、任用時に「スクールカウンセラー等事業説明会」を実施
- 県臨床心理士会や学校教育相談学会が主催する研修会で、県教育委員会指導主事が講師を務めるなど、資質向上のための連携を図っている。
- S Vが自主研修会を開催し、資質向上に取り組んでいる教育事務所もある。

(3) 研修内容

- 本県の生徒指導上の課題の把握とスクールカウンセラーとの役割について
- スクールカウンセラー等活用事業の前年度の相談実績と業務に関わる留意点の確認について
- 学校におけるスクールカウンセラーと教員の協働について
- 学校の教育相談体制を充実させる取組の工夫
- スクールカウンセラーが抱えている課題等への対応について

(4) 特に効果のあった研修内容

- 発達障害傾向の児童生徒に関係する指導のトラブルの寸劇を基に意見交換をし、担任等への助言の仕方について考えることができた。
- スクールカウンセラーと教員との協働について、スーパーバイザー経験者から講話を聴く場を設定したことで、互いの意識の差や取り組み方の違いについて考えることができた。
- 本県の問題行動及び不登校の状況の理解と期待する役割の周知を図れた。
- 各学校の教育相談体制の充実に向けて、スクールカウンセラーと意見交換や情報交換することで、業務の充実と資質向上に効果的だった。
- スクールカウンセラーが日々の業務の中で課題となっていることについて、班別協議を行い、さらに、スーパーバイザーから助言を受けることで、取組の方針を確認することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置 県内5教育事務所に計7名配置（2事務所各1名、3事務所2名）
（義務教育対応分）1教育事務所あたり、年間210時間または180時間
（高校教育対応分）年間181時間
- 活用方法 各教育事務所管内の新規任用スクールカウンセラー等への指導・助言
各教育事務所管内の深刻な問題行動や対応困難な事案が生じた場合の支援

(6) 課題

- 全スクールカウンセラーを集め、本活用事業の目的の周知や本県が抱えている課題解決に向けて共通理解を図ることができた。そのような共通理解をもとに、業務の充実に向けた資質向上に取り組むことは重要だが、学校の勤務扱いとして連絡協議会に参加するため、年1回以上の開催が難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】欠席が増加した生徒への支援に教職員とSCが連携した活用事例（①、④、⑩、⑫（保護者対応））

高校1年生の女子Aは、部活動における友人とのトラブルをきっかけに欠席が増加した。管理職の指示の下で管理職、学年主任、担任、養護教諭、SCで情報共有を密に図り、ケース会議において役割分担を明確にした。SCの勤務日には必ずケース会議を開き、Aへのアプローチについて共有するとともに、SCとAの面談を継続して実施した。ケース会議においては、Aの心の状態などについて、専門的な見地からSCが助言し、共通理解を図った上で、次のアプローチにつなげた。また、母親については、部内でのトラブルが原因で不登校傾向になったことから、学校に対する不信感を抱いていたため、SCが母親の気持ちに寄り添って複数回面談等を実施した。

こうした取組を継続したことにより、Aの気持ちが前向きになり、欠席は減少し、意欲的に学校生活を送ることができている。母親についても、学校に対する不信感を拭き去ることができ、現在は学校に対し協力的な姿勢である。

【事例2】虐待経験による対人恐怖に苦しむ女兒のための活用事例（⑬）

中2女子B。母子家庭。かつて実父、継父から虐待経験があり、対人的な恐怖から別室登校をしている。SCが管理職、学年主任、生徒指導主事、担任に働きかけ、ケース会議を開催した。担任と学年主任は、保護者にSCとの面談を提案すると同時に、生徒指導主事はSCと保護者がつながることへの抵抗感を探る等、役割分担をしながら支援体制を整えた。その後、SCと保護者との定期面談とともに、Bとのカウンセリングも継続して実施できるようになった。現在も支援を継続中である。

【事例3】性的な被害、ヤングケアラーに関する事例は報告なし

【事例4】教育プログラムを効果的に実践するための活用事例（⑱）

C高校では、新生を対象にスクールカウンセラーを講師とし、構成的グループエンカウンターによる良好な人間関係づくりの体験と講話を実施した。

まず、アイスブレイクとして「元気を高めるエクササイズ」を行い、心と身体のリフレッシュを図るとともに、仲間との親近感を味わい、クラスで楽しく協力し合うための活動に取り組んだ。次に、クラスごとに担任も交えてダンスを作り上げ、発表する活動を実施した。最後に、スクールカウンセラーから、高校生活を有意義に過ごすために必要な心構えや、心を元気にするための技法等について講話を行い、スクールカウンセラーの来校日や相談方法などについても説明した。

参加した生徒からは、「入学以来、不安な気持ちでいっぱいだったが、クラスメートや担任の先生、学年の先生方と一緒に活動をすることで、これからの高校生活に期待が持てるようになった。」「相談することは恥ずかしいことと後ろめたい気持ちを持っていたが、そうではないことを知ることができたので、何かあればすぐに相談に行きたい。」などの前向きな感想が寄せられ、良好な人間関係の構築につながっただけでなく、援助希求能力も高まったのではないかと考えている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 教職員の相談技術が向上した学校は、小学校90%、中学校92%、高等学校95%となっており、スクールカウンセラーの配置により、児童生徒の不登校の未然防止等の支援に当たる教職員の対応力の向上が図られた。
- 校内の教育相談体制の構築が図られた学校は、小学校96%、中学校98%、高等学校98%となっており、各学校の教育相談体制の充実を図ることができた。
- スクールカウンセラー関わった不登校児童生徒の内、小学校59%、中学校61%、高等学校55%の児童生徒の不登校の状況を好転させることができた。
- スクールカウンセラーを講師とした生徒・保護者・職員対象の講演会や研修会が、県全体で小学校延べ896回、中学校延べ504回、高等学校延べ40回実施された。

(2) 今後の課題

- スクールカウンセラーを効果的に活用するために、個別の相談対応の他に、ケース会議等における見立て・支援策の提案や教職員とのコンサルテーションを行ったり、教職員研修やPTA活動における講師を務めたりするなど、業務内容の焦点化や活用計画の工夫に学校が取り組まなければならない。
- スクールカウンセラーとの協働による教育相談体制の充実を図るために、各学校の生徒指導及び教育相談担当教諭のコーディネート力の向上を一層図っていく必要がある。
- スクールカウンセラーの勤務時間内に、関係教職員との共通理解を図ったり、コンサルテーションを実施したりする時間を確保することが難しい状況がある。また、保護者の面談希望が多く、限られた勤務回数の中での対応になるため、学校は時間調整等に苦慮している状況がある。
- スクールカウンセラーの勤務時間の確保が求められるため、本県が抱える課題の理解や資質向上を目的とした研修等は、必要最小限しか実施できない状況にある。

埼玉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ・不登校等の問題の重要性にかんがみ、児童生徒の心の相談に当たるとともに教職員や保護者への助言・援助を行うため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本県では、中学校への全校配置を進めるに当たり、通常は2週に1日スクールカウンセラーを配置しているが、不登校生徒数、割合の高い中学校の中から、重点配置校を選定している。重点配置校については、週1日スクールカウンセラーを配置している。平成30年度は、356校中134校に重点配置を行った。また、平成31年度の小学校全校配置に向けて、平成30年度は小学校26校にモデル校として2週に1日スクールカウンセラーを配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

① 配置人数・配置校数について

小学校	：	26校	13人
中学校	：	356校	245人（134校：週1日、222校：2週に1日）
高等学校	：	26校	18人（全日制16校：2週に1日、定時制10校：週1日）
教育委員会等	：	6か所	22人（4教育事務所×週5日、県立総合教育センター2か所）

②資格について

公認心理師	0人
臨床心理士	187人
精神科医	0人
大学教授等	0人
上記以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者	29人

※平成30年4月初め現在の資格確認による

※スクールカウンセラーに準ずる者については、任用なし

③主な勤務形態について

小学校	26校（2週に1日配置	2校で、年間43日	1日あたり5時間50分）
中学校	134校（2週に1日配置	2校で、年間43日	1日あたり5時間50分）
中学校	111校（毎週、1日配置	1校で、年間43日	1日あたり5時間50分）
高校（全日制）	16校（2週に1日配置	2校で、年間45日	1日あたり5時間50分）
高校（定時制）	10校（毎週1日、拠点校として配置	年間45日	1日あたり5時間50分）
	※高校（定時制）の対象校は、他に13校		
教育事務所	4所（毎日配置、1日1人、1人につき、年間45日	1日あたり5時間50分）	
	※スクールカウンセラー配置校以外の高校（全日制）を対象校とする。		

県立総合教育センター（本所：週2日 年間90日 1日あたり5時間50分

分室：週1日 年間45日 1日あたり5時間50分）

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

埼玉県スクールカウンセラー

※第2回研修会は、埼玉県スクールソーシャルワーカーとの合同研修会のため、埼玉県スクールソーシャルワーカーも対象

(2) 研修回数（頻度）

年間2回

(3) 研修内容

第1回 講義「学校教育におけるスクールカウンセラーへの期待」

（講師 文教大学 教育学部 教授 会沢 信彦 氏）

第2回 講義「児童生徒のインターネット利用の現状と安全利用」

（講師 株式会社ディアイティ セキュリティサービス事業部 部長 山田 英史 氏）

協議「学校教育相談と児童生徒支援の充実にむけて」

（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる協議、情報交換）

(4) 特に効果のあった研修内容

平成30年7月、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会を開催した。協議については、地区別に8会場に分け、できる限り同じ地域や市町村で分けられるようにした。学校において、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーがいかに連携をして、学校に資することができるかを協議した。また、お互いの取組を情報交換することで、連携の在り方を模索することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置 無し

(6) 課題

- ・経験年数が少ないスクールカウンセラーに対するフォローや育成の体制づくり。
- ・スクールカウンセラーが、継続してケアしている児童生徒が進学した際の異校種間の引き継ぎ等の連携。また、スクールカウンセラーの勤務地が変わった際の引き継ぎ等の連携。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害等のための活用事例（⑩）

発達障害の傾向が強い生徒の行動を両親が力で抑えてきた。両親が当該生徒の学校生活に対する不適応について担任に相談し、スクールカウンセラーとの面談に至る。当該生徒の様子は、人の気持ちが考えられない、場にあった言動がとれない、納得がいかないと暴れる、給食が落ち着いて食べられない。

スクールカウンセラーは、両親に対して面談をした。両親が言葉で伝えても伝わらないので、力で抑えようとしていることがわかった。そのことがかえって、当該生徒の問題対処能力を狭めてしまっていることを両親に伝えた。

両親には、当該生徒の検査を勧めた。その子の特性を理解することで、本人も楽になることを伝えた。また、夫婦でお互いの行動を抑え合いながら、力での抑制をしないように提案した。

その後は、スクールカウンセラーとの面談を継続させ、通級や医療への受診も行えるようになった。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬⑮）

担任が、クラスの女子生徒のリストカットに気が付いた。すぐに、さわやか相談員への面談につなげる。相談員は、当該生徒との良好な人間関係を構築し、当該生徒が相談室に足を運ぶようになった。

スクールカウンセラーの来校に合わせ、相談員と当該生徒との面談を計画し、スクールカウンセラーとの面談に至る。

スクールカウンセラーは、当該生徒が家での生活にストレスを感じていることを察知し、それがリストカットの原因であることを突き止めた。また、そのストレスの原因は父親からの性的な暴力であった。

学校では、担任と学年主任と相談員、スクールカウンセラーで情報共有し、学校から児童相談所への通告となった。児童相談所の職員は、当該生徒をそのまま保護する形となった。

【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）

生活保護家庭の生徒で、兄弟が6人いる。離婚再婚を繰り返し、腹違いの兄弟もいた。心理的や性的虐待などは見られなかったものの、経済的には心配な点があった。中学生の男子生徒は、修学旅行や林間学校に出席させてもらえなかった。それは、親が外出する際に、妹や弟の面倒を見させるためであった。行事や平常時も「体調不良」を理由に欠席をするため、懸念はされたが、確信をもてなかった。

登校したときに、スクールカウンセラーとの面談をしたり、中学校の担任、学区の小学校の教員、市の福祉担当者とケースカンファレンスを行ったりした。親は、弟妹の世話のために欠席させているとは認めなかったが、学校内でも管理職、担任、学年職員、相談員、スクールカウンセラーがチームワークよく対応し、親を説得することで、登校する日数も増え、高校への進学もできた。

【事例4】校内研修のための活用事例（⑰）

各中学校に配置されている相談員の研修会において、緊急時の対応についてスクールカウンセラーから講義をしてもらった。リストカットなどの自傷行為から自殺へのリスクを知ることや自然災害などで気持ちが落ち込んでしまった子への対応などの研修内容であった。実際に相談員が直面するだろう自傷行為の子どもへの接し方については、明日に生きる研修となったし、南海トラフ大地震などの未曾有の惨事が起こった時の心構えなど、相談員は意識することができた。

また、その講義内容についてそのスクールカウンセラーが勤務する中学校でも教員向けに依頼され、校内研修で講義をしたと聞いている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーのニーズが高まってきている。2週に1日の配置となっている学校から、毎週来てほしいという要望を受けることもある。例えば、いじめの相談件数は、平成29年度の69件から平成30年度は、156件に増加している。

埼玉県では、令和元年度から全公立小学校への配置することになった。平成30年度は、全公立小学校への配置に向けて、26校のモデル校を作り、小学校でのスクールカウンセラーのニーズについて検証した。

小学校では、学校生活への不応適や発達障害等の傾向について悩む保護者が多く、そのような当該児童は、その後の問題行動や不登校等の生徒指導上の諸課題に直結する。学校にとっても、「スクールカウンセラーを配置してもらってよかった。」という声が多く寄せられ、また保護者からも「聞いて良かった。」と感想をもらった。

今までは、小学校はその学区の中学校に相談に行くことになっていたが、中学校に配置されているスクールカウンセラーもすでに相談の日程が埋まっており、小学校の保護者からは、中学校まで相談に行きづらいとの感想も得ていた。

このことから、スクールカウンセラーに対するニーズが高まっており、学校のチームの一員として浸透してきたことが大きな成果であると言える。

(2) 今後の課題

平成30年度は、不登校に関する相談件数が減少した。(解消率には大きな差はない。)

平成29年度 5,915件 → 平成30年度 3,299件

このことは、学校に配置されているスクールカウンセラーに会いに来られる生徒であれば、相談できるが、家に閉じこもっている生徒への対応の難しさを感じている。

ただし、各市町村に配置されているスクールソーシャルワーカーが、閉じこもっている生徒への対応をしているので、今後とも連携の充実を図っていきたい。

また、教職員のカウンセリングマインドの育成についても諸研修を充実させ、スクールカウンセラーに依頼しなくても、対応できる教員力も伸ばしていきたい。

千葉県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を生かし、児童生徒の相談や、保護者、教職員等への助言・援助を行うことで、いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期対応や緊急時の対応等を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校配置5年目となり、150校へ隔週1日の配置を行った。平成26年度は県内5つの教育事務所ごとに均等に7校ずつ配置したが、平成27年度からは各教育事務所管内の小中学校での教育相談体制の状況（各自治体独自のスクールカウンセラー等の配置状況）や問題行動等の状況等を踏まえ、教育事務所ごとに適切な配置数とした。

中学校については、引き続き重点校5校（各教育事務所ごとに1校）には、週2日配置するようにした。

高等学校については、配置校と未配置校とをグループ化し、おおよそ2校の配置校で1校の未配置校からの要請に応えられるようにしている。また、定時制の課程を有する県立高校には全校配置している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

■配置人数

小学校	：	69人	
中学校	：	236人	※ 義務教育学校2校を含む
高等学校	：	65人	
中等教育学校	：	0人	
特別支援学校	：	0人	
教育委員会等	：	9人	

■配置校数

小学校	：	150校	
中学校	：	324校	※ 義務教育学校2校を含む
高等学校	：	80校	
中等教育学校	：	0校	
特別支援学校	：	0校	
教育委員会等	：	6箇所	

■資格

（1）スクールカウンセラーについて

- ②臨床心理士 219人（※①②の資格を重複して所持している人は、①の資格者として記載する。）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 5人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者 0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 26人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 36人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めたる者 0人

■主な配置形態

単独校	319中学校	(週1回・1回5～6時間)
	5中学校	(週2回・1回5～6時間)
	150小学校	(隔週1回・1回5～6時間)
	80高等学校	(週1回・1回5～6時間)
県児童生徒課	1箇所	(週1回・1回7時間45分)
教育事務所	5箇所	(週1回・1回6時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

全スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年2回（全体研修会1回、地区研修会1回）

(3) 研修内容

○全体研修会（5月）

- ・全体講演「教育現場におけるLGBTの理解と対応」
（東京大学ハラスメント相談所専門相談員 金城理枝）
- ・生徒指導の現状と本年度の基本方針
- ・スクールカウンセラーの業務について
- ・不登校対策支援チームについて
- ・教育事務所別研修会及び市町村等ブロック別研修会（情報交換等）

○地区別研修会（7月～9月） ※5教育事務所ごとの計画で実施

- ・講演、講話
- ・事例検討会、情報交換会
- ・グループ別協議 等

(4) 特に効果のあった研修内容

地区ごとに分かれての研修会（2回とも実施）において、それぞれが抱える様々なケースに対する事例検討会を行ったことは、実践力を高めていく上で大変有効であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

- ・県児童生徒課 1名
- ・教育事務所 10名（各教育事務所2名ずつ）
- ・県立高校 4名

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等への指導・助言（特に新規採用者は重点的に）
- ・特に困難と思われる事例への対応・援助
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言
- ・いじめ問題対策支援チーム派遣事業におけるチームの一員として、派遣先の学校職員に助言等
- ・その他、学校における教育相談体制の充実強化に関する活動

(6) 課題

- ・高校の新規採用SCへの対応は、高校のSVが学校勤務のため、対応できなかった。
- ・地区別研修会で小グループによる事例検討を積極的に行い、個々の抱える 事案への対応について意見交換をする中で、資質向上に努めていく必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校生徒のための活用事例（①）

ゴールデンウィーク明けから体調を崩したAは、中学校生活に遅れを感じており、中間テスト終了後から不登校になった。

発達検査を実施し、若干特性のばらつきがあるものの、知的能力の高さが明らかとなったAは、検査結果を意外と感じたものの、前向きに捉えて少しずつ勉強に向かうようになっていた。

教育相談機関でのカウンセリングの中で、学校生活に不安があることや、定期テストを学校の別室で実施したいと希望していたので、Aの承諾を得た上で、教育相談機関のSCと学校のSCが連携（情報交換）を図ったところ、Aは定期テスト前に学校のSCと話すことができ、円滑に定期テストを受けるための手立てを一緒に考えることができた。事前準備ができたため、無事に定期テストを受けることができたAは、その後もSCとの面談を継続することになった。また、テストの結果も良かったことから、学級復帰を希望するようになり、SCとの面談を継続する中で準備を進め、SCの促しで教室に入ることができた。その日を境にAは教室に完全に復帰することができた。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

中学3年男子生徒。本人が中学1年時に父親からの身体的虐待があり、近所からの通告で一時保護となり、その後、保護解除、家庭復帰した事例。

児童相談所からのモニタ依頼があり、また、本人の教室での落ち着きのなさや他者とのコミュニケーションに関する問題などもあることから、中1の夏休み明けからSCとの定期的な面接を開始する。SCとの毎週の面接では必ず家庭の状況についてたずね、また毎月、管理職、学年主任、担任、養護教諭とのケース会議で情報共有を図った。

中3の夏休み明けの面接で、本人からSCに「父親に殴られた」との話があった。明らかな外傷等は無かったが、虐待通告すべき状況と判断した。本人は「自分が悪かったので殴られた。大丈夫なので誰にも言わないで欲しい。」と訴えていたが、SCより本人にこのことは他の先生にも伝えるべきことで、虐待通告しなければならないことを説得した。これまでの3年間の継続面接による信頼関係もあり、本人も最終的には納得し、すぐに管理職、学年主任、担任、養護教諭のケース会議メンバーを集め、父親から暴力があったことを伝え、その場で校長より児童相談所へ虐待通告を行った。当該生徒は学校に残し、教育相談担当教員と面談を実施。その後、児童相談所職員が来校し、スムーズな一時保護につなげることができた。

【事例3】性的な被害を受けた生徒のための活用事例（⑮）

性暴力を受け、当該生徒はそれを一人で抱えていたが、体の不調により学校生活に支障が出て保健室へ来室するようになった。そこで、養護教諭に体調不良に加え性暴力に会い男性が怖いこと、フラッシュバックがあることなど話すことができた。そこで、養護教諭からSCに相談があったため、すぐに婦人科の受診もすすめた。本人のカウンセリング希望もあったためカウンセリングを開始する。本人を悩ませている精神的・身体的症状の仕組みについて伝え、また、本人と相談のうえで、家族の協力を得て精神科にもつないだ。

本人・保護者の希望で事前に医師、PSWへ概要を伝え、本人の受診後も、本人・保護者の承諾の上、必要に応じて、医師、PSW、学校管理職、担任、生徒指導・教育相談担当、養護、SCとで学校の対応についてケース会議を行った。本人を取り巻く大人の協力を得るために保護者を含めた校内ケース会議も重ね、SCの立場で連携を図った。本人の受診前後では、都度学校の対応について医師、PSWに確認・助言を受け、学校に伝えることで本人は安定して学校生活を送ることができている。

【事例4】生徒の面談週間に向けた教職員への校内研修のための活用事例（ ⑰ ）

○教職員を対象として年度前半の生徒面談週間を控えた時期に実施

〈研修の構成〉

- 1 「人の目が気になる」ことについて、心理発達の捉え方の説明
- 2 具体的場面（架空事例）を設定し、参加者によるグループディスカッション
- 3 来談者中心療法の基本理論と、それに基づく面談における留意点の説明

〈各項目の主な内容〉

- 1 スクールカウンセリング場面では、「人の目が気になる」という訴えが非常に多い。それに対して、SCがどのように捉え、生徒たちに応えているかを説明。
人の目が気になるのは、客我（自分を客観視する自分）が芽生えてきたからこそであり、成長の証である。とは言え、それまで主観で成り立っていた世界に、異なる見方が現れることは、大きな不安であり混乱もする。それは人生において非常に辛い時期である。しかし、さらに成長して客観視が進めば、異なる見方を受け容れることができ、安心が増していく。人の目が気になるのは、成長・成熟に向っている証拠であり、それに伴う痛みである。
- 2 架空事例「教室にいるとみんなの目が気になってつらい」と訴える生徒との会話を提示し、生徒の言葉への返答について、教員4～5人のグループで話し合いを実施。話し合いのあと、各グループの案を共有。その後、来談者中心療法の基本理論を交えながら、SCから助言。提示事例の会話の流れに沿って、返答についてのグループ検討を繰り返した（3回）。
- 3 SCから、面談での留意点として、「気持ちに沿う」「葛藤を拾う」「健康な面に注目する」の3点を強調した。たとえば、本人から「他の人が平気なのに、自分は気にしすぎだと思う」という発言があった場合、本人の葛藤や客観的な視点が読み取れる。それは本人の健康な部分として、称賛することができる。称賛することで、本人の気づいていない健康な部分を強化することにもつながる。つい不健康な話に耳を傾けてしまいがちになるが、健康な面に注目することが、成長期の生徒たちとの面談には特に大切であることを説明した。

〈研修後〉

参加した教員より、「グループ討議や指名される立場を経験して、生徒の気分が分かった」「思わぬ案（架空事例を通した生徒とのやりとり等）があつて興味深かった」という感想があつた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校において配置された学校については、隔週配置であるが、1日当たりの相談件数は6.7件であり、中学校6.3件、高等学校5.4件に比べて多く、前年度と同様にニーズが高く、積極的な活用が図られていることが分かる。さらに、中・高等学校と比較すると、保護者からの相談割合が高く、家庭と学校とが連携して児童の抱える問題に対応していく上でも効果的である。また、小学校配置が5年目となったことで、スクールカウンセラー活用の効果が小学校にも認知されてきており、未配置校からの要請に対して対応をした小・中学校配置校の対応件数は1,529件に上った。

高等学校については、配置校80校に対し未配置校が43校だが、未配置校からの要請に対応をした件数は442件で、未配置校1校当たり10.3件となっている。

全体での相談内容としては、不登校に関するものが29.0%と最も多く、次いで心身の健康や保健に関するものが17.4%、友人関係12.3%となっており、児童生徒や保護者、学校が抱えている問題等にスクールカウンセラーが積極的に関わっている状況である。

(2) 今後の課題

- ・未配置の小学校には中学校配置のスクールカウンセラーが対応しているが、対応件数は未配置小学校1校当たり、年間約2.8件であり、そのうち、20回以上対応した中学校が20校という状況だった。上記(1)に示した配置校の相談状況や市町村等からの配置要望などから考えると、実際には配置の需要が高いところであり、さらなる充実が必要である。
- ・高等学校は、配置校と未配置校のグループ化により、未配置校にも対応できる体制としているが、どの学校からも不登校や精神的にも不安を抱えた生徒等、スクールカウンセラー活用のニーズが高く、配置の充実を目指していく必要がある。
- ・配置校のスクールカウンセラーが未配置校からの要請に対応する上では、配置校での勤務が多忙なことや旅費がかかる等の都合上、原則としては相談者が配置校に赴くこととしている。児童生徒によっては、このことでスクールカウンセラーへの相談を遠慮してしまう場合がある。
- ・配置校の職員及びスクールカウンセラーから、配置時間を増やしてほしいという要望がある。「職員への情報提供等のための時間が十分に確保できない。」「職員の研修等に時間を費やすことができない。」などの声も挙がっており、限られた時間での効果的な活用について検討していく必要がある。

東京都教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童及び生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的とする。（東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱より）

（2）配置・採用計画上の工夫

東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱に基づき、スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意がある者のうち、資格要件を満たし、東京都教育委員会が選考したものを「東京都公立学校スクールカウンセラー」として任用している。

任用期間は、1年以内とし、年度をまたがる任用はできない。再任する際には、東京都教育委員会の選考によって決定する。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置人数について（延べ人数）

- ・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む） 1 2 8 0 人
- ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む） 6 2 4 人
- ・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む） 2 4 8 人

※配置校数について

- ・ 小学校（義務教育学校前期課程を含む） 1 2 8 0 校
- ・ 中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む） 6 2 4 校
- ・ 高等学校（中等教育学校後期課程を含む） 1 9 2 校

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、採用予定年度の4月1日現在で、臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過する者

③ 精神科医

④ 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者
なお、②～④の資格を有する者の人数は以下の通りである。

②臨床心理士 1 4 1 2 人

③精神科医 0 人

④大学教授等 5 人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

スクールカウンセラーに準ずる者は任用していない。

※主な勤務形態について

1校につき年間38日 1日あたり7時間45分勤務

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ア スクールカウンセラー配置校連絡会
スクールカウンセラーの服務監督者である管理職（校長又は副校長）を対象に実施（5月）
- イ スクールカウンセラー連絡会
全スクールカウンセラーを対象に連絡会を年2回実施
第1回：都立学校に勤務の者は、都教育委員会が開催する連絡会に参加（5月）
区市町村立学校に勤務の者は、各自治体が開催する連絡会に参加（随時）
第2回：都立学校及び区市町村立学校に勤務する全スクールカウンセラーが、都教育委員会が開催する連絡会に参加（8月）
- ウ 新規スクールカウンセラー連絡会
次年度、初めて任用される予定者を対象に実施（3月）

(2) 研修回数（頻度）

- 連絡会として、管理職対象に1回（5月）
都立学校配置のスクールカウンセラー対象に1回（5月）
全スクールカウンセラー対象に1回（8月）
初めてスクールカウンセラーとして任用される者を対象に1回（3月）

(3) 研修内容

- ア スクールカウンセラー配置校連絡会
 - ・講演「スクールカウンセラーの効果的な活用と連携について」 等
- イ スクールカウンセラー連絡会
 - ・スクールカウンセラーに期待すること
 - ・都立学校における教育相談の充実について
 - ・協議「教育相談の充実について」
 - ・SOSの出し方に関する教育の推進について
 - ・講演「『チーム学校』におけるスクールカウンセラーの役割 ～適切なコンサルテーションと関係機関等との連携～」
- ウ 新規スクールカウンセラー連絡会
 - ・学校における教育相談の充実に向けて
 - ・スクールカウンセラー活用事業における事務手続について

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラー配置校の管理職を対象として実施した連絡会において、スクールカウンセラーの職務や組織的対応の在り方等の具体例を示しながら、スクールカウンセラーの効果的な活用と連携について周知することにより、学校の教育相談体制をより強化することができた。
- ・スクールカウンセラーを対象とした連絡会において、チーム学校の一員としての立場を改めて認識できるよう、講師からの事例演習等を交えた講演等により、学校組織の中で心理の専門性をいかにして発揮すればよいか、スクールカウンセラー自身に主体的に考えさせながら、学校内での具体的な対応について協議を深めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

「東京都公立学校スクールカウンセラー」事業として、スーパーバイザーは設置していない。

(6) 課題

1校当たり1日の相談件数が減少傾向にある。さらに、いじめられた児童・生徒の相談状況として、「誰にも相談していない」と回答する児童・生徒が増加している。スクールカウンセラーの配置拡充のみならず、都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上が必要である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】発達障害のある児童と保護者への支援のための活用事例 (10)

発達障害の診断を受けている男子児童は、独特のこだわりや衝動性があり、教室から避難して廊下で過ごしたり、校内を徘徊したりしていた。また、不適応を起こすなど、発達障害の特性が明らかな本児童にスクールカウンセラーが声掛けを行い、徐々に関係が構築されていった。程なくして、母親からも面接の予約が入るようになり、前半は本児童との面接、後半は母親との面接というように支援体制が整備されていった。その後、特別支援教室の申請と利用、医療機関との連携等、母親と共に環境の整備を行っていった。また、授業時においてもスクールカウンセラーが本児童の支援に入ることで、周りの児童に対する影響も少なくなり、学級や学年の状況が安定した。

【事例2】虐待から児童を守るための活用事例 (13)

本児童の遅刻が増えたことを受け、スクールカウンセラーとの面談が開始された。担任が保護者への連絡を行っていたが、うまく連携が取れない状況が続いていた。その折、家から母親の怒声と児童の泣き声が頻繁に聞こえると近所から警察に通報があり、子供家庭支援センターが介入した。本児童との面談の中でも、母親からの暴力や自傷行為などの話題が多く語られた。以降、スクールカウンセラーが学校での本児童の様子を、子供家庭支援センターが家庭訪問により家庭の様子を把握し、定期的に情報交換をすることとなった。本児童に、毎日の自身の思いをノートに書いてスクールカウンセラーに定期的に見せることを提案すると、喜んで応じた。最初は「死にたい」と書き連ねていたが、次第に日頃の楽しいことや好きな音楽などの話題に変わっていった。引き続き、本児童の生活基盤の見直しを図るため、家庭支援を検討するとともに、本児童の発達のアセスメントが行えるよう、スクールカウンセラーが調整役となり、保護者や各関係機関との連携を図っている。

【事例3】痴漢被害に遭った生徒への支援における活用事例 (15)

電車内で痴漢被害に遭った生徒に対し、スクールカウンセラーは生徒に寄り添いながら、その感情を整理できるよう支援した。また、担任や養護教諭、保護者とも情報を共有しながら、被害を防止するための対策について生徒と共に検討し、防犯ブザーを持ち歩くことを提案したり、警察の被害者支援室の案内を行ったりした。痴漢被害の影響から、一か月程の間は眠れないなどの症状を抱える場合があるので、長く続くようなら医療機関にかかるよう助言するとともに、定期的な相談を継続し、担任や養護教諭、また保護者と連携し、経過観察を行っている。

【事例4】校内研修における活用事例 (17)

学校内で、特定の複数名の児童らが、友達とのトラブルや教員からの注意・叱責等をきっかけに、怒りを爆発させてしまい、暴れる、ものにあたる、友達に攻撃的に振る舞ってしまうなどの状況が続いた。そこで、特別支援教育コーディネーターと相談の上、スクールカウンセラーが「怒りのメカニズムに基づく子供への効果的な対応」というテーマで校内研修を実施した。本研修では、怒りに関する科学的な根拠や客観的なデータを

基に、教員がとるべき行動、避けるべき行動が具体的に示された。とるべき行動、避けるべき行動の理由を明確にすることで、より説得力をもって効果的な対応を提示することができ、教職員の対応力向上につながった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

過去3年間の「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」の調査結果から、「いじめられた児童・生徒がスクールカウンセラー等の相談員に相談した件数」が、平成27年度は855件、平成28年度は1369件、平成29年度は1450件と年々増加している。また、平成29年度の調査において、「スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図った」と回答した学校の割合は100%であり、都内全公立小・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向け取り組んでいる。

(2) 今後の課題

- ・ 東京都では平成25年度に全公立小・中・高等学校へスクールカウンセラーを配置し、平成28年度には、高等学校における全課程にも配置をしたところである。さらに事業の効果を高めるため、様々な課題に対する効果的な対応事例や教職員との情報共有の方法、児童・生徒とのかかわり方などを連絡会等で周知するなどして、約1420名のスクールカウンセラーの資質・能力の向上を図りながら、学校教育相談をより一層充実させていく必要がある。
- ・ 平成30年2月に作成したDVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用又は参考にした授業の実施において、スクールカウンセラーもティーム・ティーチングにより、授業に積極的に参加させる。
- ・ 子供たちが出したSOSを教職員等が適切に受け止められるよう、校内研修等において、スクールカウンセラーが心理の専門家として具体的な言葉掛けや対応例を示すなど、教職員の対応力を高める役割を担えるようにしていく必要がある。

神奈川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為、不登校等、児童・生徒の問題行動等の対応にあたって学校における教育相談体制の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーアドバイザー、スクールカウンセラースーパーバイザーを、政令市を除く全中学校、県立高等学校・中等教育学校拠点校及び県教育委員会に配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

[小学校・中学校]

政令市（横浜、川崎、相模原）を除く全175中学校に配置（週1回）することで、学区内の小学校にも対応している。そのうち、中学校24校を重点配置校（週2回）としている。また、本県採用3年以下のスクールカウンセラーの資質向上や教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーアドバイザーを中核市（1市）、4教育事務所に、それぞれ1名（計5名）を配置している。

[高等学校・中等教育学校]

144校のうち、74校を拠点校としてスクールカウンセラーを配置し、1～3校を1学校群とする拠点校方式で全校に対応している。（単独配置校は18校〔高等学校16校、中等教育学校2校〕）

[県教育委員会]

スクールカウンセラーのスーパービジョンや学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションのため、スクールカウンセラースーパーバイザーを1名配置している。

※ 平成22年度から勤務状況評価制度を導入し、県教育委員会が勤務成績優秀と認めるものは最大3年まで雇用を更新できるものとしている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

中学校	: 199人
高等学校	: 72人
中等教育学校	: 2人
教育委員会等	: 1人

○配置校数

中学校	: 175校
高等学校	: 142校
中等教育学校	: 2校
教育委員会等	: 1箇所（SV）

○資格

(1) スクールカウンセラーについて :

②臨床心理士 153人

③精神科医 0人

④大学教授等 0人

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者
0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

①②の資格を有している場合は①の資格者として整理する。①③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。②③の資格を有している場合は②の資格者として整理する。①②③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 23人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 17人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者
0人

○主な配置形態

単独校 151 中学校 (週1日・1回7時間)

15 高等学校 (週1日・1回7時間)

1 高等学校 (週2日・1回7時間)

2 中等教育学校 (週2日・1回7時間)

重点配置校 24 中学校 (週2日・1回7時間)

拠点校 56 高等学校 (月1～2日・1回7時間)

対象校 70 高等学校 (月1～2日・1回7時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

各学校配置のスクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

連絡協議会 年2回程度

(3) 研修内容

[小学校・中学校]

- ① 所管課より、「神奈川県の子童生徒指導及びスクールカウンセラーの業務等について」「スクールソーシャルワーカー関連業務について」情報提供を行った。その際、スクールカウンセラーアドバイザーの紹介も行い、スクールカウンセラーの研修の機会を活用することで、個々の資質向上に向けて研鑽を積むことの大切さを伝えた。次に、スクールカウンセラースーパーバイザーが「スクールカウンセラーの役割とコンプライアンス」というテーマで講演を行い、スクールカウンセラーの職務に関するガイドライン遵守の重要性や、学校内での支援体制の充実に向けて、その専門性の発揮と日々の研鑽に向けた意識づけがなされた。
- ② スクールカウンセラーアドバイザーが学校や教育委員会を巡回し、経験の浅いスクールカウンセラー等に対しアドバイスを行った。

[高等学校・中等教育学校]

- ① スクールソーシャルワーカーと合同で実施した。所管課による情報提供の後、大学助教を講師に招き、「多職種との効果的な連携のあり方、不登校支援について」というテーマで講演を行った。その後、「事例への対応」についてグループ協議を行い、情報の共有・意見交換を行った。
- ② 所管課による情報提供の後、県スクールカウンセラースーパーバイザーより、「対話する気のない生徒との学校カウンセリングー物言わぬ生徒ともカウンセリングができる SC になるためにー」というテーマで講演を行った。また、高等学校配置のスクールカウンセラー3名による勤務校での実践報告の後、その内容をもとに「初期段階で早期に支援につなげる仕組みづくり」というテーマで研究協議を行った。

(4) 特に効果のあった研修内容

[小学校・中学校]

経験の浅いスクールカウンセラーや、希望するスクールカウンセラーが、スクールカウンセラーアドバイザーからスーパーバイズを受けることで、個々の心理相談に関する資質向上や、学校での相談体制の充実に向けた意識の向上を図ることができた。

[高等学校・中等教育学校]

グループでの研究協議を通して、教育相談に関する技術等の向上を図るとともに、教育相談体制の充実に向けた取り組み等、諸問題の解決に向けた資質の向上を図ることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有(週2回 1日7時間 年間420時間)

○活用方法

- ・スクールカウンセラー連絡協議会での指導・助言
- ・スクールカウンセラーに対する指導・助言
- ・採用1～2年目のスクールカウンセラーに対する巡回スーパービジョン
- ・学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーション

(6) 課題

限られた勤務時間の中で、年2回の連絡協議会やSVによる巡回スーパービジョンを行っている。スクールカウンセラーの資質向上に向けて、連絡協議会の内容の精選やスーパービジョン活用の工夫等、より効果的な研修となるよう努めていきたい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】自殺願望のある不登校生徒への支援における活用事例(①⑧)

体調不良で自殺企図をほのめかす不登校生徒について、教員からの相談によりSCが面談した。本人は人間関係がうまくいかないことに自信を失い、精神的に不安定になり、漠然とした不安から自殺企図や自殺願望を訴えた。SCは、学校全体で対応するため管理職や関係職員を交えたケース会議を提案し、ケース会議で本人の生命を最大限に守ることを学校全体の方針とした。また保護者と面談し家庭での様子や家族の状況を聞き、校内で情報共有を図った。保護者には本人の生命の安全を最優先にするため、学校との連携や医療機関への受診を依頼した。また、後日SCが実施した校内での職員研修において本事例を取り上げ、ケース会議や緊急対応の対応例として今後の対応に活かすことができた。

【事例2】児童虐待のための活用事例(⑬)

生徒は、父親から「おまえなんか死んでも構わない」といった暴言を言われていたことが担任との相談の中で判明した。その後スクールカウンセラーとの面談の中で、そういった暴言を母親が止めないこと、父母の喧嘩を何度も見ていること、母親が家事をせず、以前から両親からの体罰も受けてきたことを告白した。

スクールカウンセラーは、本人には、辛い時には周りには相談できる大人がいることを伝えたいと、校内で支援会議を招集し、全体での周知を行った。同時に児童相談所につなげ、保護者に知られることなく、相談員と面談できるよう手配した。本生徒は相談員との面談を重ねることで、次第に和らぎ、家族との良い思い出も語るようになった。その後、相談員との面談は終了したが、学校では今後も何かあれば、児童相談所につなげる準備でいる。

【事例3】ヤングケアラーへの支援における活用事例(⑯)

生徒は、父子家庭で経済的な余裕がなく、中学在学中から本人が家事全般と家族の介護を担当しており、負担となっていた。学校は休みがちで、登校しても心身の不調を訴えることが多く、心配した教職員がスクールカウンセラーとの面談の機会を設けた。面談の中で、生徒の置かれた状況が明確となり、それを基に学校で協議を行った結果、学校から児童相談所に連絡し、家族関係の調整を行うこととなった。本人は児童相談所の一時保護や家族への介入は拒んだが、家を出て通う環境で学校を継続した。スクールカウンセラーの面談が契機になり、環境を変えるとともに、教職員が本人を励まし支えたことが、本人の意欲を最後まで維持させることに繋がり、無事卒業することができた。

【事例4】校内研修の事例 (17)

「教師と児童がより良い人間関係を築くために」～アンガーマネジメントより～

小学校教員を対象にして、ストレスと怒りの関係、ストレスマネジメントを紹介しながら、怒りのメカニズムについての理解を深めた。「キレる」状態には、怒りを外側に向けるタイプと、内側に向けるタイプの2通りがあることを踏まえたうえで、「怒り」は喜怒哀楽の一つで自然な感情であり、必要な感情でもあるということ、怒りの感情を否定せずに、大切に受け止めるといった姿勢で児童に接することで、教員のカウンセリングの能力向上に役立てていくことを目指して実施した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

[小学校・中学校]

平成30年度の相談件数は、平成29年度より4,443件減少している。スクールカウンセラーの整備を進めている中で、相談件数が減少しているという状況の背景には、学校内での相談体制の充実により、より組織的に教育相談の充実が進められていることが考えられる。

また、不登校児童・生徒の相談後の変化では、「改善した」（ほぼ改善、やや改善）との回答が72.1%となっており、スクールカウンセラーによる支援が、不登校対策に成果を上げていることがわかる。

[高等学校・中等教育学校]

平成30年度の相談件数の合計は、144校(164課程)で16,771件であった。昨年度と比較して2,587件増加している。相談者の内訳は、教職員の相談が6,907件、生徒の相談が7,803件、保護者の相談が2,061件である。相談内容としては、長期欠席・不登校が3,131件と最も多く、次いで友人・異性関係が2,410件、自己性格が1,989件となっている。相談後、解決・好転した割合については、68.3%となっている。

(2) 今後の課題

[小学校・中学校]

平成29年度の県の問題行動調査では、不登校の人数は11,710名と、28年度より1,293人増加している。また、養護教諭やスクールカウンセラー等に相談を受けていない人数は小学校で1,583人、中学校では4,828人いる。全体の相談件数だけでなく、不登校の状態でも専門的な相談を受けられていない児童・生徒の人数を減らすために、スクールカウンセラーの専門性のより一層の向上や、学校内での相談しやすい環境づくりを日常的に作ること等において、工夫が必要である。

[高等学校・中等教育学校]

相談件数の増加に伴い、多くの学校で相談業務に勤務時間の大半を費やしているため、教職員に対するコンサルテーションの時間確保が困難である。また日頃の声かけや集団に対する働きかけなど、予防的な取組みにも時間が割けない状況である。また、学校によって活用度に差があるため、今後はすべての学校が効果的に活用するための工夫が必要である。

新潟県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ① 新潟県の生徒指導上の最重要課題であるいじめ・不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置する。
- ② 児童生徒・保護者へのカウンセリング、教職員や保護者へのコンサルテーションやカウンセリングを行い、指導の在り方の検討や校内指導体制の確立等に役立て、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ① 学校毎の実態に応じた効率の良い活用のため、全ての市町村立中学校、義務教育学校においては、単独校を含む拠点校方式を採用し、拠点校と複数の対象校を1グループとし、グループ毎にスクールカウンセラー1人を配置した。
- ② 小学校には生徒指導上の課題の多い学校を中心に配置した。
- ③ 高等学校においては拠点校方式を採用し、全ての学校に配置した。
- ④ できるだけ多くの学校に配置できるよう、臨床心理士等の資格のあるカウンセラーだけでなく、スクールカウンセラーに準ずる者も含めた計画的な採用をした。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数（重複あり）

小学校	:	50人
中学校	:	87人
義務教育学校	:	1人
高等学校	:	44人
中等教育学校	:	6人
特別支援学校	:	0人
教育委員会等	:	0人

配置校数

小学校	:	50校
中学校	:	169校
義務教育学校	:	1校
高等学校	:	88校
中等教育学校	:	6校
特別支援学校	:	0校
教育委員会等	:	0箇所

資格

(1) スクールカウンセラーについて :

- ①公認心理師 0人
- ②臨床心理士 52人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 0人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 6人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 36人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 18人

※主な配置形態について

単独校	6 中学校	}	(週 1 日・1 回 7 時間)
	1 義務教育学校		
	50 小学校		
	6 中等教育学校		(週 1 日・1 回 2～4 時間)
拠点校	88 中学校	}	(週 1 日・1 回 7 時間)
対象校	82 中学校		
拠点校	28 高等学校		(週 1 日・1 日 4 時間)
対象校	60 高等学校		(週 1 日・1 日 4 時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

【小・中・義務教育・特別支援学校】（4月：スクールカウンセラー等活用事業連絡会）

- スクールカウンセラー等
- 配置校担当職員
- 市町村教育委員会事業担当者

【中等教育学校・高等学校】（8月：地区別研修）

- スクールカウンセラー等及び拠点校及び派遣校の管理職

(2) 研修回数（頻度）

年間2回

(3) 研修内容

【小・中・義務教育・特別支援学校】（4月：スクールカウンセラー等活用事業連絡会）

- 上・中・下越の3会場で開催
- 不登校の現状と課題 他 県教育委員会 指導主事
- 学校内外における相談指導体制とスクールカウンセラーの連携 県教育委員会 臨床心理士

【高等学校】

- 県内8会場で地区別に開催
- 情報交換「各校におけるカウンセリングの実施状況と課題」
- 講義「スクールカウンセラー等活用事業における留意点」（県教育委員会 副参事）
- 演習「『いじめに関する研修ツール』を用いた自己点検」

(4) 特に効果のあった研修内容

同一地区内のスクールカウンセラー等で情報交換を行うことで、スクールカウンセラー間での連携が促進された。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置（無）

(6) 課題

- スクールカウンセラー等の臨床経験や資格要件の内容が大きく違っており、実態やニーズに合わせた研修内容の設定が難しい。
- 地理的な要因から、研修会場までの移動距離が長く一堂に会して研修を行うことが難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①）

転入後、登校しぶりがみられ、保護者も引っ越しや本児の登校しぶりによって精神的につらい状況にあったため、本児及び保護者のカウンセリングを実施した。本児の不応の背景についてのスクールカウンセラーからの助言を基に、学校での対応方法や、保護者の思いに寄り添った具体的な支援方法を検討した。その結果、教職員で統一した対応につながり、学校等家庭が同一歩調で取組を進めることができた。本児と保護者への対応を教職員間で共有し、丁寧に取組を進めることで、少しずつ母親が余裕をもって本児にかかわり、そのかかわりが本児の心の安定につながり、登校をしづることが減ってきた。

【事例2】友人関係改善に向けた活用事例（④）

本児は対人関係のトラブルが多くみられ、中学校進学を前に、新しい人間関係を築くことができるかを保護者が心配してスクールカウンセラーとの教育相談を希望した。スクールカウンセラーからは、本児が自分の心情を言語化することが苦手なため、大人が「悲しいね」「悔しいね」などと本人の困り感を汲み取った働き掛けをするとよいことや、対人関係スキルの獲得には大人がよいモデルを示すことが重要であることなど、具体的な助言があった。学校に対しても、保護者の不安に寄り添う対応についての助言があり、家庭と連携をとりながら対応している。本児は少しずつ対人関係に改善がみられている。

【事例3】児童理解を深める校内研修の活用事例（⑰）

人間関係の理解を深め、望ましい集団形成に向けてスクールカウンセラーを講師に校内研修を実施した。スクールカウンセラーは授業参観を行い、参観後に全職員の情報交換会に参加して指導及び助言を行った。研修の際は、児童の学習の様子、学級の雰囲気について授業参観から見取った内容をもとに協議を進めるとともに、児童理解を深めるためにQ-Uアンケート結果を活用して、児童理解、よりよい学級経営の在り方について協議を深めることができた。また、同様の校内研修を学期ごとに実施することで、教職員の児童一人一人の変容への気付きが生まれ、児童理解がより一層深まるとともに、望ましい集団形成にもつながった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談件数（延べ）

小学校	:	4, 252人
中学校	:	24, 310人
義務教育学校	:	218人
高等学校	:	8, 033人
中等教育学校	:	384人
特別支援学校	:	0人

	H27 中学校	H28 中学校	H29 中学校	H30 中学校	H30 小学校
SC が配置された学校数	162校	170校	173校	170校	50校
校内研修を実施した学校数	46校	50校	54校	52校	23校
教育プログラムを実施した学校数	41校	34校	40校	39校	7校

校内研修や教育プログラムを実施する学校が増加してきている。小学校での研修会実施率が約5割となっており、保護者や生徒の教育相談等、個々の事例対応に加え、学校の教育相談体制の充実を図るためにスクールカウンセラーが活用されるようになってきている。

高等学校では定期的なカウンセラーの勤務により、校内組織と連携した取組を行いやすくなった。

(2) 今後の課題

- ・複雑化・多様化する問題に適切に対応できる専門的な技量をもつスクールカウンセラー等の人材を確保することが必要である。また、スクールカウンセラーの居住地が都市部に集中する傾向があり通勤に時間がかかるケースが見られる。
- ・スクールカウンセラーがチーム学校の一員としての自覚をもって活動できるように、さらに意識を高めていく必要がある。
- ・児童生徒の生徒指導上の諸問題の長期化、複雑化を防ぐためには未然防止・早期発見等が重要であり、個別のカウンセリングだけでなく、教員の相談力向上のための研修や、児童生徒を対象とした心理教育での活用が望まれる。
- ・高等学校においては、定時制高校等への配置時間を拡充し、教育相談の充実に努める必要がある。

富山県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

公立の小学校、中学校、高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、悩みを抱える児童生徒、保護者への相談・支援を行うなど、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 県内全公立小中学校（小学校185校、中学校79校）にスクールカウンセラーを配置する。
- 中学校区内での中学校と小学校間の情報共有や連携がスムーズに行われるよう、小中連携型スクールカウンセラーの配置時間の充実を図る。
- 学校が対応に苦慮するいじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーを機動的に派遣する。
- 県立高等学校拠点校16校にスクールカウンセラーを配置し、周辺の県立高等学校も支援する。
- 県公認心理師協会と連携し、人材確保に努めている。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小学校	：	74人
中学校	：	57人
高等学校	：	13人
教育委員会等	：	15人

○配置校数

小学校	：	185校
中学校	：	79校
高等学校	：	16校
教育委員会等	：	2箇所

○資格（重複して資格を有している場合①→②→③→④→⑤の順に整理）

〈スクールカウンセラー〉

①公認心理師	0人	④大学教授等	1人
②臨床心理士	39人	⑤①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	1人
③精神科医	0人		

〈スクールカウンセラーに準ずる者〉

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 2人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 32人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④複数に該当する者及び、地方公共団体が認めた者 4人

○勤務形態について

単独校	55小学校	週1時間	70小学校	週2時間	60小学校	週4時間
	5中学校	週2時間	46中学校	週4時間	28中学校	週7.75時間
拠点校	16高等学校	実態に応じて	週1日1回	4時間等		

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者、各校事業担当者（第1回目のみ）

(2) 研修回数（頻度）

- 年2回

(3) 研修内容

- スクールカウンセラーの役割及び、任務遂行に当たっての留意事項の確認
- スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた講演の実施
- 対応事例の報告と対応内容について意見交換及び共通理解を図るため、部会別協議を実施

(4) 特に効果のあった研修内容

- 部会別協議
 - ・各スクールカウンセラー等からの対応事例の報告と対応内容についての検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置
 - ・経験豊富なスクールカウンセラーをいじめ対策カウンセラーに任命し、SVと兼ねて活用している。
- 活用方法
 - ・他のスクールカウンセラーの資質向上のため、申請を受けてSVがアセスメントの妥当性やスクールカウンセラーの在り方について助言等を行う。

(6) 課題

- 日程の調整が難しく、研修会にSC全員が参加できないことがある。
- 研修会において講演を行う際の講師人材の確保が難しい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】集団の中で人と関わることが苦手な生徒に対する活用事例（①不登校 ⑨学業・進路）

- ・中学3年生女子Aは、学習したいという意欲は強いが、集団の中で人と関わることによって不安を感じ、中学2年の1学期から教室で学習することができず、登校しても相談室で学習を続けていた。2学期からは全く登校できなくなった。
- ・3年生になっても、不登校が続いた。学級担任とスクールカウンセラーは家庭訪問を行い、本人や保護者との面談を繰り返し、Aの気持ちに寄り添うカウンセリングを続け、不安な気持ちの解消に努めた。
- ・5月に家庭訪問を行った際、スクールカウンセラーからAに適応指導教室への入級を提案した。Aは適応指導教室に興味を示し、保護者が付添って2度体験入学をし、6月から週2回程度、適応指導教室に通うようになった。
- ・定期的に行われたケース会議では、Aの気持ちや保護者の願いを尊重するとともに、Aの集団に対する不安な気持ちを解消するため、スクールカウンセラーからは、自己存在感を高めるための声かけや働きかけをするように提案された。また、保護者や学級担任、適応指導教室の職員が、Aの状況や情報を共有することで、スクールカウンセラーの見立てをもとにした、共通の視点で対応することができた。
- ・10月からは、スクールカウンセラーや学級担任が共通理解のもと、進路についての相談を中心に関わりを

もった。Aは、進学に対し前向きな意思を表し始め、11月には、学校に登校して進路についての話ができるようになった。その後、高校受検に合格したAは、卒業式まで、相談室への登校ではあったが、学校に登校するようになった。

【事例2】 母親からの支配的接し方に強く苦痛を感じている生徒に対する活用事例 (⑬児童虐待)

- ・高校2年生女子Bの健康診断の結果、短期間で急激に体重が減っていることを心配した養護教諭は、学級担任に相談した。その日の放課後、学級担任はBと個人面接を行った。Bは学校生活の話はするが、家庭での話を聞こうとすると口を閉ざした。そこで、学級担任はスクールカウンセラーとの面談を提案した。
- ・翌朝Bは、自らスクールカウンセラーとの面談を申し出た。面談の中で、母親がBの生活面について自分の考えを強要すること、時には暴力を振るうこと、そのため、Bは母親に対して強い恐怖心を抱いていること、そして家では、十分な食事が与えられていないことが分かった。
- ・スクールカウンセラーからの報告を受けた学校は、ケース会議を開き、管理職、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが集まり、今後の対応と方針を話し合った。会議では、児童虐待が疑われることから、児童相談所に通告することや、Bの心と体のケアについて話し合った。
- ・スクールカウンセラーの助言を受け、学校においてBに関わる教員に対し、接し方に注意するよう共通理解を図った。その後、Bは精神状態が落ち着き、明るい表情や意欲的な姿を見せるようになった。
- ・スクールカウンセラーが、時間をかけて母親と面談を進めたことで、我が子に対する愛情がBの心理的な負担となっていたことを省みることができ、母親の気持ちに変化が現れた。さらに、スクールカウンセラーから家庭でのBへの接し方についてアドバイスを受けることで、母親はBの気持ちを考えて接することができるようになった。

【事例3】 家庭内の問題が原因で精神的不安定な生徒に対する活用事例 (⑪小中連携 ⑯ヤングケアラー)

- ・中学2年生男子Cの手首に自傷行為の傷跡があることに気付いた担任が、その日の放課後、面接を行った結果、学校生活の問題が原因ではないことは分かったが、それ以上詳しいことは分からなかった。
- ・学校には小中連携型のスクールカウンセラーが配置されており、Cと面談を行うことになる。スクールカウンセラーとCとは、小学校時代に友人関係のトラブルで面談したことがあり、Cは安心した表情で、面談することを承諾した。
- ・スクールカウンセラーとの面談の中で、Cは家庭内の問題に一人で悩み、大きなストレスを抱えていること、家庭内のことを考えている内に、自分ではどうしようもできなくなって、気がついたら自傷行為を行っていたということが分かった。(Cの両親は、認知症の祖母とアルコール依存症の祖父の介護のため、Cが幼い妹の面倒や家事の手伝いを続けていた。)
- ・学校はケース会議を開き、管理職、生徒指導主事、養護教諭、学年担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが参加して、Cを取り巻く状況について整理し、学校としてどのような対応や支援が必要かを話し合った。
- ・スクールカウンセラーはCの心のケアを引き続き行い、スクールソーシャルワーカーは保護者に関係機関を紹介し、つないだことで家庭環境の改善を図ることができ、Cの心身の状態が安定するようになった。

【事例4】 学校における教育相談の基本を共通理解するための活用事例 (⑰校内研修)

①「児童生徒と面談する際のカウンセリング技法」を学ぶための校内研修会

- ・定期的に行う児童生徒との面接週間を前に、スクールカウンセラーが「効果的な面接の仕方」について、校内研修会の講師を務めた。
- ・「つながる言葉がけ」「傾聴」「受容」等、児童生徒と面談する際の基本的な技法の説明ばかりではなく、

教師同士が組になりロールプレイを交える等、実際に面談する場面を体験し、質問される児童生徒の気持ちも経験することで、効果的に面談する方法を学ぶことができた。

- ・研修会で学んだカウンセリング技法は、普段の学校生活で児童生徒との触れ合う際にも生かされ、教師と児童生徒との好ましい人間関係づくりの一助となった。

②「Q-U調査を生かした児童生徒理解と学級経営」のための校内研修会

- ・学級担任が客観的に学級の実態を把握する方法としてQ-Uを生かした分析方法を学ぶため、スクールカウンセラーが講師となって研修会を実施した。
- ・データの裏付けから実態を把握するため、分析方法の基本から「色塗り法」や「見える化シートの活用方法」を学校全体で研修することで、分析方法を共通理解することができ、教師同士がお互いの学級を客観的に捉え、アドバイスし合う雰囲気が形成できた。
- ・スクールカウンセラーの見立てのもと、学年主任、生徒指導主事、養護教諭などがそれぞれの立場で、児童生徒に声かけをしたり、接したりすることができ、教師が集団で学級経営を支援する体制が整えられた。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

①不登校児童生徒の減少

- ・スクールカウンセラーを配置して以降、公立小中学校及び高校において、不登校児童生徒数はやや減少傾向にある。

(小中高の不登校児童生徒数の合計 H19 1,000人当たり12.4人 →H29 1,000人当たり12.0人)

②学校における教育支援体制の充実

- ・スクールカウンセラーが、スクールソーシャルワーカーや、学級担任、養護教諭、生徒指導主事等と情報交換を行うことで、気になる児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒がおかれた現状、今後の支援の在り方や関わり方について共通理解を図ることができた。このことで、それぞれの立場でできる関わり方や接し方で対応することができ、保護者がもつ悩みや児童生徒が抱える不安等に対するきめ細やかな支援につながった。
- ・小中連携型のスクールカウンセラーを配置することで、教育的支援が必要な児童生徒へのこれまでの支援の状況や、家庭環境等の情報等について、小中学校間の情報交換や支援の連携がスムーズに行われた。
- ・若手教員で児童生徒理解や保護者の対応に苦慮した場合、Q-Uの結果や生活アンケート、保護者との連絡帳によるやりとり等具体的なものをもとに、スクールカウンセラーの専門的な見地からの意見やアドバイスを受けることができた。助言を受けた若手教員が自信をもって対応することができる等、若手教員の育成につながった。

③児童生徒及び保護者に対する教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーが守秘義務を踏まえ、第三者的な立場で専門的な視点から助言や支援を行うことが、保護者の間で語り継がれており、保護者は安心して悩み等を相談することができる状態になっている学校が多い。具体的な子どもへの接し方や受け止め方についてアドバイスを受けることで、スクールカウンセラーと保護者との信頼関係が構築され、学校と家庭の連携した支援を効果的に行うケースが多く見られる。
- ・スクールカウンセラーが全校生徒と個人面接を実施している学校では、普段の学校生活における何気ない悩みや不安を気軽に相談できる信頼関係が構築され、いじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につながった。
- ・小中連携型のスクールカウンセラーが、小学校で教育的な支援を行った児童や保護者に対して、中学校での学校生活の様子や小学校との違いなどについて、具体的な話をすることができた。このことで、中学校

に入学後予想される学校不適應にも事前に対応することができ、不登校の未然防止につながった。

④職員研修等における教職員の資質向上の充実

- ・全職員が参加する校内研修等で、相談事例を用いた事案対応をもとに「支援の仕方」や「対応の方法」について意見交換の機会をつくり、スクールカウンセラーが講師となって助言する学校が見られた。教職員が児童生徒に対する見方や接し方等の改善や指導力向上を図ることができ、学級や学年運営に生かすことができた。

(2) 今後の課題

①スクールカウンセラー配置時間の拡充

- ・不登校やいじめ、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等、学校においては多くのニーズがあるため、配置時間の拡充が必要である。
 - ア 国の予算の拡充や補助率の1/2への引き上げなど、拡充に係る予算措置が必要と考える。
 - イ 小学校は全校配置になったが、週1時間（月4時間）配置の学校が多く、面談を行うことに時間が充てられ、その後状況等を共有する十分な時間がとれない。
 - ウ 高校への配置の制限（全配置の10%以内）の撤廃が必要である。

②スクールカウンセラーの人材確保と資質の向上

- ・質の高いスクールカウンセラーを配置し続けていくためには、公認心理師や臨床心理士の確保が必要である。また、事例検討会等の研修会を充実し、スクールカウンセラーの資質の向上を図る必要がある。

③スクールカウンセラーと教職員との情報共有の在り方

- ・事案等の共通理解の時間の確保が難しい場合は、面談内容を記入した「面談日誌」を管理職、養護教諭、生徒指導主事等で回覧し、学校としての対応が必要な事項を中心に情報の共有を図った。
- ・不登校児童生徒や行動に問題のある児童生徒への対応は、児童生徒や保護者の気持ちを考えながら、時間をかけて行うことが大切である。教員とスクールカウンセラーが限られた時間を有効に使えるように、工夫していくことが大切である。

石川県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に対応するため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として配置し、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助などを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

単独校方式

- ・スクールカウンセラー等を1校に配置し、当該校を担当する方式
- ・近隣未配置校より要請があった場合は、スクールカウンセラー等を派遣できるものとする。ただし相談に要する時間は配置校の配当時間を活用するものとする。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

※配置校人数について

小学校	:	74人
中学校	:	52人
高等学校	:	18人
義務教育学校	:	1人

※配置校数について

小学校	:	170校
中学校	:	82校
高等学校	:	24校
義務教育学校	:	2校

※資格について

（1）スクールカウンセラーについて

②臨床心理士	49人
③精神科医	0人
④大学教授等	3人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 40人

※主な配置形態について

単独校 (週2日・1日4時間) × 35週
(週1日・1日4時間) × 35週
(週1日・1日3時間) × 35週

(週1日・1日3時間) × 20週

17 中学校
34 中学校・19 高等学校
119 小学校・31 中学校
2 義務教育学校・5 高等学校
51 小学校

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー52名、スクールカウンセラーに準ずる者45名全員を対象として行うもの。
- ・準ずる者45名を対象として行うもの。

(2) 研修回数(頻度)

- ・県教育委員会主催の、全員を対象にした研修会・・・年間1回。
- ・県教育委員会主催の、準ずる者を対象とした研修会・・・年間2回。

(3) 研修内容

- ・県教育委員会主催で不登校やいじめなど、児童生徒の問題行動等に関して専門的な知識を持った方を講師に招き、スクールカウンセラー等に対して学校への支援等の在り方について指導、助言を行う。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・インターネットの安全利用についての研修
- ・発達障害についての研修
- ・構成的エンカウンター、ソーシャルスキルトレーニングについての研修

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置

- ・設置していない。

(6) 課題

- ・スクールカウンセラー等の勤務日や勤務時間に制限があり、十分な研修日を確保することが困難。
- ・スクールカウンセラー等の資質向上を効率よく行うこと。
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや外部機関との円滑な連携。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1-1】友人関係改善のための活用事例（④）

小学校3年生男子児は、授業中、友達が本児に対して言った発言に苛立ち、机を真っ黒にするような落書きを行っていた。自身の気持ちを抑えられない状況が増え、だんだんと教室にも入れなくなっていた。

そこで、スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングを実施した。スクールカウンセラーは、本児の思いを受け止めつつ、授業中にやっていいこと、だめなことを伝えた。また、対処の方法として、パニック状態になった時には、早めに保健室や相談室に避難しクールダウンをするように勧めた。本児はスクールカウンセラーに自身の思いを聞いてもらったことで安心感を持ち、少しずつではあるが、自分の苛立ちへの対処の仕方も身につけていった。

また、スクールカウンセラーより、本児のみならずクラス全体でも「感情のコントロール」「相手の気持ちを理解する」「自分の気持ちを理解し、伝える」といったソーシャルスキルの獲得が必要であろうとのアドバイスを受け、クラス全体でのソーシャルスキルの向上の為の教育プログラムを実施した。

今後もスクールカウンセラーと連携し、本児が少しでも落ち着いて学校生活を送れるよう支援していきたい。

【事例1-2】発達障害等のための活用事例（⑥⑩）

就学前よりADHDの診断を受けている小学校1年生男子。母親は、町の保健センターの巡回相談も積極的に受け、診断後も様々な機関に相談している。しかし、家での本児への対応がうまくできず、悩んでいた。小学校は、就学前より、校長・教頭・1年担任・特別支援担当を中心に幼小連携の下、対応を進めていた。

入学後は、当該児童との関わり方について、児童理解の会で全職員と共通理解を図った。その会には、スクールカウンセラーも参加し効果的な関わり方の助言を行った。

母親から、学校に対して子育てについての悩みの訴えがあったため、スクールカウンセラーによるカウンセリングを提案し、実施した。母親は、「将来のことを考えるとついつい細かいところにまで目が向いてしまい、分かっているけど声を荒げて叱ってしまうことが多くなる。」と悩んでいたため、学校での本人の頑張りを積極的に伝えていくとよいことや効果的な声のかけ方などをアドバイスした。

今後も定期的に、母親とのカウンセリングを継続し、当該児童、保護者への対応を組織的に行ってきたい。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

友だちとのトラブルや盗癖がある小学1年男子。本人も「悪いと分かっているけど、やってしまう」と困り感を持っている。本児には不審なケガが多く、保護者（父母）より叩かれていると思われる。保護者にも困り感があったことから、本児へのカウンセリングを促し、週1回の頻度で継続的に本児とのカウンセリングを実施することとなった。

カウンセリングを重ねていくことで、徐々に、家庭での出来事や物を盗ってしまったときの様子や気持ち、友達への思いを話すようになった。さらに「やって良いこと、いけないこと」についても少しずつ理解できるようになった。「両親から『やってはいけない』ことをしてしまい、厳しく叱られることがある。」という話があったため、スクールカウンセラーと児童家庭支援センター、市の子育て支援課の担当者による支援会議を実施し、本児の特性や家庭の状況について情報共有を行った。（虚言・友達への暴力・万引き・虐待疑いなど）

本児の持ち物に出所不明の物が見つかることがあり、その折に父母が厳しく叱ることが多いことから、

今後もカウンセリングや支援会議を継続し、本児の様子や保護者について情報交換・共通理解を図って対応していく。

【事例4】児童生徒理解・保護者対応のための活用事例（⑰）

スクールカウンセラーが講師となり、教職員を対象に、「児童生徒との関わり方、保護者との対応を考える」と題して、研修会を開催した。

児童生徒の言動の背景を特性と共に把握することが重要であるとのことであった。具体的には、課題のある行動を押さえつけようとするのではなく、児童生徒と懇談を行いながら、その言動をとるに至った理由を生徒と一緒に考えたり、共に解決策を見出していったりすることが大切であると学んだ。また、保護者に対しても、受容と共感をベースにした対応が必要であることを学んだ。

研修会の後半では、児童生徒との関わり方や保護者対応についてスクールカウンセラーの専門性と経験をもとに、教職員の相談会を実施した。相談をした教員からは「研修で学んだことをふまえ、具体的アドバイスをもらうことで、理解がさらに深まり、実践的な研修となった。」といった感想があった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・ 県内公立中学校に関しては、スクールカウンセラーを全校に配置している。また小学校の配置も30校増やし、170校の小学校に配置した。その結果、生徒や保護者の多様な相談に対応することができ、また教職員への研修や教育プログラムを実施する機会も確保できた。
- ・ スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間が増えた学校では、相談件数も増加し、不登校やいじめ相談をはじめ、児童虐待や学業不振など、児童生徒の相談に幅広く対応することができた。
- ・ 平成30年度の相談件数は、全体的に増加傾向が見られた。特に、小学校での相談件数は前年度に比べ約24%の増加がみられた。内容では、児童虐待や教員関係に関する相談に増加が見られ、相談者は児童生徒のみならず、保護者や教職員にも多く見られた。保護者や教職員のニーズに合わせた助言・援助を行うことができたと考える。

（2）今後の課題

- ・ スクールカウンセラーの勤務日や勤務時間に制限があるため、相談者への対応に限りがある。また各校の担当教員との打合せ時間も十分に確保できない場合もあり、情報共有が困難となるケースも生まれている。

福井県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為等の諸問題行動に対応し、児童生徒や保護者の心のケア、教職員への助言等を行うために心理の専門家を配置し、問題行動等の未然防止や初期対応（早期発見・早期解決）、自立支援等を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○配置について

- ・小中学校の配置について、単独校以外の中学校を拠点校、単独校以外の小学校を対象校とし、全校配置としている。対象校においては、中学校スクールカウンセラーが校区内対象校に対し、定期訪問および要請訪問を実施している。
- ・常駐のスクールカウンセラーを県教育委員会に2名配置し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。
- ・スーパーバイザーを県教育委員会に3名配置（1名は学校配置SC兼務）し、緊急な事案や困難な事案等に対応できるようにしている。

○任用について

- ・設置要綱に示す資格を有し、スクールカウンセラーとして採用を希望する者は、別に定める手続きにより教育長に申請するものとする。
- ・教育長は、申請者について面接を行い、任用の可否について総合的に判断する。ただし、良好な勤務実績があつて再任を希望する者については、面接を省くことがある。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

【配置人数】

小学校	: 122人
中学校	: 78人
高等学校	: 5人
教育委員会等	: 2人

【配置校数】

小学校	: 190校
中学校	: 75校
高等学校	: 7校
教育委員会等	: 1箇所

【資格】

（1）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 0人
- ②臨床心理士 55人（※②③の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 1人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 13人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 22人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 3人

【主な勤務形態】

単独校	11中学校	(週1日・1回6時間)	(週1日・1回7時間)	(週1日・1回8時間)
	59小学校	(週1日・1回2時間)	(週1日・1回3時間)	(週1日・1回4時間)
	7高等学校	(週1日・1回4時間)		
拠点校	63中学校	(週1日・1回3時間)	(週1日・1回4時間)	(週1日・1回5時間)
		(週1日・1回6時間)	(週1日・1回7時間)	(週1日・1回8時間)
対象校	131小学校	(年間10時間)	(年間18時間)	(年間36時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（辞令交付式時）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、電話相談員（教育相談業務担当者研修時）

(2) 研修回数（頻度）

年3回（4月・8月・11月）

(3) 研修内容

- 業務についての指導・助言
- 教育相談業務関係に精通した大学教授等の講演・講義
- グループ別協議 等

(4) 特に効果のあった研修内容

例年、教育相談に関係した講師を招き、講義を行っていたが、平成30年度はスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校の教育相談担当等がグループになり、ロールプレイをして事例検討を行った。各々の立場について考えることができ、より良い連携の在り方について、理解を深めることができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置：あり 3名（県教育委員会配置）

○活用方法

- ・県内を2地域に分け、それぞれが担当している。
- ・緊急の事案や困難な事案等に対応している。
- ・採用年数の短い（1年目・2年目）スクールカウンセラー等へのスーパービジョンを行っている。
- ・その他、スクールカウンセラーの有効な活用方法等

(6) 課題

配置の拡大により、若いスクールカウンセラーの数も増えており、教育相談技術や保護者とのかかり方、教職員との連携等、経験豊富なスクールカウンセラーの持つ知識や技術の伝達が必要である。スクールカウンセラー同士の交流の機会を多くしたり、積極的にスーパーバイズを受けられる仕組みを構築したい。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】環境に不適応を起こした児童のための活用事例（④⑥⑨）

小学5年の男子Aは、3年生の頃から校内外での対人トラブルが多発していた。その都度Aに指導が入るが改善は見られなかった。指導が重なったこともあり、本人の自己肯定感は低い状態になり、学習意欲も減っていった。そこで、スクールカウンセラーがAと面談をするようになり、トラブルの内容やきっかけ、本人の理解や主張を聞いた。保護者や教職員とAとの意識の違いに気付いたスクールカウンセラーは、周囲の人間にAの主張やトラブルの原因の理解をより深めてもらうために、教職員コンサルタント、保護者面談を実施した。Aの苦手なことや不器用な点を共通理解し、Aとの関わり方の具体的な改善策を保護者と学校と一緒に考えることになった。その結果、良いとは言えなかった学校と保護者の関係にも変化が現れ、家庭内での保護者の関わりも改善が見られるようになった。Aの対人トラブルは激減し、前向きな発言も出るようになった。

今後、発達検査を進めていくことは本人も含めて家族が理解、納得している。また、スクールカウンセラーが定期的に本人、保護者の面談、教職員コンサルテーションを継続実施していく。

【事例2】虐待を受けた生徒のための活用事例（⑬）

同じ小学校に長男B、長女C、次男Dが在籍していた。長女Cが不登校傾向になったため、スクールカウンセラーがカウンセリングを実施していたところ、生活習慣の乱れや心の傷つきを思わせる発言があった。その後も、スクールカウンセラーが注意深く見守っていたところ、長女Cに虐待を思わせるような痕跡を確認した。スクールカウンセラーは担任と相談し、担任が長女Cから聞き取りを行ったところ、母親の暴力行為が確認できたため、管理職より児童相談所に連絡をした。その間に、スクールカウンセラーが長女Cと話をしている中で、父親が次男Dに対し暴力をふるったという情報を得たため、長女の件とあわせて児童相談所に連絡をした。児童相談所とやりとりしているうちに、長男Bに対する虐待歴があることも判明した。

【事例3】家庭で性的虐待を受けた生徒のための活用事例（⑮）

特別支援学級で個別面談をしていたところ、女子生徒Eが、父親から性的虐待を受けていると担任に訴えた。担任が男性だったため、Eが心を開いていたスクールカウンセラー（女性）に、話を聞いてもらうことにした。すると、性的虐待が継続的に行われていることがわかった。スクールカウンセラーは担任に聞き取った内容を伝え、一緒に管理職に報告した。管理職が児童相談所に通告したところ、一時保護してもらうことになった。Eに児童相談所に行くことを伝えると、スクールカウンセラーに同行してほしいと訴えたため、同行することになった。Eは、児童相談所で婦人警官から聴取を受けることになったが、パニックになったため、スクールカウンセラーを介して話をするようになった。聴取後、スクールカウンセラーはEを落ち着かせ、児童相談所を後にした。

翌日、警察が父親から事情を聞いたところ、性的虐待を認めた。児童相談所では両親と面談し、今後の生活について指導をした。Eが帰宅を希望したため、児童相談所が家庭訪問をし、再度今後の生活について話をした。

Eの帰宅後、スクールカウンセラーのカウンセリングは継続して行われている。Eの家庭には、市の福祉部局が指導と支援を継続している。

【事例4】ストレスマネジメントのための活用事例 (18)

養護教諭がスクールカウンセラーと協力して、医療大学から招いた講師とともに学校祭で体験コーナーを設けた。「ストレスコーピング、色と香りのパワーを知ろう」というタイトルのもと、視覚で捉える様々な色、嗅覚で感じる香りにはそれぞれパワーがあり、それらをうまく使えば心や体のチアアップができることを伝えた。実際にハーブやアロマオイルを用いて、色や香りから前向きなパワーを感じ取ることを体験した。体験した生徒からは、ストレスを感じたときに落ち着くための、自分に合った色を見つけることができたなどの声が聞かれた。

生徒は心の問題について身近に感じる事ができたようで、自分に関して新しい発見をしたと感想を書いている者もみられた。ストレスに対応することで、自分のことを客観的に考えることができるようになり、落ち着いて過ごせるようになった生徒が増えたようだ。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

配置校(単独校と拠点校)に対して、年度末に調査研究報告書の提出、および年2回(7月と12月)活用状況調査(スクールカウンセラーへの評価を含む)の提出を依頼している。また、スクールカウンセラーに対し、年2回(7月と12月)自己振り返り調査を実施している。

問題行動等の早期発見、早期対応を目指し、スクールカウンセラーを中心に複数の教職員が問題解決のために話し合い、情報を共有し、チームで対処するという流れがスムーズになってきている。不登校を未然に防ぐためにも、また長期化させないためにも、様々な立場からアセスメントを進め、状況に応じて対応することが重要であるので、学校とスクールカウンセラー等の外部人材および関係機関との連携を今後も強めていきたい。

<参考>

相談者数推移(実人数)

	児童・生徒 (実人数)	保護者 (実人数)	教職員 (実人数)	その他 (実人数)	計
25年度	4,754	956	2,672	307	8,689
26年度	4,516	975	2,874	241	8,606
27年度	4,846	1,148	3,386	276	9,656
28年度	7,011	1,162	4,611	390	13,174
29年度	8,366	1,312	5,236	306	15,220

県内の問題行動等について【国公立】

■1000人あたりのいじめの認知件数の推移

H26: 9.0件 H27: 9.4件 H28: 11.5件 H29: 14.0件(全国30.9件)

■いじめの解消状況の推移

H26: 95.5% H27: 97.0% H28: 86.5% H29: 83.1%(全国85.8%)

※現在H28内に起こったいじめは100%解消している。

■1000人あたりの不登校児童生徒数の推移(小中のみ)

H26: 9.1人 H27: 9.6人 H28: 10.3人 H29: 11.7人(全国14.7人)

※平成26年度～平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

(2) 今後の課題

○小学校へのSC配置拡充

社会環境の大きな変化に伴い、近年、小学校においては、多様な発達上の問題を抱える児童が多く見られるようになってきている。社会性が未熟で他の児童とうまく関われない児童も増えてきている。また、家庭環境に恵まれず、貧困や児童虐待等の問題を抱えている児童も見られる。小学校段階で早期に心身のケアを施し、よりよく自立できる素地を形成するために小学校へのSC配置を拡充する必要がある。

○SCの常勤化

中学生の心理的变化は周期が短く、週に1、2回の勤務では生徒の心の変化に対応していけない場合もある。スクールカウンセラーが少しの時間でも毎日相談室等に在室できるような体制が整えば、生徒も「いつでもカウンセラーの先生と話せる」という安心感を持って学校生活を送ることができると考えられる。

○校内研修や教育プログラムへの活用

SCは多くの臨床経験を持ち、発達心理学的観点から子どもの成長をとらえる力量を持っている。したがって、多方面にわたる教育・心理的支援方法を関係教員（担任、教育相談担当教員、学年主任等）が得ることにより、教育相談体制の充実に役立てることができると考えられる。

山梨県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等の未然防止，改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図り，もって教員の資質能力の向上に資することを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラー等は，公立小学校（64校），公立全中学校（80校）並びに県立高等学校（6校）に配置した。特に不登校生徒数が多い中学校区の12学級以上の小学校には重点的に配置を行い，児童生徒理解，小中連携が一層図られるように工夫した。

スクールカウンセラー等は，配置された当該校を担当するほか，地域や学校の実情により，当該校の校長の指示により複数の学校を担当することができる。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

配置人数について

小学校	: 配置人数 47人
中学校	: 配置人数 47人
高等学校	: 配置人数 6人
教育委員会	: 配置人数 24名（要請訪問スクールカウンセラーとして配置）

配置校数について

小学校	: 配置校数 64校
中学校	: 配置校数 80校
高等学校	: 配置校数 6校

スクールカウンセラーの資格について

- ②臨床心理士 53人（大学教授2人を含む）
- ④大学教授等 2人

スクールカウンセラーに準ずる資格について

- ①大学院修士課程を修了した者で，心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について，1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で，心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について，5年以上の経験を有する者 9人

主な配置形態について

単独校	10小学校	（週1日・1回4時間）	（月2日・1回4時間）
	12中学校	（週1日・1回8時間）	（週1日・1回6時間）（週1日・1回4時間）
拠点校	68中学校	（週1日・1回8時間）	（週1日・1回4時間）
	6高等学校	（週1日・1回6時間）	（週1日・1回4時間）
対象校	54小学校	（1回3時間）	
	18高等学校	（1回3時間）	
要請訪問		（1回3時間）	

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー研究協議会

参加者：学校配置・要請訪問スクールカウンセラー，配置校担当教員，教育委員会事務局

(2) 研修回数（頻度）

年3回（5月，10月，2月）

(3) 研修内容

経験年数長いスクールカウンセラーを講師とした研修・グループ協議

研究協議会において，テーマを設定し，グループで互いの情報共有や有効的な活用方法について協議を行う。

(4) 特に効果のあった研修内容

研究協議（グループ協議）「校種間の連携，他機関との連携について」

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 なし ○活用方法 なし

(6) 課題

相談内容の多様化に対応していくためにも，スーパーバイザー設置の必要性は高い。また，専門性向上のため研修会も必要となってくるが，予算の都合上実施できない状態である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】生徒理解・支援のための活用事例（①）

<生徒の状況>

中学校3年生の男子生徒Aは，小学校から学習面で心配なことが多く，相談機関にかかった経過もあった。しかし，生活面では問題なく学校生活を送っていたため特別な支援を求めることなく中学へ入学した。1年生より学力不振が顕著になり，徐々に授業中は机に伏すことが多くなっていった。2年生後半には，テストは白紙で出すようになったり，大幅な遅刻を繰り返すようになったりした。もともと限られた友人以外とはあまり口をきかない，マスクを外さない，髪を切らない，教員とうまく会話ができないという状況で3年生に進級した。

<SCの関わり>

2年生の始め，遅刻をし始めた頃にカウンセリングを受け始めた。スクールカウンセラーは，2週に一度のペースで母親の話に耳を傾けながら相談や支援を続けてきた。発達障害の傾向や学習障害の症状で，本人が辛い思いをしていることが原因であるのではないかと考え，総合教育センターの教育相談やWISK検査について時間をかけて勧めていただいた。3学期には予約を取ってセンターまで行ったが，本人が拒否したため受けることができなかった。3年生になり母親のカウンセリングを継続しながら，進路に関することも話題にあげるようにした。通信制や定時制とともに特別支援学校も選択肢として挙げてもらい，教育相談へ足を運ぶことを提案したところ，実現することができた。併せてセンターでの教育相談とWISK検査も受けることができた。

<成果>

母親は，カウンセリングのおかげで広い視野で彼の特性をとらえることができるようになった。教育相談やWISK検査はその助けとなっており，思うように行かなかった子育てに合点のいくことが多かったと納得している。本人も進学先の選択肢（通信制も含めて）を広げられたことで安心して学校生活を送っており，生徒Aにとって一番よいと思われる進路を考えているところである。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

＜生徒の状況＞

中学校2年生女子生徒Bは、家庭環境が不安定で、かねてから児童相談所が関わっている生徒である。小学校の頃より、母親によるネグレクトの疑いがあり、兄も保護されている。中学校に入学後、1年生では通常学級で生活をしてきたが、2年時から特別支援学級に在籍となった。母親は通級指導教室にも期待している。

＜SCの関わり＞

担当からスクールカウンセラーにつなぎ、カウンセリングを受けようになった。当初は、母親の不安や不満が大きく、また育児を放棄している様子も見られるため、積極的に母親との関わりを持ってもらっている。夏期休業中などの長期休業日は、担当と一緒に家庭訪問を行い、繋がりが切れないようにしている。

＜成果＞

スクールカウンセラーが、不安を抱える母親のよき相談相手となり、母親の精神の安定が図れるようになった。学級担任やサポートルームの担任とのコンサルテーションや情報交換を通して、教師側の意識の向上につながるだけでなく、学校長を中心とした不登校対策が形づくられた。生徒Bも家族以外の大人への信頼関係ができ、気持ちが前に向いてきた。それと同時に、母子関係も安定していき、学校に対する安心感や信頼感が生まれ、安定して登校するようになった。校長の指導の下に市教育委員会とも連絡をとりながら、スクールカウンセラーと学年主任、担任、養護教諭、図書館司書との連絡調整を生徒指導が担当している。また、特別支援コーディネーターと連携し、サポートルームの生徒と関わりを持つようにしている。

【事例3】性的な被害を受けた生徒のための活用事例（⑮）

＜生徒の状況＞

女子生徒Cは怠学傾向があり、昼夜が逆転しているため、遅刻や欠席が多い。迎えに行かないと登校しないため、担任等が家庭を訪問している。保護者の協力が得られないため、現状を改善することが難しい。本人には、善悪の区別をする能力や事象に対する判断力が欠けていたため繰り返し指導を行っていたが、本人への聞き取りの結果、SNSを通じて知り合った男性との交友（性的行為）が発覚した。事件性等を考える中で、市の教育委員会及び福祉課、警察署に相談を行った。

＜SCの関わり＞

事件発覚後、生徒C及び母親へのカウンセリングを実施した。母親の方が、生徒Cよりもショックが大きかったが、カウンセリングを継続していく中で、子育てへの悩みや不安を打ち明けた。そこで、本人への関わり方、対応のポイントについてアドバイスを行った。

＜成果＞

警察署の指示により、生徒Cは児童相談所での一時保護という手続きが取られた。生徒Cは、児童相談所で規則正しい生活を送った後、母親の元に戻って生活している。以前よりも親子関係については改善が見られるが、今後も継続した支援が必要である。市の教育委員会や福祉課、警察署と情報共有や連携を図ったことで、スムーズに対応することができた。

【事例4】特別支援教育の理解と充実のための校内研修における活用事例（⑰）

夏期休業中の校内研修会で、特別支援教育研究会を実施した。その際に、スクールカウンセラーに講師をお願いして「発達をどう捉え、支えるか」というテーマで講義をしていただいた。発達障害について、具体例を挙げながら分かりやすく教えてもらったことで、職員の認識がさらに深まった。また、「自分の強み」について、ワークショップ形式で研修を行ったことで、他の人から認めてもらうことの喜びや高揚感を、教師自身が追体験して味わうことができた。このことにより、夏休み後の学級の子供たちの笑顔を思い浮かべながらの充実した研修となった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーを小学校に配置した学校としない学校では、90日以上の長期不登校者の割合が、平成29年度では21ポイント、平成30年度でも11ポイントの差であり、カウンセリングを受けることで、長期不登校を抑制することができることが伺える。中学校での長期不登校を抑制するためにも、小学校段階での教育相談の充実が有効である。

H29	在籍児童数	不登校児童数	90日以上	出席10日以下	出席0日
SC配置あり	20387	76(0.4%)	29(38.2%)	1(1.3%)	1(1.3%)
SC配置なし	20406	73(0.4%)	42(57.5%)	7(9.6%)	4(5.5%)

H30	在籍児童数	不登校児童数	90日以上	出席10日以下	出席0日
SC配置あり	21900	155(0.7%)	68(43.9%)	12(7.7%)	5(3.2%)
SC配置なし	17305	134(0.8%)	73(54.5%)	17(12.7%)	6(4.5%)

(2) 今後の課題

相談のべ回数は昨年度を上回っており、相談した実人数も増加している。1ケース当たりの平均相談回数からも、多くの児童生徒及び保護者が支援を必要としていると同時に、相談の予約を入れることが困難になってきていることが伺える。

周知が進み、活用が増えてきたが、時間が不足している。対応が一層、複雑で難しいケースが増えてきているため、予算措置の必要性を感じる。

家庭や児童生徒のうち、相談や支援を希望しない保護者への対応が難しい。

カウンセラーの配置校が変わった場合の引き継ぎ方法や年度末、進学・進級時への対応について課題がある。

長野県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切且つ迅速に対応できるスクールカウンセラー（臨床心理士等）を配置し、学校内における相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

配置及び派遣により、県内全ての公立学校に対応している。

➤全ての公立小・中・義務教育学校（小学校 358 校、中学校 182 校、義務教育学校 2 校）にスクールカウンセラーを配置。

学校規模に配慮して各校の支援時間を決定している。

➤全ての県立高等学校（81 校）および特別支援学校（18 校）へは、学校からの要請により教育事務所配置のスクールカウンセラーを派遣している。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小学校	: 74人
中学校	: 74人
義務教育学校	: 3人
高等学校	: 63人（教育事務所配置の高等学校担当スクールカウンセラー数）
中等教育学校	: 0人
特別支援学校	: 学校からの要請により教育事務所から派遣
教育委員会等	: 1人

○配置校数

小学校	: 358校
中学校	: 182校
義務教育学校	: 2校
高等学校	: 81校（教育事務所からの派遣対応）
中等教育学校	: 0校
特別支援学校	: 18校（教育事務所からの派遣対応）
教育委員会等	: 1箇所

○資格

（1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	0人
②臨床心理士	49人
③精神科医	0人
④大学教授等	1人
⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者	0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 9人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 29人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

○主な配置形態について

拠点校	182 中学校	(週1回・1回3時間)
	2 義務教育学校	(週1回・1回4時間)
対象校	358 小学校	(週1回・1回1時間)
	81 高等学校	(週1回・1回3時間)
	18 特別支援学校	(週1回・1回1時間)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

県が任用したスクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

➤教育相談関係者連絡会議	(年1回・4地区開催)	全員参加
➤スクールカウンセラー地区別研修会	(年1回・4地区開催)	全員参加
➤スクールカウンセラー連絡会議	(年1回・6地区開催)	希望参加
➤いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」	(年2回・4地区開催)	希望参加
➤いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」	(年2回開催)	希望参加
➤自殺予防に関する教員研修会	(年1回・2地区開催)	希望参加

(3) 研修内容

- 教育相談関係者連絡会議（4月）
 - ・各学校担当者（教育相談コーディネーター等）と県スクールカウンセラーが参加。
 - ・学校担当者との情報共有を通し、担当校の課題、支援計画について検討する。
- スクールカウンセラー地区別研修会（9月）
 - ・スクールカウンセラーの任務の確認及びスクールソーシャルワーカーとの協働体制構築を図る。
 - ・事例研究を通して専門的資質の向上と均質化を図る。
- スクールカウンセラー連絡会議（2月）
 - ・次年度の県スクールカウンセラー事業の概要についての周知を図る。
 - ・事例研究を通して専門的資質の向上と均質化を図る。
- いじめ・不登校地域支援事業「地区推進会議」（5月、10月）
 - ・教育相談体制の充実に関わる県の施策及び本県における生徒指導の現状と課題についての確認。
 - ・いじめや不登校の防止、早期発見、早期対応に関わる研修を実施。
- いじめ・不登校地域支援事業「全県研修会」（6月、11月）
 - ・いじめや不登校の防止、早期発見、早期対応に関わる研修を実施。
- 自殺予防に関する教員研修会（6月）
 - ・自殺予防に資する取組を推進するための研修を実施。

(4) 特に効果のあった研修内容

- 教育相談関係者連絡会議
 - ・同地区の学校担当者と県スクールカウンセラーが一堂に会することで、学校間どうしの支援日程調整や前年度の支援内容についての伝達、情報共有をすることが可能となり、事業を円滑に実施することができている。
- スクールカウンセラー地区別研修会
 - ・経験年数の異なるメンバーで構成する小グループにおいて、現在進行形の事例を扱う事例研究を実施することで、子どもへの支援についての多角的な検討を行うことができ、現在スーパーバイザーを配置していない本県にとって、貴重な研修の機会となっている。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・無

(6) 課題

スクールカウンセラー一人ひとりの専門的資質の向上とともに、支援の均質化が課題である。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校支援のための活用事例（①）

- ・高校3年生の女子生徒（以下、Aとする）。5歳年上の姉は中学校時よりひきこもり状態となり、現在も職につかず、家で過ごしており、両親は姉のことをひどく心配している。
- ・Aは高校3年生になるまで、殆ど欠席もなく高校生活を送っていたが、所属していた陸上部の最後の大会を期に欠課・欠席が目立つようになり、夏季休業明けからは全く登校することができなくなった。
- ・HR担任やクラブ顧問が何度か家庭訪問をするものの、Aは教員にはもちろん保護者にもその胸の内を語ることはなかった。
- ・何とかAを登校させようとの思いで始まった週1回のカウンセリングの中で、Aはスクールカウンセラーに対し徐々に心を開くようになり、不登校の原因が「進路が未定であることへの不安」「自分も姉のようになってしまわないかという不安」による極度の緊張状態からくる無気力感にあることがわかった。
- ・スクールカウンセラーは医療機関に相談することを提案。A、保護者ともに医師にかかることには当初抵抗を示したが、スクールカウンセラーから専門的な立場から話をしてもらうことで医療へとつなぐことができた。
- ・病院ではスクールカウンセラーも同席し、医師とともに、Aに対して医療とカウンセリングを併用しながら支援していくことを確認した。
- ・スクールカウンセラーからは、Aが関心を持っている折り紙を使つてのソーシャルスキルトレーニングを実施。徐々に積極的な姿勢がみられるようになり、不登校状況も改善した。
- ・何とか高校を卒業はできたものの、進路は未定のまま。A、保護者の強い希望で、現在もスクールカウンセラーと個人的な面談は継続しており、自発的なコミュニケーション能力は驚くほど改善しているようである。

【事例2】児童虐待支援のための活用事例（⑬）

- ・中学3年の女子生徒（以下、Bとする。）は小学校から「精神的に不安定であり注意が必要」との申し送りのあった生徒。
- ・ある日、Bがまぶたを大きく腫らして登校して来たことに学級担任が気づき、聞き取りを実施したところ、Bは「家でドアにぶつかり怪我をした」と答えた。
- ・不信に感じた学級担任は、それとなくカウンセリングを勧め、Bも了解した。
- ・スクールカウンセラーによる相談を重ねる中で、
 - Bは母親からしつけと称して日常的に暴力を受けていること。
 - 暴力を受けていることは母親から硬く口止めされていること。
 - Bにはめまい、不眠、抜毛、吐き気等の症状が出ていること。
 - 母親による暴力が始まったのは父親が解雇された小学6年生の頃からで、現在も父親には定職はなく、母親のわずかな収入で一家4人（父、母、本人、妹）が生活していること。などがわかった（妹の通う小学校と情報共有を実施）。
- ・教頭、教育相談コーディネーターが中心となり、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町の福祉課、児童相談所による支援会議を持った。
- ・児童相談所からは「一時保護」も提案されたが、Bが頑なに拒んだため、スクールカウンセラーによるB及び母親の心理面の支援、スクールソーシャルワーカーによる福祉面の支援を実施。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー協働による支援により、
 - Bを医療へとつなぐことができた。
 - 母親のストレスが軽減され、暴力行為が無くなった。
 - 母親がBと良い距離感を築くことができた。等の効果が現れた。

【事例3】性的な被害支援のための活用事例（15）

- ・高校2年の女子生徒（以下、Cとする。）が、アルバイト先の男性従業員の自家用車の中で性的被害を受けたことを教育相談係の教員に打ち明けた。
- ・Cは普段から保護者との関係が悪く、家庭には一切伝えないでほしい旨を教育相談係の教員に依頼した。
- ・同時に保護者に知られることを恐れ、警察への被害届の提出についても頑なに拒んだ。
- ・Cの心理面のケアをするため、スクールカウンセラーによるカウンセリングを継続的に実施（約半年に渡り計8回）するとともに、HR担任、教育相談係、養護教諭を中心に複数の教員もスクールカウンセラーと情報共有をしながら相談支援を実施した。
- ・事案以後、Cは心的ダメージから、なかなか授業に向かうことができない状況にあったが、カウンセリングの中で自分の思いや不安を吐き出すことができたこと、今回の事案および今後の在り方についてスクールカウンセラーと整理できたこと、自分を支えてくれる多くの教員の存在を再確認できたことにより、徐々に精神的な落ち着きを取りもどし、授業をはじめとする学校生活に意欲的に向かうことができるようになった。

【事例4】教育プログラムのための活用事例（18）

- ・小学校における不登校傾向の子どもが、インターネット使用に結びつくことで重篤化するケースが増加していることを鑑み、小学校における不登校の未然防止を目的にスクールカウンセラーを活用した心理プログラムをクラス単位で学級担任とともに実施した。
- ・プログラム内容
 - 1・2年・・・紙芝居と板書「イライラしたときどうする？」
 - 3年・・・プリントを使ったワーク「こころとからだのつながり」
 - 4・5年・・・プリントを使ったワーク「ストレスとじょうずにつきあおう」
- ・プログラムの実施後、それまでは日常生活の中でカッとになってしまう子どもが、衝動的に動くのを押さえ、他人を認めるような行動をとるように変化した姿がみられた。
- ・プログラムを実施したことにより、子どもたちにスクールカウンセラーの存在の認知が進み、廊下等でも子どもたちがスクールカウンセラーと気軽に挨拶を交わしたり、自ら相談を申し出る姿がみられるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成30年度 相談内容別、相談者別人数 (のべ人数)

- ・限られた時間の中で、児童生徒、保護者、教職員へのカウンセリングをバランスよく実施。
- ・学校からは、教職員との情報共有や支援に関わるコンサルテーションを丁寧に行うことで、事案が好転したという報告が多い。

相談内容 相談者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	相談者 合計	う ち 性 的 な 被 害
	不登校	いじめ問題	暴力行為	児童虐待	友人関係	貧困の問題	非行不良行為	家庭環境	教職員との関係	心身の健康保健	学業進路	発達障がい等	その他の内容		
児童生徒	2305	162	17	33	2728	4	98	1955	291	3199	1751	1316	2602	16461	65
母親	2500	46	19	26	397	13	59	677	135	1075	570	1337	585	7439	16
父親	184	7	7	2	16	0	4	58	13	43	30	70	62	496	0
教職員	997	35	13	3	353	0	49	386	129	796	551	1022	1363	5697	69
その他	30	2	0	0	20	0	0	89	1	37	19	33	204	435	1
内容別合計	6016	252	56	64	3514	17	210	3165	569	5150	2921	3778	4816	30528	151

相談内容：不登校：約20% 心身の健康保健：約17% 発達障がい等：約12% 友人関係：約12% 家庭環境：約10%

相談者：児童生徒：約54% 保護者：約26% 教職員：約19%

相談者(延べ人数)の推移(H28~H30)

- ・配置時間拡充の結果、すべての学校で相談人数が増加している。

相談のべ人数の推移(相談者別)

	H28	H29	H30
児童生徒	13,094	14,480	16,461
保護者	7,679	7,056	7,935
教職員	6,510	5,561	5,697
その他	356	395	435
合計	27,639	27,492	30,528

相談のべ人数の推移(学校主別)

	H28	H29	H30
小学校	9,423	9,384	12,106
中学校	13,881	12,935	13,089
高等学校	4,095	5,056	5,084
特別支援学校他	240	117	249
合計	27,639	27,492	30,528

会議、研修会、講演会等の人数と回数(H28~H30)

- ・スクールカウンセラーがチーム学校の一員であるという意識の浸透が進んでおり、学年会・職員会へ参加し、教員に対して専門的立場からの助言を行う機会が年々増加している。

会議等	対象者・参加者		H28		H29		H30	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数
1 生徒指導に関する会議	3,677	1,744	4,654	1,498	5,273	1,417		
2 学年会・職員会	394	24	473	55	1,693	200		
3 校内等の研修会	1,295	62	1,646	56	3,184	111		
4 講演会・集会	6,006	73	6,515	61	12,283	136		
5 授業中の参観・観察	38,815	2,487	34,920	1,688	46,744	2,079		
合計	50,187	4,390	48,208	3,358	69,177	3,943		

(2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラーの確保。
- ・スクールカウンセラーを活用した「予防的な取組」「早期発見の取組」「SOSの出し方に関する教育」の推進。
- ・不登校児童生徒に対する、子どもの居場所における相談体制の構築。

岐阜県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

（1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校・いじめ等の問題行動への対応に当たって、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るとともに、早期発見・早期対応、未然防止の取組を行うことで、学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○小・中学校配置について

- ・県内全中学校を拠点校として、各中学校区にスクールカウンセラーを配置し、校区の全ての小学校を対象校とした。
- ・市町村教育委員会の指導のもと、校区の小・中学校が相談して活用計画を立て、全ての学校においてスクールカウンセラー等が活用されるようにした。
- ・各中学校区を、県として教育相談ニーズから「重点校区」「配置校区」に分け、「重点校区」にはスクールカウンセラーに加え、スクールカウンセラーに準ずる者（スクール相談員）を配置した。

○公立高等学校・特別支援学校配置について

- ・1回2時間を原則とし、月1回～3回、全ての公立高等学校及び特別支援学校へスクールカウンセラーを配置した。
- ・県外募集校に対して、通常配置に加えて年9回配置した。
- ・配置回数にSCを活用した校内研修1回の実施を含む。

○教育委員会等配置について

- ・1回4時間を原則とし、週3日配置した。

（3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数（重複あり）

中学校区	:	99人
高等学校	:	47人
特別支援学校	:	15人
教育委員会等	:	4人

○配置校数

小学校	:	367校（対象校配置・配置計画あり）
中学校	:	179校（拠点校配置）
高等学校	:	66校（単独配置）
特別支援学校	:	22校（単独配置）
教育委員会等	:	2箇所

○資格

①スクールカウンセラー

ア 臨床心理士	108人
イ 精神科医	0人
ウ 大学教授等	2人

②スクールカウンセラーに準ずる者（以下 スクール相談員）

- ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 12人
- イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 49人
- ウ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

○主な勤務形態・配置形態について

【小・中・義務教育学校】勤務時間：1回6時間

学校規模等に応じて6段階の配置

- ・重点校区A（15校区）スクールカウンセラー 週2回 スクール相談員 週1回
- ・重点校区B（39校区）スクールカウンセラー 週1.5回 スクール相談員 週1回
- ・重点校区C（39校区）スクールカウンセラー 週1回 スクール相談員 週1回
- ・配置校区A（5校区）スクールカウンセラー 週1回
- ・配置校区B（35校区）スクールカウンセラー 週0.5回
- ・配置校区C（46校区）スクールカウンセラー 月1回

【高等学校】勤務時間：1回2時間

学校規模に応じて3段階の配置

- ・年間28回・・・8校
- ・年間19回・・・21校
- ・年間10回・・・37校

【特別支援学校】勤務時間：1回2時間

- ・年間10回・・・22校

【教育委員会等】勤務時間：1回4時間

- ・教育事務所 年間35回
- ・総合教育センター 週3回

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ 各小・中学校 教育相談主任
- ・ スクールカウンセラー、スクール相談員

（2）研修回数（頻度）

- ・ 年間1回（4月～5月） 各教育事務所単位で開催

（3）研修内容

- ・ スクールカウンセラー等活用事業の概要と事務手続等について
- ・ 教育相談主任、スクールカウンセラー、スクール相談員の役割と心構えについて
- ・ 地区の現状と課題
- ・ 講話、演習
- ・ 各中学校区別連絡会

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーによる事例を基にした演習及び講話は、より広い視野から教育相談について学ぶ機会となった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法

- ・スクールカウンセラー等研修会や新規スクールカウンセラーが配置された学校への訪問等を通して、地区全体の指導に当たる。なお、必要な場合には、勤務経験年数に関わらず、指導を実施する。
- ・面談指導を実施。3年未満のスクールカウンセラーに対して年間1時間のSV面談2回実施。3年以上のスクールカウンセラーに対して年間1時間のSV面談を1回実施。

(6) 課題

年間1回の連絡協議会、SV面談、個別の案件についての相談等を限られた時間の中で実施している。そのため、スクールカウンセラーの資質向上に向けて、連絡協議会の内容の精選やスーパーバイザーの活用の工夫等、より一層の充実を図る必要がある。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

【事例1】不登校未然防止のための小学校段階からのスクールカウンセラー活用事例（①不登校 ①小中連携）

○概要

A中学校区では、平成28年度から校区の小学校2校と連携をし、小学校段階からスクールカウンセラーの積極的な活用を進めた。

A中学校における問題行動や不登校等の要支援生徒の実態を探ると、小学校段階から教育相談や特別支援教育の側面からの丁寧な支援が必要であり、小学校段階からの早期対応、早期支援を実施するため小学校での活用時間を増やした。

○内容と成果

主幹教諭や教育相談主任が調整役を担当し、小学校2校においてもスクールカウンセラーを積極的に活用できるようにした。スクールカウンセラーは、事前に打ち合わせを行い、担任等が気にかけている各学級の児童について授業中等の観察を行い、当該児童や保護者との面談を実施するようにした。また、不登校傾向の児童、カウンセリングを受けた児童にかかわる情報共有を中学校区で行ったことや、本人・保護者の面談を小中学校で継続するなど、小・中学校の連携を図った。

上記のように小学校段階からスクールカウンセラー活用を進めたところ、A中学校では不登校生徒数が減少した。また、新規不登校児童生徒が継続して欠席することが減り、好転的变化へとつなげることができた。

【事例2】心の専門家の見立てが適切な対応につながったスクールカウンセラー活用事例（⑬児童虐待の疑い）

○概要

中学校女子生徒3年がリストカットをする。当該生徒との面談により、その背景には、母親の不安定な状況、虐待が疑われる行為があることが分かった。

当該生徒の言動、行動に対して早急に対応する必要から、スクールカウンセラーが生徒への面談を実施し、教職員がスクールカウンセラーから、心の専門家として生徒への対応について助言をもらうようにした。

○対応と成果

スクールカウンセラーは生徒との面談後、以下のような助言を教職員に行った。

- ・当該生徒について心は健康な状態であると思われるが、ストレスの矛先が解決にならない方向（リストカット）であることが問題である。カウンセリングを継続させ、本人と望ましい解決を探る。
- ・当該生徒が校内に相談できる環境をつくる。その際、一般論ではなく、本人を心配していることをストレートに伝えていくことがよい。

スクールカウンセラーからの専門的な見立てと助言を受け、学校は共通の方針で安心して対応に当たることができた。当該生徒は、今まで我慢していた苦しさを吐露し、心の安定を取り戻して笑顔を見せるようになった。

この事案は、リストカットや虐待が疑われる言動により生徒の抱える主訴が分かりづらい状況であったが、スクールカウンセラーの専門性を活用し、行為の奥にある心の状態への専門的な見立てと助言を受け、適切な対応ができた。

【事例3】身体を触られた女子生徒と触った男子生徒への心のケアを大切にした教育相談体制構築の活用事例 (15)性的被害)

○概要

中学校2年生女生徒が、同級生の男子生徒から身体を触られたことを母親に相談した。その後、生徒の母親が学校へ相談をする。

女子生徒の心のケアについてスクールカウンセラーからの助言を受け、校内の教育相談体制を整える。

○対応と成果

教育相談担当(養護教諭)がスクールカウンセラーに相談し、助言を受ける。スクールカウンセラーの助言をもとに、校内で女子生徒及び保護者への心のケアと見守り体制を整えることができた。また、男子生徒及び保護者への指導にかかわり具体的な示唆を得て、対応した。

スクールカウンセラーの教職員との相談、ケース会議を実施し、スクールカウンセラーからの助言を生かして教育相談体制を強化し、女子生徒、男子生徒それぞれへ適切かつ教育的な対応をすることができた。

【事例4】集団適応に向けた困った場面の対処法を身につけるためのSST実施における活用事例 (18)教育プログラム)

○概要

小学校において、スクールカウンセラーと学級担任が協働で取り組んだSSTの取組である。

小学校に継続して勤務しているスクールカウンセラーが、不登校の未然防止のために効果的であると感じた取り組みの一つである。

○内容と成果

日常生活の中で困りやすい場面を想定し、対処の仕方について、スクールカウンセラーがT1、学級担任がT2としてSSTを進行した。

感情的になりやすい児童や思い込みの強い児童にとって、SSTとして実演も交えて練習すると体得しやすい。実際の場面でも、他者とのトラブルを回避する行動がとれるようになった児童もいる。

〈SSTの実践例〉

(1) 怒りの鎮め方

自分が怒りを感じる時はどのような場面なのかを思い出し、怒りを数値化して少しでも下げるための方法を実践して練習する。

～怒りを鎮めるための方法～

- ①その場を離れて歩き回る
- ②深呼吸を何度もする
- ③怒りを文字に書いてみる

(2) 思い違いの修正

仲間外れにあったと感じた場面を思い出し、実際に仲間外れにあったのかを確かめる。

相手の態度、しぐさ、顔つきでは判断できないことを、ロールプレイを通して学ぶ。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成30年度 相談内容別、相談者別人数（述べ人数）を次の表に示す。

平成29年度の相談者合計33,297名に比して、平成30年度は34,230名と993名増加している。【表2②参照】

相談者数の学校種別の推移をみると、小・中・義務教育学校は、多少の差はあるが全体的に増加。高等学校、特別支援学校においても増加の傾向にある。校種を問わず、スクールカウンセラーの活用が進んでいる。【表2①参照】

また、相談内容①の不登校の相談者については、平成29年度に比して、児童生徒、教職員の相談が増加している。平成30年度相談者別の割合は、児童生徒38%、保護者21%、教職員41%である。本人へ面談支援だけでなく、スクールカウンセラーがチーム学校の一人として専門性を発揮していると捉える。学校からは、不登校児童の対応にかかわり、スクールカウンセラーが介入し、小学校の段階から早期対応をすることで事態が好転したという報告を受けている。【表1参照】

【表1：平成30年度相談内容別、相談者別人数（述べ人数）】

相談者	相談内容	①不登校	②いじめ問題	③暴力行為	④児童虐待	⑤友人関係	⑥貧困の問題	⑦非行不良行為	⑧家庭環境	⑨教職員との関係	⑩心身の健康保健	⑪学業・進路	⑫発達障害等	⑬その他の内容	相談者合計 (人)
児童生徒		2,592	101	27	25	1,791	0	101	1,558	105	3,294	935	1,114	1,357	13,000
保護者		2,967	48	27	9	252	0	66	561	60	1,224	332	1,466	181	7,193
教職員		4,045	119	48	68	1,007	0	128	1,355	236	2,951	855	2,223	908	13,943
その他		28	0	0	1	3	0	0	12	0	17	0	8	25	94
		9,632	268	102	103	3,053	0	295	3,486	401	7,486	2,122	4,811	2,471	34,230

平成28年度から平成30年度までの相談人数の推移を次の表に示す。

【表2①：学校種別相談者数の推移（人）】

	H28	H29	H30
小学校	9,707	12,220	13,143
中学校	14,242	18,203	17,964
義務教育学校		125	70
高等学校	1,360	2,263	2,494
特別支援学校	296	486	559

【表2②：相談者別相談人数の推移（人）】

	H28	H29	H30
児童生徒	12,733	12,806	13,000
保護者	7,863	7,449	7,193
教職員	4,842	12,691	13,943
その他	167	351	94
合計	25,605	33,297	34,230

(2) 今後の課題

各校から提出されるスクールカウンセラー実施報告書、不登校対策指導主事からの報告、カウンセラー配置状況より、以下の4点を課題として挙げる。

- ・ 児童生徒が、命や暮らしの危機に直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいかを具体的に学ぶことができるようスクールカウンセラーを活用した「SOSの出し方に関する集団指導」を推進する。
- ・ スクールカウンセラーへのニーズが高まり、限られた配置回数や時間では、十分な相談ができないこともある。スクールカウンセラーや他機関と連携し、チーム学校として教育相談体制を整えていく必要がある。
- ・ スクールカウンセラーの人材の確保と、全県においてスクールカウンセラーの質を保っていくことが課題である。
- ・ 公共交通の利便性が低い地域もあり、自家用車による通勤を余儀なくされる場合もある。採用と配置にかかわり非常に苦慮する。

静岡県教育委員会

【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

(1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置し、その専門性を生かして学校における教育相談機能を高め、問題行動や不登校等の未然防止や早期発見、早期対応を図る。

(2) 配置・採用計画上の工夫

ア 小・中学校

原則として中学校区ごとに同じスクールカウンセラーを配置している（小中連携型）。小学校で関わったスクールカウンセラーと中学校でも関わりを持てることは、子どもや保護者に大きな安心感を与え、「学区のスクールカウンセラー」として、小・中学校9年間を見通した支援が可能となっている。

問題行動等への早期対応を図るため、学校規模（児童生徒数）に応じて配置時数を細かく定めている。特に近年は、小学校への配置時数拡充を図っている。

採用については、県教育委員会がホームページに選考・登録案内を掲載して募集を行い、新規任用希望者は面接により選考する。継続任用希望者は、勤務校の学校長による勤務評価等を基に判断する。

イ 高等学校

不登校を始め、悩みを持つ高校生や保護者の相談等に適切に対応するため、県内27校（単独校19校、拠点校4校、重点巡回対象校4校）としてスクールカウンセラーを配置している。1拠点校当たり年間140時間の業務を行う。このうち、重点巡回校が指定されている4拠点校においては、年間20時間を重点巡回校への派遣に充てる。また、各拠点校は年間40時間までは他の県立高等学校からの要請に応じた派遣に充てることができる。

ウ 特別支援学校

学校所在地により全県を6ブロックに分割し、各ブロック内に拠点校を定め、全県38教場への配置を実現している。ブロックの範囲が広く、人材の不足している地域があることが課題である。

採用に当たっては、スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として必要な採用条件の他、志願資料や面接等で特別支援学校該当児童生徒についての知識や対応の経験等を確認した上で選考する。心理面だけでなく、業務を進める上で障害についての理解も必要となるため人材確保が課題である。

(3) 配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

小・中学校 : 131人
高等学校 : 25人
特別支援学校 : 8人

○配置校数

小学校 : 317校
中学校 : 172校
高等学校 : 27校
特別支援学校 : 10校（拠点校方式。38全ての教場に派遣。）

○資格

＜スクールカウンセラー＞

②臨床心理士 : 82人
③精神科医 : 0人
④大学教授等 : 6人

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 : 0人

＜スクールカウンセラーに準ずる者＞

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 : 9人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 : 68人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 : 0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 : 0人

○主な配置形態

＜単独校＞ 3中学校 (月3日・1回7時間)
19高等学校 (週1日・1回4時間)
＜拠点校＞ 169中学校 (月3日・1回7時間)
4高等学校 (週1日・1回4時間)
10特別支援学校 (週1日・1回6時間)
＜対象校＞ 317小学校 (月2日・1回7時間)
4高等学校 (年20時間)*重点巡回校
38特別支援学校 (週1日・1回6時間) ※分教室1含む

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- ア 小・中学校 全スクールカウンセラー等
- イ 高等学校 未実施
- ウ 特別支援学校 全スクールカウンセラー等

(2) 研修回数（頻度）

- ア 小・中学校
 - ・スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会（年1回 全員対象）
 - ・スクールカウンセラースキルアップ研修会（年2回 1、2年目＋希望者対象）
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同スキルアップ研修会（年1回 全員対象）
- イ 高等学校
 - ・未実施
- ウ 特別支援学校
 - ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会 年1回

(3) 研修内容

- ア 小・中学校
 - ・スクールカウンセラー等活用事業連絡協議会
本事業の概要や本年度の事業内容について、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教育委員会担当者に伝達するとともに、中学校区ごとに本年度の勤務計画を立て、本事業の推進を図る。
（本事業の概要説明、事務手続きの説明、中学校区別分散会等）
 - ・スクールカウンセラースキルアップ研修会
経験の少ないスクールカウンセラー等が、職責を自覚し、学校での勤務の在り方や心構えについて理解を深め、資質の向上を図る。
（講話「学校が求めるスクールカウンセラーの活動と資質」、スクールカウンセラーが行う校内研修について、スーパーバイザーによるグループスーパービジョン等）
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会
学校現場において問題を抱える子どもに対して、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが協働して効果的に支援することができるよう、互いの専門性、協働支援の手立て等を研修する。
（講話「関連機関との連携について」、グループワーク「アセスメントシートを基にした模擬ケース会議」等）
- イ 高等学校
 - ・未実施
- ウ 特別支援学校
 - ・県立特別支援学校スクールカウンセラー連絡協議会
重篤な問題行動や不登校等、個別カウンセリングが必要な児童生徒や保護者の相談等に適切に対応する教育相談機能を高めるため、事業についての理解、相談体制についての協議、事例検討等を行う。

(4) 特に効果のあった研修内容

- ア 小・中学校
 - ・年度当初に連絡協議会を行い、スクールカウンセラー等、学校担当者、市町教育委員会担当者が顔を合わせ、本事業の共通理解を図れたことは、本事業を円滑に進めていく上で大変有意義であった。
 - ・各種講話を通して、スクールカウンセラー等の専門性を高めることにつながった。
 - ・スーパーバイザーによるグループスーパービジョンを通して、日頃の悩みを解決する一助となった。
 - ・スクールソーシャルワーカーとの合同研修会を開催したことで、互いの役割、専門性について理解するとともに、学校現場での協働に関してのイメージを深めることができた。
- イ 高等学校
 - ・未実施
- ウ 特別支援学校
 - ・相談体制や対応困難事例等の検討を通して、障害特性に応じた支援、教職員等との連携など解決に向けた方策やヒント、課題を共有することができた。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ア 小・中学校
 - SVの設置の有無 有（4人）
 - 活用方法
 - ①年間6回行われるスクールカウンセラー等活用事業検討会議において、担当指導主事とともに各研修会の内容等を検討し、本事業の推進について助言する。
 - ②各研修会において、スクールカウンセラー等に対する講義やグループスーパービジョンを行う。
- イ 高等学校
 - SVの設置の有無 無
- ウ 特別支援学校
 - SVの設置の有無 無（配置はないが連絡協議会において助言者に助言を受けている。）

(6) 課題

- ア 小・中学校
 - ・経験が不足しているスクールカウンセラー等に対して更なる資質向上を図りたいと考えているが、研修の機会をこれ以上増やすことが難しいため、個々の自己研鑽に委ねる部分が多い。

イ 高等学校

- ・研修会を実施していないため、スクールカウンセラー同士の情報交換や資質向上に向けての対策を考える必要がある。
- ・小学生、中学生と高校生とでは、アプローチの方法が異なる場合もあり、地域によっては適切な人材が確保できないケースもある。

ウ 特別支援学校

- ・本事業の事業内容や実施手続き等について、特別支援学校及び配置するスクールカウンセラーに共通理解を図ること。
- ・研修会で上がった課題や対策等について、全ての学校に共通理解を図るとともに、担当者や管理職を含めた共有の場や方法を持つこと。

【3】スクールカウンセラー等の活用事例

小・中学校

【事例1】発達障害等への支援のための活用事例（⑩）

- ・中学1年のA男は小学3年生時、ADHDの診断を受けた。2年近く服薬するものの、主治医の転勤により中断していた。学級担任は、学習面は平均以上であるが忘れ物が多いこと、相手の気持ちが分からないこと、友達とのトラブルが多いことが気になっていた。また、学級全体への指示が、本人には伝わりにくいため、個別指導が必要であると考えていた。
- ・5月下旬、母親から担任に、A男のことで苦勞しているとの相談があったので、担任はSCを紹介。SCと母親の面談では、母親自身もADHDであり混乱しやすい性格であること、家庭ではA男の自分勝手な行動が多く、兄弟喧嘩も絶えず対応に苦慮しているとのことであった。以後、2週間に1回の継続面接となる。
- ・校内では、月1回のペースでケース会議を実施した。その際、A男の情報交換をすると共に、担任・学年主任・SC等の役割分担を明確にした。（担任：トラブルの多いA男のクールダウン、学年主任：管理職や他教員との連絡調整、SC：母親面接）
- ・2学期になってA男は学校の廊下に画びょうをまくなど、より不安定で攻撃的な行動をとるようになる。さらにA男は親しい教員に、家には「ねじ」や「くぎ」を使って作った武器を隠し持っていることを打ち明ける。担任が聞いただと、悪びれた様子もなく、父親に対抗するためだと語る。母親からの情報では、子供達の家庭学習は父親が見ることが多く、計算問題の一部は小学生の妹たちよりできないことがあり、父親にかなり手厳しく叱られ、強い反感を持っているとのことであった。緊急ケース会議を開催し、早急に両親と学校とで話し合いを持つ必要性が確認された。
- ・10月中旬、両親が来校し、教頭を含む関係職員が出席し話し合いが行われた。話し合いの席では、父親はA男に対する行き過ぎた対応を認め、病院への受診を約束した。
- ・その後、A男は服薬を開始し、母親は月2回のカウンセリングを継続し、A男の問題行動は減少した。

【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

- ・小学1年のB子は、支援員やたまに来るSCにべったりと近づいてくる。保健室にも入り浸る状態であったが、ある日、養護教諭がB子の左ふくらはぎに大きな青あざを見つけ尋ねると「階段で転んだ。」とのことであった。休み時間になるとB子がSCに近づいてきて「おねしょしなくするにはどうしたらいい？」と尋ねてきた。話を聞いていると「今日も、おねしょしてお母さんから怒られた。」とのこと。「どんな風に怒られたの？」と聞くと黙ってしまった。この旨を、管理職に伝えた。
- ・後日、支援員からB子が母親から養護教諭やSCへの相談を禁じられているとの情報が入ったため、SCから教職員に対し「できるだけB子の話を聞いてあげてほしい」と伝えた。
- ・ある時、再び右腕に青あざが見られたため、管理職と相談し、学校から市の福祉課に通報した。福祉課から母親に連絡が行き、それ以降は、青あざを見かけることはなくなった。再発防止のため、SCや教頭が母親と面談を行い、多くの教職員でB子を見守る体制を整えている。

【事例3】ヤングケアラーへの支援のための活用事例（⑯）

- ・不登校が続いている中学生のC男の家庭状況について、市の家庭児童相談員からSCに情報提供があった。それによると、「不登校の背景には、精神疾患で入退院を繰り返す母親と、気性の激しい父親が影響しているのではないかと」というものであった。校内生徒連絡会では、そのような家庭環境による影響を視野に入れ、学校・医療・福祉の関係者が揃って支援会議を行う必要があること共有した。
- ・その後の支援会議では、関係機関の担当者も出席し、情報共有を行った。担任や家庭児童相談員からはC男本人の困り感や希望について、SCからはヤングケアラーに生じがちな不安や進路面での必要な支援に関することを伝え、情報を共有した。それぞれの役割分担、今後の連携の仕方について綿密に協議することができた。
- ・現在高1となったC男について、福祉の道に進むため大学進学を夢を持っている、との報告が家庭児童相談員から入っている。

【事例4】校内研修のための活用事例（17）

- ・校長から「中学3年のD男が、担任への不信感を露わにしている。その影響により、他の生徒に暴力を振るうなどの行為も見られ、担任も消耗している。」とSCに相談があった。校長は、D男の問題は、担任一人が抱える問題ではなく、チーム学校として関わっていく必要があると考えている。しかし、担任は、他の教師に相談できずにいるという。そこで、SCがD男にカウンセリングを行ったり、担任への助言等を行ったりするなどして仲介し、問題解決に当たることとなった。また、SCを講師とした教職員研修でD男を取り上げることが検討された。
- ・SCは、教職員研修に次のことを念頭に取り組んだ。①研修という機会を使うことで、自己開示できず、助けを求められなかった担任を、自然にサポートできる場面とすること、②担任やD男の問題点を取り上げるのではなく、担任の出来ていることや工夫していることを認め、D男の言動の中には、担任への甘えや期待があることなどを話題にし、希望と勇気を実感できるものにする、③全職員の発言等を通じて、協力し支え合う教職員集団であることを再確認し、相談しやすい体制を整え、チーム学校そのものをエンパワーすること、④知識や技術の向上以上に、チーム学校機能の向上を図ること
- ・実際の研修では、担任がD男について事例を提供する場面を設定した。そして、担任が望む現実的な結果（一か月後の卒業式にD男が出席し、担任の呼名に返事をする）を共有し、そのための第一歩として何をすべきかを全員で検討した。その結果、D男の態度に一喜一憂せず、淡々と肯定的に働き掛けることとなった。担任のこれまでの取組を理解しつつ、苦労を共有し、応援する流れになった。卒業式、D男は担任の呼名に返事をした。式の終了後、D男は担任を訪れ、挨拶した。

高等学校

【事例1】場面緘黙の生徒に対する対応（8、9）

- ・周囲とは、筆談やうなずきで応答している。1年次より継続してカウンセリングを行ってきた。
- ・実習では対話を行うことができ、コミュニケーションでの自信が持てた様子であった。体験発表会では口頭で行うことができ、周囲の生徒や教員も喜んだ。
- ・今後の進路等についても支援をし、受験の面接では練習の甲斐があり、言葉で応答することができた。
- ・カウンセリングを継続してきたが、場面緘黙の改善は見られなかった。

【事例2】【事例3】【事例4】なし

特別支援学校

【事例1(1)】生徒の学業・進路のための活用事例（6⑨）

- ・知的に軽度の障害の生徒が、卒業後の家庭生活や進路について「心の整理ができない」と悩んでいた。
- ・次第に人間関係でのトラブルや自傷行為が見られるようになったためカウンセリングを実施した。
- ・継続的にカウンセリングを実施することで、自己認識等の自分を見つめる機会となった。

【事例1(2)】生徒の対人関係のための活用事例（7）

- ・環境の変化への対応が難しい生徒で、新学期の環境変化や教職員との関係構築に時間がかかることが心配された。
- ・新担任に対し、生徒理解のための心理面での理解が深まった。
- ・本人や保護者の納得する支援や配慮がなされ、生徒に関わる人たちとの信頼関係が構築されつつある。

【事例2】【事例3】なし

【事例4】障害理解のための活用事例（15）

- ・校内の教職員向けに事例研修を実施した。
- ・生徒を事例に挙げ、担任とのコンサルテーションや事例検討会、研修会を実施し、共通理解を図った。
- ・教職員の障害理解や指導方法を共通理解することで生徒が落ち着いて学校生活を送れるようになった。

【4】成果と今後の課題

ア 小・中学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ア 児童生徒や保護者への対応に加え、教職員へのコンサルテーションという面からも、校内で欠かすことのできない存在として活躍するスクールカウンセラーが多い。
- イ スクールカウンセラーを中学校区ごとに配置し、「学区のSC」として小・中学校9年間を見通した関わりができることにより、子どもや保護者に大きな安心感を与えている。定期的な連絡協議会や小中合同のケース会議等にもSCが参加しやすく、小中連携の推進や、問題の早期発見にも役立っている。

○スクールカウンセラー等の相談・助言件数の推移

年度	27年度		28年度		29年度		30年度	
相談・助言件数	99,327		112,564		110,457		103,589	
内訳	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒（相談）	14,489	15,267	13,088	20,138	13,999	19,816	13,823	18,389
保護者（相談）	13,378	11,626	16,626	12,916	16,695	11,962	16,081	10,026
教職員（助言）	23,743	20,824	24,669	25,127	23,935	24,050	23,317	21,953
計	51,610	47,717	54,383	58,181	54,629	55,828	53,221	50,368

○相談・助言内容

	小学校児童生徒	小学校保護者	小学校教職員	中学校児童生徒	中学校保護者	中学校教職員
1位	22% 友達	19% 発達上問題	20% 発達上問題	18% 健康・保健	21% 不登校	19% 不登校
2位	17% 家族	16% 健康・保健	15% 家族	18% 学習・進路	16% 学習・進路	16% 健康・保健
3位	15% 健康・保健	15% 家族	15% 健康・保健	17% 友達	15% 健康・保健	14% 家族

(2) 今後の課題

- ア 小学校における相談件数の増加や問題行動等への早期対応を図るため、配置時数を拡充していく。
- イ スクールカウンセラーの人材確保及び資質の向上を図っていく。

イ 高等学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

発達障害を抱える生徒の増加など、心の健康問題についてカウンセリングを必要とする生徒が増加傾向にあるとともに、それに起因するいじめ、不登校等に対する専門的な知見に基づく支援の必要性があるため、各学校におけるニーズは非常に高まっており、その期待は大きい。

○相談対応実績

	総時間数	総日数	総相談件数	内訳			
				生徒	保護者	教職員	その他
H30年度	3,028	802	5,723	2,234	354	2,891	244

(2) 今後の課題

- ア 小、中学校でスクールカウンセラーを全校配置しており、中学校時にカウンセリングを受けていた生徒、保護者に対する継続支援の必要性がある。
- イ カウンセリングを必要とする生徒に十分に対応できていない現状があり、配置校の拡充が求められる。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
必要者数(A)	2,004人	2,133人	2,502人	2,290人	2,416人
実施数(B)	219人	215人	130人	113人	288人
実施率(B/A*100)	10.9%	10.1%	5.2%	4.9%	11.9%

※スクールカウンセラーによる面談が必要と思われた生徒数（A）に対して、県配置のスクールカウンセラーが、拠点校・重点巡回校以外の高校で面談を実施した生徒数（B）の割合。

ウ 特別支援学校

(1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

ア 相談対応実績

	総時間数	相談件数	内訳			
			生徒	保護者	教職員	区別なし・不明
平成28年度	1,624	1,724	964	381	375	4
平成29年度	1,918	1,792	868	291	632	1
平成30年度	1,883	1,766	824	316	615	11

- イ 各校の設置状況（在籍児童生徒の障害種や発達段階等）を踏まえつつ、スクールカウンセラーとしての専門性を生かし、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への適切な指導助言が実施できた。
- ウ スクールカウンセラーの役割や活用方法の理解が進み、保護者の相談件数が増加した。

(2) 今後の課題

- ア 派遣時間や日数拡充の希望や継続相談の希望への対応
- イ スクールカウンセラーの校内研修での活用や有効な活用の共有
- ウ 司法や福祉など他の専門家との連携や協力